

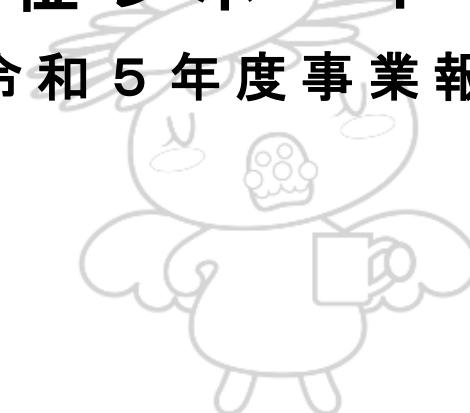
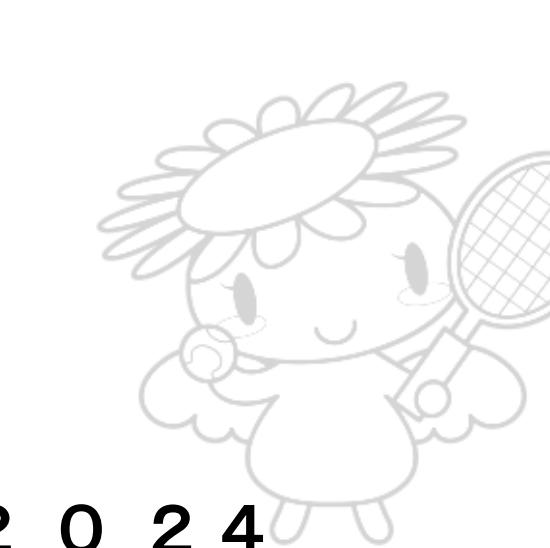
保健福祉レポート 2024

〈令和5年度事業報告〉



豊田市

健康づくりキャラクター
きらちゃん



目次

1 概況	1
◆ 豊田市の概況	2
◆ 人口・世帯数・面積	2
◆ 保健と福祉に関する組織	3
◆ 保健と福祉に関する事務分掌	4
2 人口統計	9
◆ 豊田市の総人口（1歳階級・5歳階級年齢別・満年齢・外国人含む）	10
◆ 5歳階級人口ピラミッド（令和5年10月1日現在・満年齢・外国人含む）	11
◆ 人口動態	11
(1) 表章記号・用語の解説・比率計算方法・基礎人口・発生頻度	12
(2) 出生	14
(3) 死亡	16
(4) 乳児死亡	21
(5) 自然増加	21
(6) 死産	21
(7) 周産期死亡	22
(8) 婚姻	22
(9) 離婚	23
3 高齢者保健福祉	24
◆ 介護予防事業	25
(1) 訪問指導	25
(2) 認知症予防事業	25

(3) 高齢者健康づくり・介護予防事業.....	26
◆ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業.....	27
◆ 介護支援専門員(ケアマネジャー)研修・現任介護職員研修.....	27
◆ 生活管理指導・緊急短期宿泊事業.....	27
◆ 「食」の自立支援事業(配食サービス事業).....	27
◆ 徘徊高齢者家族介護支援事業.....	27
◆ 訪問理美容サービス事業.....	28
◆ シルバーカー購入費助成事業.....	28
◆ 寝具貸与・クリーニング費の支給.....	28
◆ すこやか住宅リフォーム助成.....	28
◆ 低所得者利用支援.....	28
◆ 家族リフレッシュショートステイ.....	29
◆ 福祉電話訪問.....	29
◆ 緊急通報システム事業.....	29
◆ 施設サービス.....	30
(1) 入所施設.....	30
(2) 養護老人ホーム.....	31
(3) 高齢者世話付き住宅(シルバーハウジング).....	31
(4) 高齢者生活支援ハウス.....	31
◆ ひとり暮らし高齢者等移動費助成事業.....	31
◆ 自動車学校のスクールバスを利用した高齢者等の外出支援.....	32
◆ 敬老金の贈呈.....	32
◆ 就労対策(高齢者能力活用推進事業).....	32
◆ ひとり暮らし高齢者等登録制度.....	32
◆ 避難行動要支援者名簿制度.....	33
◆ 介護保険課出前講座.....	33

◆ 豊寿園の利用状況.....	33
◆ じゅわじゅわの利用状況.....	33
◆ 寿楽荘の利用状況.....	34
◆ お元気ですかボランティア訪問事業.....	34
◆ ささえあいネット～高齢者見守りほっとライン～.....	34

4 介護保険..... 35

◆ 第1号被保険者.....	36
◆ 介護保険料.....	36
◆ 認定者数.....	37
◆ サービスの利用状況.....	37
(1) 居宅介護(介護予防)サービス.....	37
(2) 地域密着型介護(介護予防)サービス.....	38
(3) 施設サービス.....	38
(4) 居宅介護(介護予防)サービス計画.....	38
(5) 特定入所者介護(介護予防)サービス費.....	38
(6) その他サービス.....	38
(7) 特別給付.....	38
◆ 介護サービス事業所.....	39
◆ 地域包括支援センター運営事業.....	39

5 障がい者(児)保健福祉..... 42

◆ 精神保健福祉.....	43
(1) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況.....	43
(2) 自立支援医療費(精神通院)の給付.....	43

(3) 医療保護入院の状況	43
(4) 精神保健福祉相談状況	43
(5) 精神障がい者の地域移行・地域定着支援	44
(6) 豊田市措置入院者の退院後の支援事業	44
(7) 豊田市ピアソポーターフォローアップ研修、交流会	44
(8) 精神保健福祉理解啓発事業	44
(9) 障がい者総合支援法 精神障がい者の福祉サービスの利用状況	45
(10) 精神障がい者支援従事者研修会	45
(11) 精神障がい者地域支援協議会	45
(12) 家族教室及び家族交流会	45
(13) 地域活動支援センターⅢ型事業利用状況	46
(14) 地域活動支援センターⅠ型事業利用状況	46
(15) 精神障がい者家族相談支援事業	46
 ◆ 難病対策	46
(1) 特定疾患医療給付公費負担受給者の状況	46
(2) 特定医療費受給者の状況	47
(3) 先天性血液凝固因子障がい等治療研究事業	47
(4) 難病患者地域ケア推進事業	47
(5) 豊田市難病患者支援金支給事業	48
 ◆ 身体障がい者手帳	48
(1) 身体障がい者手帳所持者数・障がい別・等級別の状況	48
(2) 身体障がい者手帳交付数	49
 ◆ 療育手帳	49
(1) 療育手帳所持者数	49
(2) 年齢別・判定別の状況	49
 ◆ 手当制度	49
(1) 豊田市心身障がい者扶助料	49
(2) 豊田市在宅重度心身障がい者手当	49
(3) 愛知県在宅重度障がい者手当	49
(4) 特別障がい者手当	49
(5) 障がい児福祉手当	50
(6) 特別児童扶養手当	50
 ◆ 障がい者総合支援法による支給及び給付	50
(1) 補装具費の支給	50
(2) 日常生活用具の給付	50
(3) 自立支援医療費（更生医療）の支給	51

◆ 助成制度	51
(1) 障がい者タクシー料金助成	51
(2) 身体障がい者用自動車改造費助成事業	51
(3) 自動車運転免許取得費助成事業	51
(4) 心身障がい者扶養共済掛金助成事業	51
(5) 中等度以下難聴児補聴器購入費等助成事業	51
◆ 日常生活	52
(1) 寝具貸与（日常生活用具給付等事業）	52
(2) 緊急通報システム設置事業	52
(3) 福祉電話訪問事業	52
(4) 「食」の自立支援事業（配食サービス事業）	52
(5) 移動入浴サービス	52
(6) 点字広報・声の広報	52
(7) 手話通訳者設置及び派遣・要約筆記奉仕員派遣	53
(8) ホームヘルパー	53
(9) 移動支援	53
(10) 同行援護	53
(11) 障がい者教養教室	53
(12) 福祉車両による移送サービス	54
(13) 訪問理美容サービス	54
(14) 障がい者相談支援事業	54
(15) 障がい者虐待	54
◆ 施設	55
(1) ショートステイ	55
(2) 日中一時支援事業	55
(3) 障がい児等療育支援事業	56
(4) 障がい者総合支援法による福祉サービス利用者	56
(5) グループホーム	56
(6) 児童福祉法による障がい児通所支援	56
(7) 児童発達支援センター	56
6 母子保健・児童福祉	58
◆ 母子健康手帳交付	59
◆ 利用者支援事業（母子保健型）	59
◆ 出産・子育て応援給付金	60

◆ 健康教育・啓発.....	60
(1) パパママ教室～1stマタニティ～.....	60
(2) 多胎パパママ教室.....	60
(3) 2ndマタニティ教室～2人目からの子育て～.....	61
(4) 離乳食・幼児食教室における管理栄養士派遣事業.....	61
(5) 思春期教育.....	61
(6) SIDS(乳幼児突然死症候群)啓発事業.....	62
(7) 出前講座.....	62
(8) 母子保健事業従事者早期療育推進研修会.....	63
(9) ふれあい子育て教室.....	63
◆ 自主グループ支援.....	63
(1) 多胎児のつどい.....	63
(2) アレルギー児を持つ親の会.....	64
◆ 母子保健推進員.....	64
(1) 母子保健推進員養成講座.....	64
(2) 妊婦さん電話.....	64
(3) おめでとう訪問員・母子保健推進員研修.....	65
(4) おめでとう訪問事業.....	65
(5) 「豊田市母子保健推進員の会」の活動支援.....	65
◆ 児童虐待予防対策.....	66
(1) 児童虐待防止教育.....	66
(2) ママの子育てを支援する会(育児不安の保護者グループの支援).....	66
(3) みんな悩みは一緒！子育てが楽しくなる教室.....	67
◆ 相談・訪問指導.....	67
(1) 育児健康相談（来所・電話・オンライン）.....	67
(2) こども相談.....	69
(3) 妊産婦、低出生体重児、新生児、乳幼児訪問.....	70
(4) 不妊症・不育症相談.....	71
◆ 母子連絡票.....	71
◆ 妊産婦・乳幼児健康診査.....	71
(1) 妊産婦・乳児健康診査(医療機関等).....	71
(2) 3、4か月児健康診査.....	73
(3) 1歳6か月児健康診査.....	76
(4) 3歳児健康診査.....	78
(5) にこにこ広場(3、4か月児健診事後教室).....	82

◆ 医療給付事業	82
(1) 小児慢性特定疾病医療費助成制度	82
(2) 自立支援医療（育成医療）	83
(3) 養育医療	83
(4) 不妊治療費助成制度	83
◆ 母体保護	84
◆ 保育事業	84
(1) 園児数の推移	84
(2) 乳児保育	85
(3) 障がい児保育	85
(4) 延長保育	85
(5) 認可外保育施設	85
(6) 一時保育事業	85
(7) 休日保育事業	85
(8) 病児保育事業	86
(9) 保育ママ事業	86
◆ 子育て支援事業	86
(1) 子育て短期支援	86
(2) ひとり親家庭等日常生活支援事業	86
(3) 豊田市産後ケア事業	86
(4) 豊田市産前産後支援事業	87
(5) 放課後児童クラブ	87
◆ 関連施設・窓口の利用状況	87
(1) とよた子育て総合支援センター	87
(2) 志賀子どもつどいの広場	87
(3) 柳川瀬子どもつどいの広場	87
(4) 地域子育て支援センター	88
(5) 家庭児童相談室	88
(6) 地域活動事業	88
(7) 子育てひろば事業	89
◆ 手当等の支給	89
(1) 児童手当	89
(2) 児童扶養手当	89
(3) 愛知県遺児手当	89
(4) 豊田市ひとり親家庭等支援手当	90
◆ ひとり親相談	90

◆ 母子家庭等就業支援	90
◆ 母子・父子家庭自立支援給付金	90
7 保険年金	91
◆ 国民健康保険	92
(1) 被保険者	92
(2) 保険給付	92
◆ 後期高齢者医療制度	93
(1) 被保険者	93
(2) 保険料率及び賦課限度額	94
◆ 国民年金	94
(1) 被保険者	94
(2) 保険料の免除者数	94
8 生活福祉	95
◆ 福祉医療費助成事業	96
(1) 子ども医療費助成	96
(2) 心身障がい者医療費助成	96
(3) 母子・父子家庭医療費助成	96
(4) 精神障がい者医療費助成	97
(5) 福祉給付金助成	97
◆ 民生委員・児童委員活動(行政と地域福祉のかかわり方)	97
◆ 生活保護	98
(1) 被保護世帯数・人員・保護率の推移	98
(2) 世帯類型別被保護世帯数の構成比の推移	98
(3) 保護の開始・廃止の状況	98

9 生活衛生..... 99

◆ 薬務	100
(1) 薬事指導.....	100
(2) 薬物乱用防止対策.....	100
◆ 食品衛生.....	101
(1) 営業許可及び監視指導.....	101
(2) 市場監視.....	104
(3) 監視指導計画による監視状況.....	104
(4) 食中毒.....	104
(5) 行政処分.....	104
(6) 収去検査.....	105
(7) 夏期食品一斉取締り(6月26日から8月31日)	105
(8) 年末食品一斉取締り(12月1日から12月28日)	106
(9) 輸入食品.....	107
(10) 食の安全・安心を語る懇談会.....	107
(11) 啓発及び講習会等.....	107
◆ 食鳥処理.....	108
◆ 食肉衛生検査所.....	108
(1) と畜検査	108
(2) 衛生検査	109
(3) 外部検証	109
(4) 衛生指導等	109
◆ 狂犬病予防.....	109
◆ 動物愛護.....	110
◆ 化製場等.....	112
◆ 試験検査.....	112
(1) 行政検査	112
(2) 依頼検査	116
(3) 精度管理実施状況	116

10 健康づくり 118

◆ 健康手帳交付	119
◆ 訪問指導	119
◆ 健康教育・健康相談	119
(1) 出前講座	119
(2) 健康相談	120
◆ 健康診査	120
(1) 特定健康診査	121
(2) 特定健康診査受診勧奨	121
(3) 後期高齢者医療健康診査	121
(4) いきいき健診	121
◆ がん検診等	122
(1) 胃がん検診	122
(2) 大腸がん検診	123
(3) 子宮頸がん検診	123
(4) 乳がん検診	123
(5) 肺がん検診	123
(6) 前立腺がん検診	123
(7) 胸部エックス線検査	124
(8) 肝炎検診	124
(9) 総合がん検診(再掲)	124
(10) 脳ドック(総合がん検診と同時実施)	125
(11) がん検診推進事業(再掲)	125
◆ 女性の健康づくり	125
(1) レディース検診	125
(2) 骨粗しょう症検診	125
◆ 特定保健指導	126
(1) あなたのための健康教室	126
(2) 健康体験会(特定保健指導受講奨励事業)	126
(3) 重症化予防事業	126
(4) 「生活習慣病予防教室」	127
◆ 栄養改善	128
(1) 栄養相談	128
(2) 地区組織の育成、指導(栄養士連絡会)	128

(3) 特定給食施設指導.....	128
(4) 食品表示法（保健事項）、健康増進法第65条第1項等指導・相談.....	129
(5) 国民健康・栄養調査.....	129
 ◆　歯科保健（8020推進事業）.....	129
(1) 来所・電話相談.....	129
(2) 歯の健康教育.....	129
(3) 歯科健康診査.....	131
(4) 豊田市障がい者歯科事業.....	132
(5) 豊田市歯科口腔保健支援センター事業.....	132
 ◆　健康づくり豊田21計画（第三次）推進事業.....	133
(1) 小、中学生健康教育資料配布.....	133
(2) ウオーキング地区支援事業.....	133
(3) とよた健康マイレージ事業.....	134
 ◆　きらきらウエルネス地域推進事業.....	134
(1) 健康づくり意見交換会.....	134
(2) 地域診断検討会.....	135
(3) 健康づくり推進事業補助金.....	136
 ◆　ヘルスサポートリーダー養成事業.....	136
(1) ヘルスサポートリーダー養成講座.....	136
(2) ヘルスサポートリーダースキルアップ事業.....	136
(3) ヘルスサポートリーダーが行う健康講座.....	137
 ◆　自殺対策計画推進事業.....	138
(1) 市民、事業所への啓発.....	138
(2) ゲートキーパー養成研修.....	139
 ◆　受動喫煙防止対策事業.....	140
(1) 受動喫煙防止啓発事業.....	140
(2) 世界禁煙デー及び禁煙週間啓発事業.....	140
(3) 禁煙治療費助成事業.....	140
 ◆　食育推進事業.....	140
(1) 推進組織.....	140
(2) 食の学び舎開設.....	140
(3) 食育実践教材の作成.....	141
(4) かみかみ運動推進.....	141
(5) 食育月間・食育の日普及啓発.....	141
(6) 「野菜の日」啓発.....	142

(7) 食育人材バンク.....	142
(8) たべまるを活用した食育事業.....	142
(9) 行事食の普及.....	142
(10) 高校生への出前食育講座.....	142
(11) 若者向け食育啓発事業.....	142

◆ 原子爆弾被爆者援護事務.....	143
--------------------	-----

1 1 感染症予防..... 145

◆ 感染症予防.....	145
(1) 感染症対策.....	145
(2) 特定感染症予防対策.....	147
(3) 新型コロナウイルス感染症.....	148
◆ 肝炎患者等医療給付事業.....	151
(1) B型・C型肝炎患者医療給付事業	151
(2) 肝がん・重度肝硬変患者医療給付事業	151
◆ 結核予防.....	152
(1) 健康診断実施状況.....	152
(2) 結核患者管理.....	153
(3) コッホ現象.....	154
◆ 定期の予防接種.....	154
(1) A類疾病.....	155
(2) B類疾病.....	158
◆ 任意の予防接種.....	159
(1) 豊田市風しん対策事業.....	159
(2) 豊田市麻しん対策事業.....	160
(3) 豊田市任意予防接種費用助成事業.....	160
(4) 豊田市特別の理由による任意予防接種費用助成事業.....	160
(5) 子宮頸がん予防ワクチン自費接種者への償還払い.....	160
(6) インフルエンザ予防接種費補助金.....	160
◆ 環境衛生.....	161
(1) 環境衛生関係営業施設の衛生.....	161
(2) 特定建築物の衛生.....	161
(3) 墓地・火葬場・納骨堂.....	161

(4) 古瀬間聖苑利用実績.....	161
(5) 水道施設.....	162
(6) プールの衛生.....	162
(7) 温泉.....	162
(8) 家庭用品.....	162

◆ 住環境衛生.....	162
--------------	-----

1 2 地域医療..... 163

◆ 医務	164
(1) 施設数.....	164
(2) 立入検査.....	165
(3) 許可、届出の状況.....	165
(4) 医療従事者.....	165

◆ 献血状況.....	166
(1) 献血目標及び実績.....	166
(2) 豊田市居住者献血実績.....	166

◆ 骨髓バンク登録状況.....	167
------------------	-----

◆ 救急医療.....	167
(1) 救急告示病院及び診療所数.....	167
(2) 休日救急内科診療所.....	167
(3) 在宅当番医制.....	168
(4) 病院群輪番制.....	168
(5) 小児救急医療支援事業.....	168
(6) 救命救急センター.....	169
(7) 医療安全支援センター.....	169

1 3 保健・福祉に関する総括..... 170

◆ 豊田市社会福祉審議会.....	171
◆ 豊田市地域保健審議会.....	172

◆ 社会福祉に係る指導・監督.....	172
(1) 社会福祉法人・施設・事業等の指導監督.....	172
(2) 社会福祉法人・施設・事業等 認可申請・指定・届出.....	173
◆ 厚生労働統計調査(保健関係).....	174
◆ 厚生労働統計調査(社会福祉関係).....	174
◆ 厚生労働統計調査(保健関係、社会福祉関係にまたがるもの).....	174
◆ 統計調査(その他).....	174
◆ 地域保健関係職員等研修.....	175
◆ 看護学生実習指導等.....	175
◆ 医師臨床研修.....	176
◆ 医学部地域枠学生実習受入.....	176
◆ 社会福祉士資格取得のための実習指導.....	176
◆ 管理栄養士学生実習指導.....	177
◆ 発表の状況.....	177

1 概況

◆ 豊田市の概況

豊田市は愛知県のほぼ中心部に位置し、「くるまのまち」としてその名を知られています。平成17年4月1日に西加茂郡藤岡町・小原村、東加茂郡足助町・下山村・旭町・稻武町との合併を果たし、人口約40万人、面積約918平方キロメートルの新生豊田市としてスタートしました。豊かな自然と活力ある産業という資源を生かし、「人が輝き 環境にやさしく 躍進するまち・とよた」の実現を目指しています。



◆ 人口・世帯数・面積

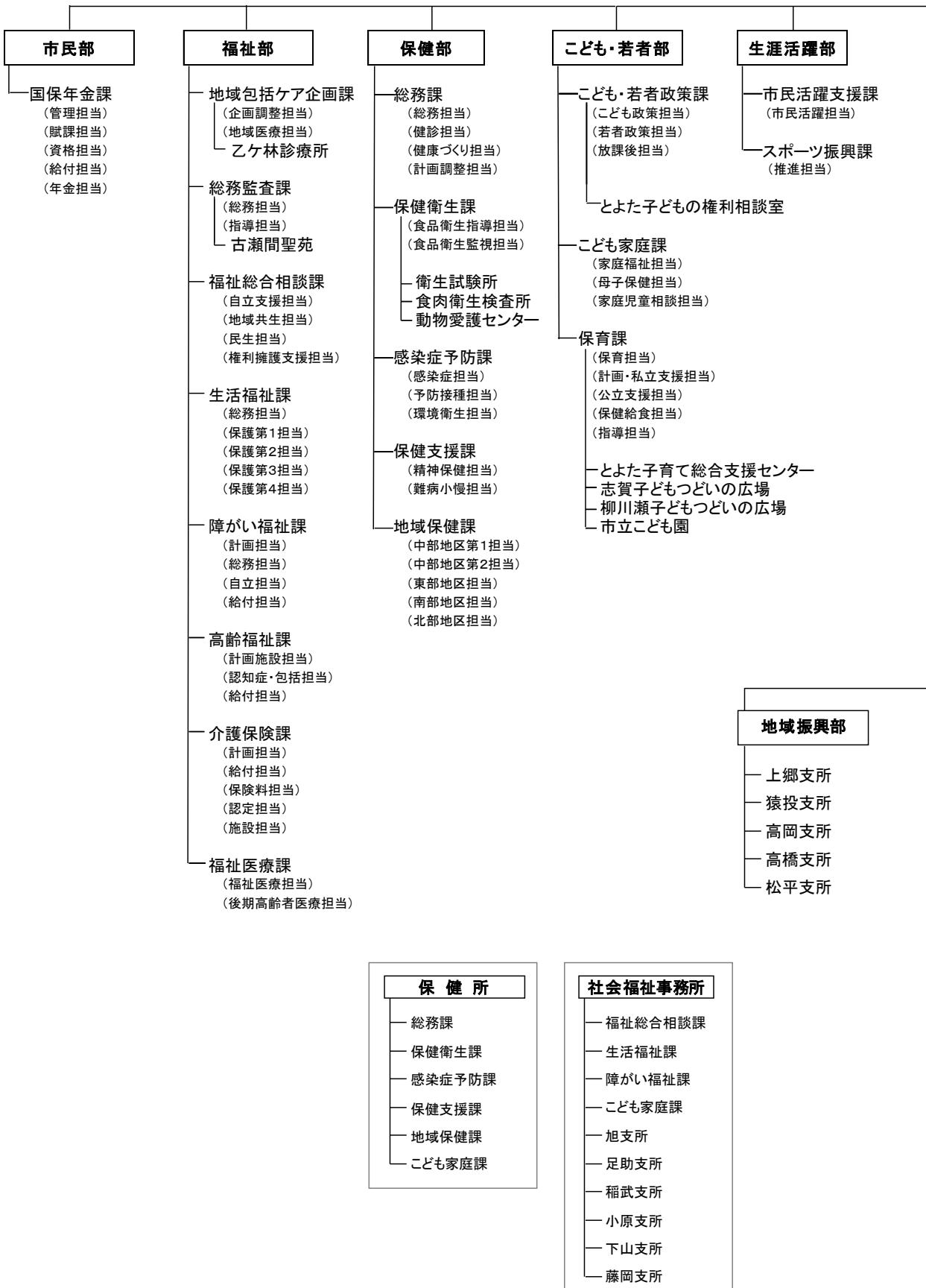
(令和5年10月1日現在)

人 口	416,880人
男	216,940人
女	199,940人
世 带 数	186,210世帯
面 積	918.32km ²

地区別	豊田地区	藤岡地区	小原地区	足助地区	下山地区	旭地区	稻武地区
人口(人)	379,057	19,273	3,243	6,906	4,032	2,350	2,019
男	198,032	9,830	1,573	3,377	2,002	1,140	986
女	181,025	9,443	1,670	3,529	2,030	1,210	1,033
世帯数(世帯)	170,743	7,601	1,481	2,757	1,641	1,038	949
面積(km ²)	290.11	65.58	74.54	193.12	114.18	82.16	98.63

注：人口は令和5年10月1日現在の住民基本台帳による。

◆ 保健と福祉に関する組織



◆ 保健と福祉に関する事務分掌

部	課		事務分掌
市民部	国保年金課	市	(1)国民健康保険の資格、給付及び保健事業に関すること (2)国民健康保険税の賦課に関すること (3)豊田市国民健康保険運営協議会に関すること (4)国民年金の資格及び給付等の手続に関すること
	企画課	市	(1)地域包括ケアシステム及び地域福祉の企画、調整等に関すること (2)公的支援の再編等に関すること (3)福祉人材の確保に係る企画に関すること (4)地域医療対策の推進及び調整に関すること
	診療乙ヶ所林	市	(1)健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する診療に関すること (2)各種健診及び予防接種に関すること
	総務監査課	市	(1)社会福祉審議会に関すること (2)戦傷病者及び戦没者遺族に対する支援等に関すること (3)市が設置する社会福祉施設等に関すること(福祉部の他課が所管する施設を除く) (4)社会福祉法人の設立認可及び指導監督並びに社会福祉施設の指導監査に関すること (5)老人福祉、障がい者福祉及び介護保険に係る事業者の指導監督に関すること
	聖苑古瀬間	市	(1)死体、人体の一部等の火葬に関すること (2)古瀬間聖苑の運営管理に関すること
福祉部	福祉総合相談課	市	(1)福祉の総合的な相談に関すること (2)要援護者の個別支援の調整、実施並びに施策立案に関すること (3)支え合いの地域づくりの促進に関すること (4)高齢者、障がい者等の虐待、その他の支援困難事案に関すること (5)社会福祉協議会に関すること (6)成年後見に関すること (7)生活困窮者の自立支援に関すること (8)災害応急援助の総括及び災害見舞金、災害弔慰金等の支給に関すること (9)民生委員に関すること (10)避難行動要支援者に関すること
	福祉事務所		(1)委任規則第2条第3号に規定する身体障害者福祉法関係の事務に関すること (2)委任規則第2条第4号に規定する知的障害者福祉法関係の事務に関すること (3)委任規則第2条第5号に規定する老人福祉法関係の事務に関すること
	生活福祉課	市	(1)生活保護に関すること (2)行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること (3)中国残留邦人等に対する支援等に関すること (4)在日外国人福祉給付金の支給に関すること
	福祉事務所		(1)委任規則第2条第1号に規定する生活保護法関係の事務に関すること (2)前号に掲げるもののほか、生活保護に関すること (3)委任規則第2条第8号に規定する中国残留邦人等の事務に関すること

部	課		事務分掌
障がい福祉課	市		(1)障がい者の福祉及び自立支援の企画、調整等に関すること (2)障がい者福祉に係る措置、給付等に関すること (3)身体障がい者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳に関すること (4)障がい福祉サービス事業所等の指定、届出等に関すること (5)市が設置する障がい者福祉施設等に関すること (6)障がい者総合支援法に関すること (7)社会福祉法人豊田市福祉事業団に関すること
		福祉事務所	(1)委任規則第2条第6号に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律関係の事務及び同条第7号に規定する障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係の事務に関すること (2)前号に掲げるもののほか、次に掲げる業務 ア 児童の療育相談に関すること イ 知的障がい児・者の更生援護等に関すること ウ 身体障がい児・者の更生援護等に関すること
福祉部	高齢福祉課	市	(1)高齢者の福祉及び保健の企画、調整等に関すること (2)認知症対策（若年性認知症を含む。）に関すること (3)高齢者の自立、在宅支援等に関すること (4)老人福祉施設等の管理、運営等及び養護老人ホーム、軽費老人ホームの許可、届出等に関すること (5)地域包括支援センターの設置及び運営に関すること
	介護保険課	市	(1)高齢者の福祉及び介護保険事業の計画に係る事業の調整に関すること (2)介護保険料の賦課及び収納管理に関すること (3)介護保険の資格、給付等に関すること (4)要介護認定に関すること (5)要介護状態等の重度化の防止に係る企画、調整及び運営に関すること (6)自立した日常生活のための支援に係る企画、調整及び運営に関すること (7)介護保険施設、老人福祉施設等の指定、届出等に関すること (8)介護保険事業者の指定に関すること (9)後期高齢者医療の保険料の収納管理に関すること
	福祉医療課	市	(1)子ども、心身障がい者、母子・父子家庭、精神障がい者等の医療費の助成に関すること (2)後期高齢者医療の資格、給付等に関すること (3)後期高齢者医療の保険料賦課等に関すること

部	課		事務分掌
保健部	総務課	市	(1)健康づくりの計画及び推進に関すること (2)食育の推進及び栄養改善に関すること (3)歯科口腔保健の推進に関すること (4)特定健康診査等の計画及び実施等に関すること (5)後期高齢者の健康診査等に関すること (6)がん検診その他の検診に関すること (7)保健センターに関すること (8)原子爆弾被爆者に関すること (9)献血事業の推進に関すること
		保健所	(1)健康づくり、健康の保持及び増進事業に係る技術的指導に関すること (2)健康危機管理に関すること (3)医事に関すること (4)薬事に関すること (5)衛生検査所に関すること (6)厚生統計に関すること
	保健衛生課	市	(1)所管施設の運営管理に係る総合調整に関すること
		保健所	(1)食品衛生に関すること
	試験衛生所	保健所	(1)衛生上の試験及び検査に関すること
	検査所 食肉衛生	市	(1)と畜場の設置に関すること (2)食鳥処理の事業の許可に関すること
		保健所	(1)と畜検査及び食鳥検査に関すること (2)と畜場及び食鳥処理場の衛生に関すること (3)と畜場及び食鳥処理場における食肉の衛生に関すること
	動物愛護センター	市	(1)狂犬病予防及び犬による危害防止に関すること (2)動物の愛護及び管理並びに特定動物の飼養に関すること (3)化製場等の設置及び構造設備の変更に関すること (4)動物処理場に関すること
		保健所	(1)化製場等に関すること
	感染症予防課	市	(1)予防接種法に関すること (2)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症診査協議会委員の任命、新感染症、費用の徴収、結核指定医療機関及び報告の請求に関すること (3)温泉の利用に関すること (4)改葬に関すること (5)墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可等に関すること (6)専用水道及び簡易専用水道に関すること
		保健所	(1)感染症に関すること (2)環境衛生に関すること
	保健支援課	市	(1)精神保健に係る相談等に関すること
		保健所	(1)精神保健に関すること (2)難病患者の保健に関すること (3)小児慢性特定疾病医療に関すること

部	課		事務分掌
保健部	地域保健課	市	(1)地域との共働による健康づくりの推進に関すること (2)健康相談及び訪問等による保健指導に関すること (3)生活習慣病予防に関すること (4)母子保健の向上に関すること (5)高齢者の介護予防に関すること (6)主に旭地区、足助地区、稻武地区、小原地区及び下山地区に係る狂犬病予防事務に関すること
		保健所	(1)感染症の保健指導に関すること (2)主に旭地区、足助地区、稻武地区、小原地区及び下山地区に係る精神保健及び難病患者の保健に関すること (3)主に旭地区、足助地区、稻武地区、小原地区及び下山地区に係る医療従事者等の免許の受付に関すること (4)主に旭地区、足助地区及び稻武地区に係る調理師、製菓衛生師及びふぐ処理師の免許事務に関すること (5)主に旭地区、足助地区及び稻武地区に係る衛生上の試験及び検査の受付に関すること
こども・若者部	こども・若者政策課	市	(1)子ども及び若者に関する政策立案に関すること (2)子ども及び若者に関する施策の総合調整に関すること (3)子ども及び若者の自立・育成支援に関すること (4)子どもの権利に関すること (5)放課後児童健全育成事業に関すること (6)P T Aに関すること (7)更生保護団体に関すること
	こども家庭課	市	(1)母子生活支援施設及び助産施設の設置認可等に関すること (2)児童、母子家庭等に係る福祉給付に関すること (3)母子家庭等福祉団体の育成及び指導に関すること (4)児童及び妊産婦の福祉に係る支援に関すること (5)児童委員及び主任児童委員に関すること (6)妊産婦及び乳幼児への保健指導及び健康診査に関すること (7)母子保健の向上及び母体保護に関すること (8)未熟児養育医療、自立支援医療(育成医療)に関すること
		保健所	(1)母性及び乳幼児の保健業務に係る指導に関すること
	福祉事務所		(1)委任規則第2条第2号に規定する児童福祉法関係の事務に関すること (2)前号に掲げるもののほか、次に掲げる事務 ア 児童及び妊産婦の福祉に関すること イ 母子、寡婦及び父子の福祉に関すること ウ 家庭児童相談室に関すること

部	課		事務分掌
こども・若者部	保育課	市	(1) こども園・幼保連携型認定こども園・地域型保育事業の利用調整に関する事 (2) 市立こども園の管理、運営及び指導並びに職員の研修に関する事 (3) 市立こども園の設置及び廃止並びに営繕に関する事 (4) 私立保育所、私立幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業の設置認可等に関する事 (5) 学校法人(保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園の設置法人に限る)に関する事 (6) 認可外保育施設に関する事
	とよた子育て総合支援センター	市	(1) 子育てに関する相談、情報提供及び相互援助に関する事 (2) 子育てサークル等の育成及び支援に関する事 (3) とよた子育て総合支援センターの管理に関する事
	つどいの広場 志賀子ども	市	(1) 子育てに関する相談、情報提供及び相互援助に関する事 (2) 子育てサークル等の育成及び支援に関する事 (3) 志賀子どもつどいの広場の管理に関する事
	つどいの広場 柳川瀬子ども	市	(1) 子育てに関する相談、情報提供及び相互援助に関する事 (2) 子育てサークル等の育成及び支援に関する事 (3) 柳川瀬子どもつどいの広場の管理に関する事
	こども園	市	(1) 入所児童の保育に関する事 (2) 市が設置するこども園の管理に関する事
生涯活躍部	市民活躍支援課	市	(1) 生涯にわたる市民の活躍の支援に関する事 (2) 高齢者の生きがいづくり及び活動の支援に関する事
	生涯スポーツ推進課	市	(1) スポーツを生かした地域活動及び地域交流に関する事
地域振興部	高橋、上郷、猿投、松平、高岡、支所	市	(1) 福祉の初期相談に関する事

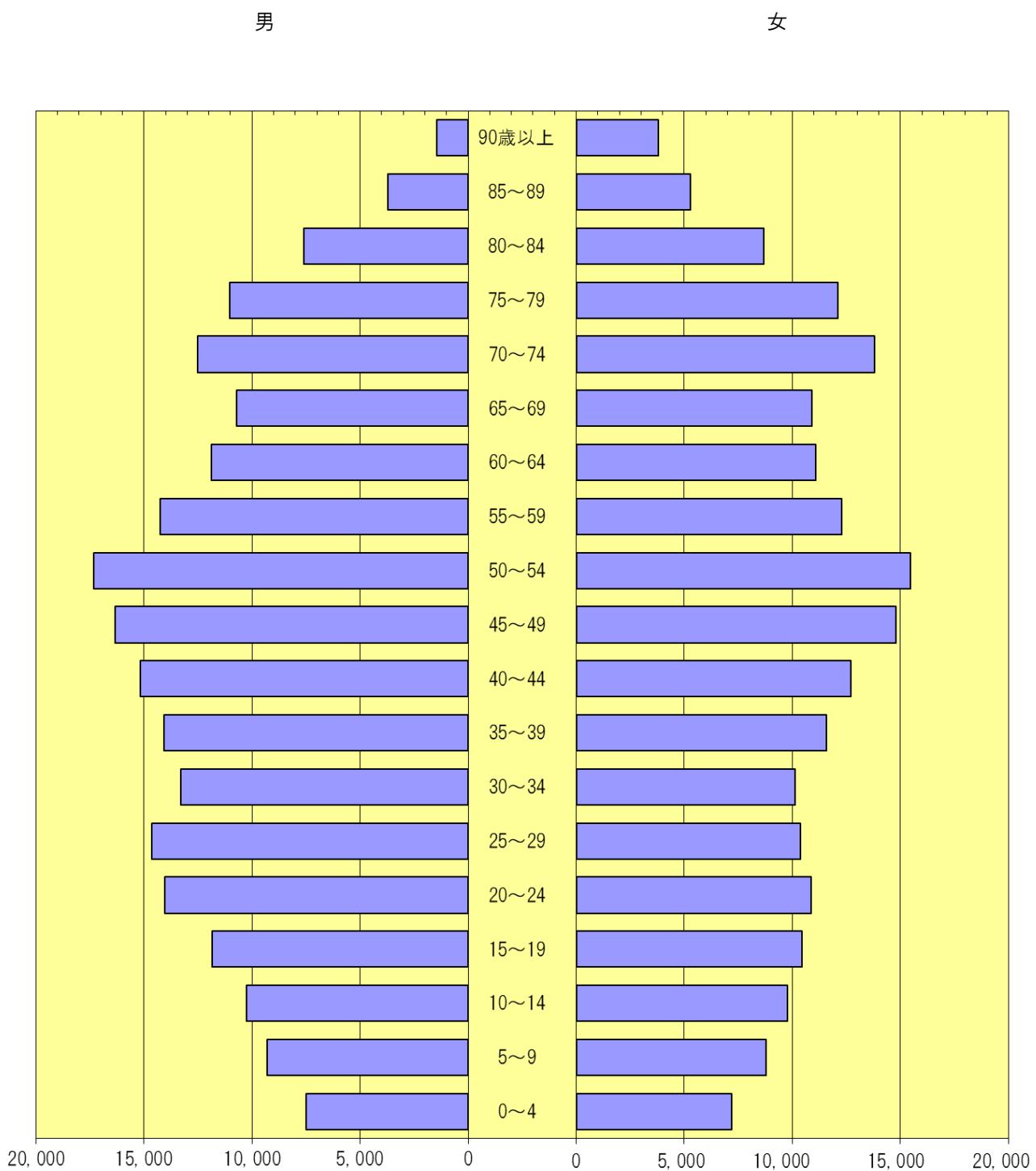
2 人口統計

◆ 豊田市の総人口（1歳階級・5歳階級年齢別・満年齢・外国人含む）

令和5年10月1日現在

年齢	計	男	女	年齢	計	男	女
総 数	416,880	216,940	199,940	45	5,806	3,071	2,735
0	2,671	1,365	1,306	46	5,826	3,032	2,794
1	2,843	1,466	1,377	47	6,189	3,276	2,913
2	2,898	1,499	1,399	48	6,387	3,359	3,028
3	3,153	1,594	1,559	49	6,906	3,594	3,312
4	3,138	1,589	1,549	45~49	31,114	16,332	14,782
0~4	14,703	7,513	7,190	50	6,983	3,728	3,255
5	3,450	1,812	1,638	51	6,884	3,626	3,258
6	3,522	1,788	1,734	52	6,648	3,501	3,147
7	3,607	1,850	1,757	53	6,260	3,313	2,947
8	3,806	1,950	1,856	54	6,025	3,161	2,864
9	3,665	1,885	1,780	50~54	32,800	17,329	15,471
5~9	18,050	9,285	8,765	55	6,072	3,235	2,837
10	3,904	1,999	1,905	56	5,894	3,167	2,727
11	3,918	2,030	1,888	57	4,477	2,396	2,081
12	4,037	2,053	1,984	58	5,249	2,791	2,458
13	3,999	2,029	1,970	59	4,858	2,677	2,181
14	4,158	2,143	2,015	55~59	26,550	14,266	12,284
10~14	20,016	10,254	9,762	60	4,906	2,589	2,317
15	4,306	2,238	2,068	61	4,588	2,409	2,179
16	4,270	2,211	2,059	62	4,453	2,258	2,195
17	4,122	2,145	1,977	63	4,361	2,186	2,175
18	4,551	2,411	2,140	64	4,661	2,442	2,219
19	5,033	2,848	2,185	60~64	22,969	11,884	11,085
15~19	22,282	11,853	10,429	65	4,259	2,114	2,145
20	4,837	2,650	2,187	66	4,155	2,060	2,095
21	4,863	2,704	2,159	67	4,359	2,207	2,152
22	4,885	2,732	2,153	68	4,446	2,204	2,242
23	5,015	2,854	2,161	69	4,393	2,134	2,259
24	5,288	3,096	2,192	65~69	21,612	10,719	10,893
20~24	24,888	14,036	10,852	70	4,605	2,175	2,430
25	5,215	3,116	2,099	71	4,819	2,175	2,644
26	5,138	3,033	2,105	72	5,133	2,459	2,674
27	4,950	2,895	2,055	73	5,508	2,624	2,884
28	4,856	2,777	2,079	74	6,252	3,098	3,154
29	4,844	2,802	2,042	70~74	26,317	12,531	13,786
25~29	25,003	14,623	10,380	75	6,120	2,871	3,249
30	4,578	2,615	1,963	76	5,440	2,619	2,821
31	4,574	2,600	1,974	77	3,616	1,804	1,812
32	4,643	2,656	1,987	78	3,772	1,762	2,010
33	4,823	2,751	2,072	79	4,177	1,974	2,203
34	4,788	2,655	2,133	75~79	23,125	11,030	12,095
30~34	23,406	13,277	10,129	80	3,788	1,781	2,007
35	4,834	2,700	2,134	81	3,733	1,766	1,967
36	5,012	2,744	2,268	82	3,505	1,656	1,849
37	5,133	2,782	2,351	83	2,964	1,373	1,591
38	5,132	2,782	2,350	84	2,276	1,013	1,263
39	5,512	3,049	2,463	80~84	16,266	7,589	8,677
35~39	25,623	14,057	11,566	85	2,250	1,036	1,214
40	5,516	3,042	2,474	86	2,043	876	1,167
41	5,389	2,932	2,457	87	1,869	779	1,090
42	5,495	2,995	2,500	88	1,483	549	934
43	5,763	3,083	2,680	89	1,351	478	873
44	5,731	3,128	2,603	85~89	8,996	3,718	5,278
40~44	27,894	15,180	12,714	90歳以上 65歳以上(再掲)	5,266 101,582	1,464 47,051	3,802 54,531

◆ 5歳階級人口ピラミッド（令和5年10月1日現在・満年齢・外国人含む）



◆ 人口動態

人口動態統計は、出生、死亡、死産、婚姻、離婚という人口動態事象を計量的に把握し、人口及び保健衛生の指標として重要な役割を果たすだけでなく、社会保障施策の基礎資料となるものである。戸籍法及び死産の届出に関する規程によって市町村に届け出られたこれらの事象について人口動態調査票を作成して、保健所、都道府県を通じて厚生労働省に報告され、統計として公表される。

本章では、厚生労働省の人口動態調査の調査票情報を利用して、市内に住所を有する者の国内における事件を独自集計した。ただし、次のものについては集計から除外している。

出生	父母(非嫡出子は母)とも外国籍
死亡	外国籍
死産	父母(非嫡出子は母)とも外国籍
婚姻	夫妻とも外国籍
離婚	夫妻とも外国籍

(1) 表章記号・用語の解説・比率計算方法・基礎人口・発生頻度

ア. 表章記号

統計上出現しなかった場合	—
その事象が出現することは、本質的にありえない場合	・
上記以外の統計数がない場合又は統計数を表章することが不適当な場合	…

イ. 用語の解説

自然増加	出生数から死亡数を減じたもの。
乳児死亡	生後1年未満の死亡をいう。
死産	妊娠満12週(妊娠第4月)以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後に心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。
周産期死亡	妊娠満22週(平成6年までは満28週)以後の死産に早期新生児死亡(生後1週未満の死亡)を加えたものをいう。
合計特殊出生率	ある年における15歳～49歳の女性の年齢別出生率を合計したものをいう。

ウ. 比率計算方法

$$\text{出生・死亡・自然増加・婚姻・離婚率} = \frac{\text{年間事件数}}{10月1日現在日本人人口(満年齢)} \times 1000$$

$$\text{乳児死亡率} = \frac{\text{年間乳児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1000 \quad \text{死産率} = \frac{\text{年間死産数}}{\text{年間出産数}(出生数+死産数)} \times 1000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{年間周産期死亡数}}{\text{年間出産数}(出生数+妊娠満22週以後の死産)} \times 1000$$

$$\text{合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女性人口}} \right\} \text{15歳から49歳までの合計}$$

注：掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

工. 基礎人口

豊田市については令和4年10月1日現在の住民基本台帳の人口(日本人人口、満年齢)を採用した。全国及び愛知県の基礎人口及び指標について特に注記のないものは「令和4年愛知県衛生年報」による。

全 国…122,030,523人、愛知県…7,228,000人、豊田市…396,918人

豊田市の人口(5歳階級年齢別)

(令和4年10月1日現在)

年齢	計	男	女
総 数	396,918	206,713	190,205
0~4	13,879	7,111	6,768
5~9	17,221	8,845	8,376
10~14	19,211	9,837	9,374
15~19	21,309	11,365	9,944
20~24	22,771	12,936	9,835
25~29	22,049	12,896	9,153
30~34	21,000	11,878	9,122
35~39	23,637	13,051	10,586
40~44	25,985	14,285	11,700

年齢	計	男	女
45~49	29,693	15,704	13,989
50~54	31,628	16,787	14,841
55~59	25,602	13,825	11,777
60~64	22,303	11,577	10,726
65~69	21,223	10,529	10,694
70~74	26,070	12,409	13,661
75~79	22,967	10,958	12,009
80~84	16,167	7,557	8,610
85~	14,203	5,163	9,040
65歳以上	100,630	46,616	54,014

※参考資料

(令和3年10月1日現在)

年齢	計	男	女
総 数	402,577	209,735	192,842
0~4	15,602	8,007	7,595
5~9	18,186	9,334	8,852
10~14	19,851	10,188	9,663
15~19	21,357	11,337	10,020
20~24	23,646	13,587	10,059
25~29	22,630	13,178	9,452
30~34	22,581	12,768	9,813
35~39	24,979	13,775	11,204
40~44	27,130	14,643	12,487

年齢	計	男	女
45~49	32,294	17,158	15,136
50~54	29,968	15,976	13,992
55~59	23,486	12,587	10,899
60~64	21,670	10,993	10,677
65~69	22,735	11,057	11,678
70~74	29,108	14,170	14,938
75~79	20,042	9,716	10,326
80~84	14,295	6,750	7,545
85~	13,017	4,511	8,506
65歳以上	99,197	46,204	52,993

才. 発生頻度

(令和4年)

種別	件数	発生間隔		
		時	分	秒
出生	2,748	3	11	16
男	1,431	6	7	18
女	1,317	6	39	5
死亡	3,739	2	20	34
男	2,031	4	18	47
女	1,708	5	7	44
乳児死亡	2	4,380	0	0
新生児死亡	2	4,380	0	0
自然増加	-991	-9	9	38
死産	57	153	41	3
自然死産	29	302	4	8
人工死産	28	312	51	26
周産期死亡	8	1,095	0	0
妊娠満22週以後の死産	8	1,095	0	0
早期新生児死亡	0	-	-	-
婚姻	1,852	4	43	48
離婚	549	15	57	23

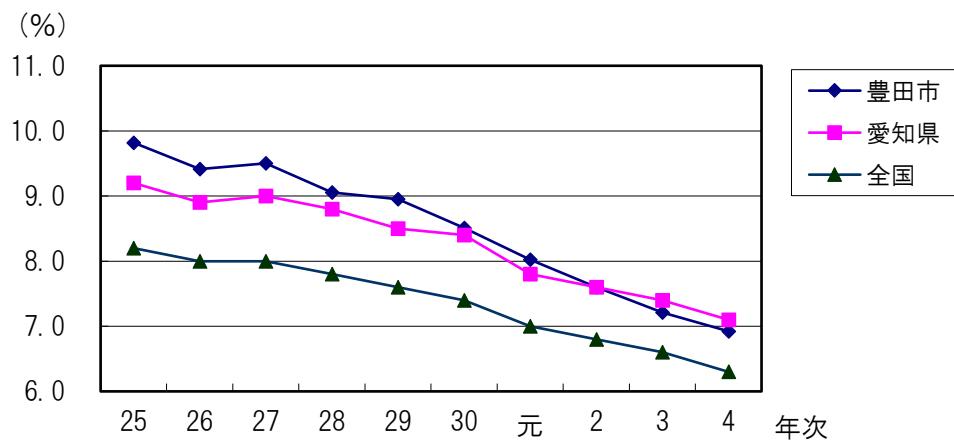
(2) 出生

ア. 出生数・率

(ア) 出生数・率

年次	豊田市				愛知県	全国		
	出生数							
	総数	男	女	(再掲) 低体重児				
25	4,014	2,016	1,998	351	9.8	9.2		
26	3,848	2,018	1,830	324	9.4	8.9		
27	3,881	1,989	1,892	352	9.5	9.0		
28	3,709	1,876	1,833	312	9.1	8.8		
29	3,666	1,892	1,774	334	9.0	8.5		
30	3,466	1,798	1,668	318	8.5	8.4		
元	3,229	1,637	1,592	298	8.0	7.8		
2	3,080	1,555	1,525	275	7.6	7.6		
3	2,863	1,493	1,370	242	7.2	7.4		
4	2,748	1,431	1,317	231	6.9	7.1		
						6.3		

(イ) 出生率(人口千対)の推移

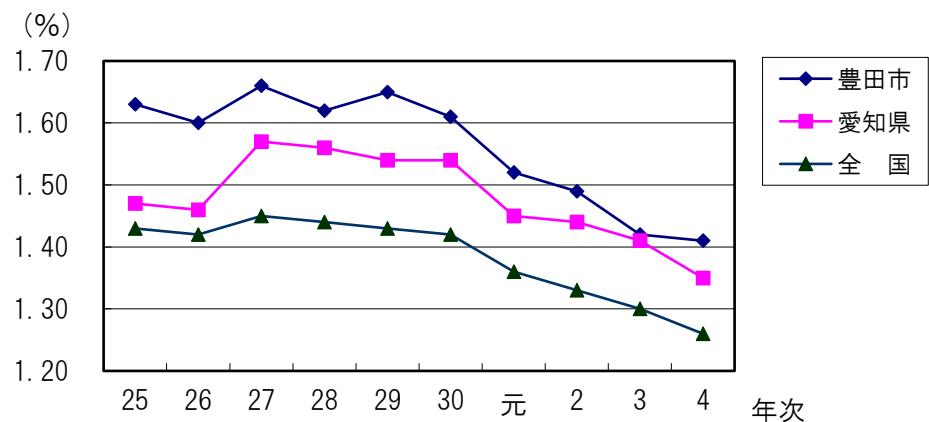


イ. 合計特殊出生率

(ア) 合計特殊出生率

	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
豊田市	1.63	1.60	1.66	1.62	1.65	1.61	1.52	1.49	1.42	1.41
愛知県	1.47	1.46	1.57	1.56	1.54	1.54	1.45	1.44	1.41	1.35
全国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26

(イ) 合計特殊出生率の推移



注：全国数値、愛知県数値は厚生労働省公表数値

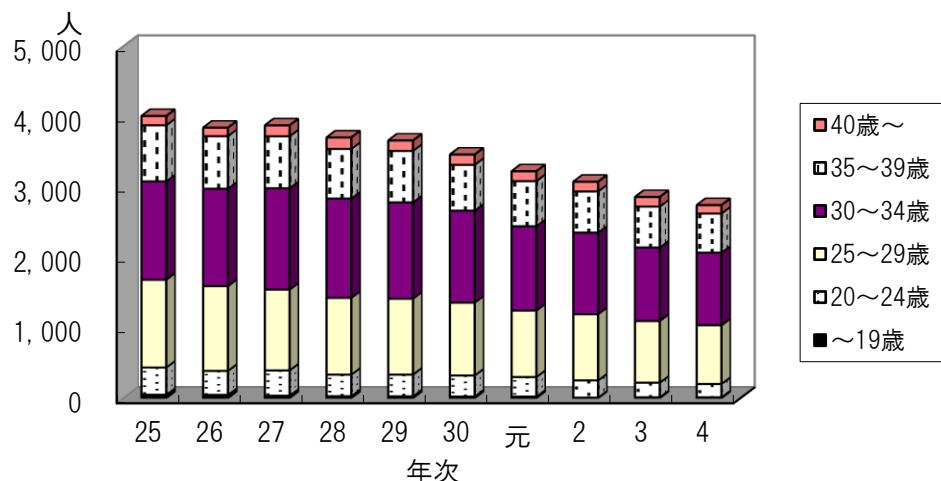
：豊田市の母親の年齢階級は5歳階級別、年齢別人口は住民基本台帳人口を使用

ウ. 母の5歳階級別出生数

(ア) 母の5歳階級別出生数

年次	母の年齢							計
	~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40歳~		
25	53	388	1,247	1,398	796	132	4,014	
26	51	342	1,204	1,385	746	120	3,848	
27	40	360	1,148	1,440	738	155	3,881	
28	33	306	1,092	1,411	705	162	3,709	
29	31	309	1,079	1,368	731	148	3,666	
30	28	300	1,034	1,308	651	145	3,466	
元	27	279	943	1,199	641	140	3,229	
2	12	246	940	1,159	585	138	3,080	
3	17	208	876	1,045	582	135	2,863	
4	17	190	834	1,031	557	119	2,748	

(イ) 母の5歳階級別出生数の推移



(3) 死亡

ア. 死亡数・率

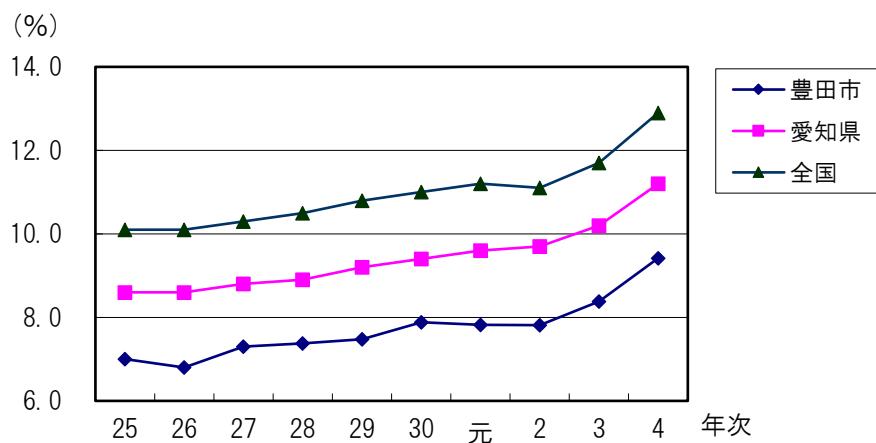
(ア) 死亡数・死亡率

年次	豊田市			愛知県		全国	
	死亡数		死亡率 (人口千対)				
	総数	男		女			
25	2,861	1,518	1,343	7.0	8.6	10.1	
26	2,799	1,481	1,318	6.8	8.6	10.1	
27	2,990	1,599	1,391	7.3	8.8	10.3	
28	3,022	1,636	1,386	7.4	8.9	10.5	
29	3,057	1,679	1,378	7.5	9.2	10.8	
30	3,211	1,762	1,449	7.9	9.4	11.0	
元	3,188	1,727	1,461	7.8	9.6	11.2	
2	3,167	1,764	1,403	7.8	9.7	11.1	
3	3,375	1,852	1,523	8.4	10.2	11.7	
4	3,739	2,031	1,708	9.4	11.2	12.9	

(イ) 5歳階級別死亡数 (令和4年)

年齢	男	女	合計
0~4	4	0	4
5~9	0	0	0
10~14	2	1	3
15~19	1	0	1
20~24	5	2	7
25~29	5	2	7
30~34	7	4	11
35~39	9	2	11
40~44	11	4	15
45~49	24	18	42
50~54	50	19	69
55~59	42	25	67
60~64	60	33	93
65~69	108	57	165
70~74	244	124	368
75~79	314	176	490
80~84	415	239	654
85~	730	1,002	1,732
計	2,031	1,708	3,739

(ウ) 死亡率（人口千対）の推移



イ. 主要死因別死亡数・率(人口十萬対)

年次	死亡総数		結核		悪性新生物		糖尿病		高血圧性疾患		心疾患(高血圧性除く)	
	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
30	3,211	785.6	6	1.5	944	231.0	23	5.6	17	4.2	302	73.9
元	3,188	782.5	1	0.2	958	235.2	16	3.9	1	0.2	293	71.9
2	3,167	786.7	2	0.5	919	228.3	19	4.7	10	2.5	278	69.1
3	3,375	850.3	2	0.5	919	231.5	11	2.8	9	2.3	304	76.6
4	3,739	942.0	5	1.3	1004	252.9	20	5.0	5	1.3	363	91.5

年次	脳血管疾患		大動脈瘤及び解離		肺炎		慢性閉塞性肺疾患		喘息		肝疾患	
	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
30	217	53.1	38	9.3	140	34.3	22	5.4	4	1.0	34	8.3
元	213	52.3	38	9.3	185	45.4	21	5.2	2	0.5	43	10.6
2	199	49.4	55	13.7	126	31.3	22	5.5	0	0.0	42	10.4
3	222	55.9	63	15.9	157	39.6	24	6.0	2	0.5	52	13.1
4	219	55.2	55	13.9	95	23.9	31	7.8	1	0.3	50	12.6

年次	腎不全		老衰		不慮の事故		自殺		その他	
	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
30	68	16.6	353	86.4	78	19.1	56	13.7	909	222.4
元	46	11.3	396	97.2	87	21.4	46	11.3	842	206.7
2	52	12.9	416	103.3	102	25.3	64	15.9	861	212.4
3	61	15.4	422	106.3	68	17.1	81	20.4	1,259	317.2
4	61	15.4	473	119.2	80	20.2	55	13.9	1,222	307.9

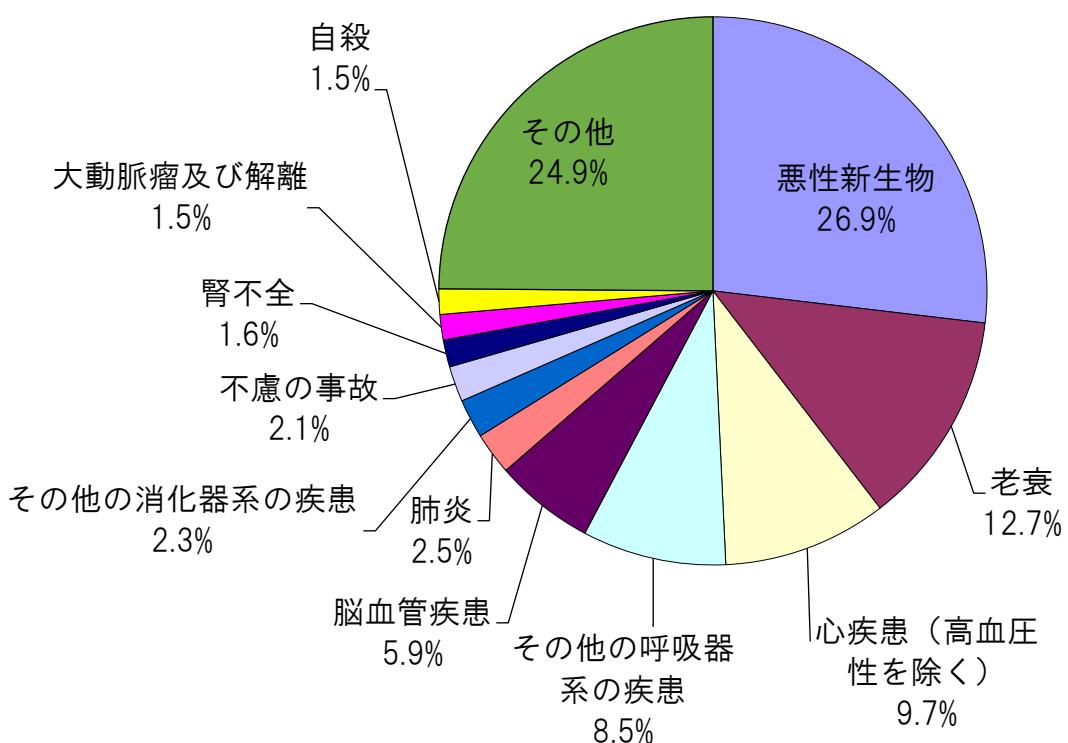
ウ. 主要死因別順位

(ア) 主要死因別順位

(令和4年)

順位	総 数			男			女			
	死 因	死亡数	(%)	死 因	死亡数	(%)	死 因	死亡数	(%)	
1	悪性新生物	1,004	26.8	悪性新生物	614	30.2	悪性新生物	390	22.9	
2	老衰	473	12.7	その他の呼吸器系の疾患	202	9.9	老衰	325	19.0	
3	心疾患（高血圧性を除く）	363	9.7	心疾患（高血圧性を除く）	178	8.7	心疾患（高血圧性を除く）	185	10.8	
4	その他の呼吸器系の疾患	317	8.5	老衰	148	7.3	その他の呼吸器系の疾患	115	6.7	
5	脳血管疾患	219	5.9	脳血管疾患	126	6.2	脳血管疾患	93	5.5	
6	肺炎	95	2.5	肺炎	54	2.7	肺炎	41	2.4	
7	その他の消化器系の疾患	86	2.3	その他の消化器系の疾患	50	2.5	その他の消化器系の疾患	36	2.1	
8	不慮の事故	80	2.1	自殺	36	1.8	血管性及び詳細不明の認知症	31	1.8	
9	腎不全	61	1.6	大動脈瘤及び解離	32	1.6	アルツハイマー病	29	1.7	
10	大動脈瘤及び解離	55	1.5	腎不全	32	1.6	腎不全	29	1.7	
	自殺	55	1.5	その他の新生物	29	1.4	肝疾患	26	1.5	
	その他	931	24.9	その他の神経系の疾患	29	1.4	その他	408	23.9	
計		3,739	100	その他	447	22.0			1,708	100

(イ) 主要死因別死亡割合（総数）



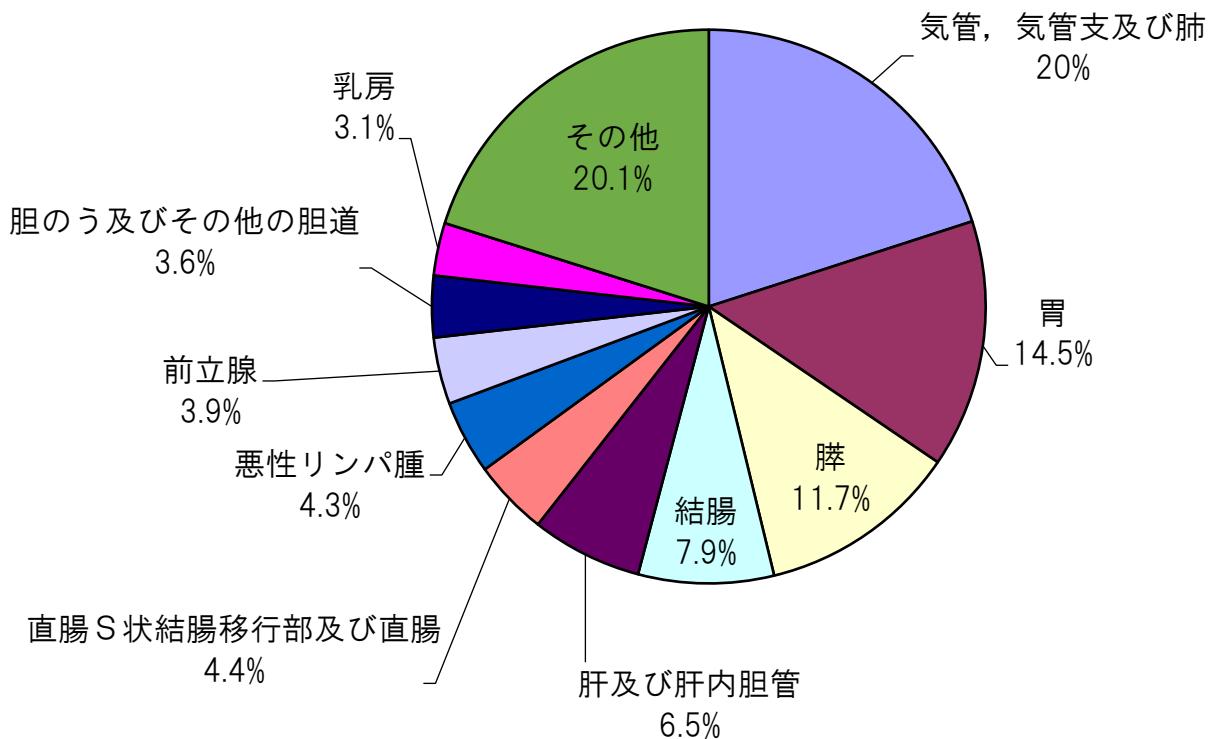
工. 悪性新生物部位別順位

(ア) 悪性新生物部位別順位

(令和 4 年)

順位	総 数			男			女		
	部 位	死 亡 数	(%)	部 位	死 亡 数	(%)	部 位	死 亡 数	(%)
1	気管, 気管支及び肺	195	20.0	気管, 気管支及び肺	141	23.0	気管, 気管支及び肺	54	13.9
2	胃	141	14.5	胃	100	16.3	肺	53	13.6
3	脾	114	11.7	脾	61	9.9	胃	41	10.5
4	結腸	77	7.9	結腸	45	7.3	結腸	32	8.2
5	肝及び肝内胆管	63	6.5	肝及び肝内胆管	42	6.8	乳房	30	7.7
6	直腸 S 状結腸移行部及び直腸	43	4.4	前立腺	38	6.2	悪性リンパ腫	22	5.6
7	悪性リンパ腫	42	4.3	直腸 S 状結腸移行部及び直腸	26	4.2	肝及び肝内胆管	21	5.4
8	前立腺	38	3.9	胆のう及びその他の胆道	21	3.4	子宮	19	4.9
9	胆のう及びその他の胆道	35	3.6	膀胱	20	3.3	直腸 S 状結腸移行部及び直腸	17	4.4
10	乳房	30	3.1	悪性リンパ腫	20	3.3	卵巣	16	4.1
	その他	196	20.1	白血病	17	2.8	その他	85	21.8
計		974	100	その他	614	100		390	100

(イ) 悪性新生物部位別割合（総数）



才. 年齢調整死亡率

(ア) 年齢調整死亡率

(令和 4 年)

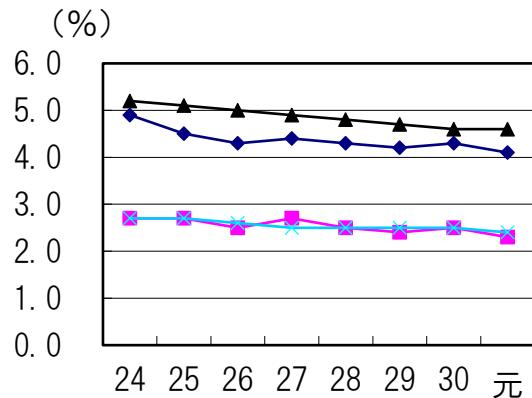
年齢階級	①基準人口	男		女	
		②死亡率	期待死亡数 ① * ② / 1000	②死亡率	期待死亡数 ① * ② / 1000
0~4	5,026,000	0.563	2,829.6	0.000	0.0
5~9	5,369,000	0.000	0.0	0.000	0.0
10~14	5,711,000	0.203	1,159.3	0.107	611.1
15~19	6,053,000	0.088	532.7	0.000	0.0
20~24	6,396,000	0.387	2,475.3	0.203	1,298.4
25~29	6,738,000	0.388	2,614.3	0.219	1,475.6
30~34	7,081,000	0.589	4,170.7	0.439	3,108.6
35~39	7,423,000	0.690	5,121.9	0.189	1,402.9
40~44	7,766,000	0.770	5,979.8	0.342	2,656.0
45~49	8,108,000	1.528	12,389.0	1.287	10,435.0
50~54	8,451,000	2.978	25,167.1	1.280	10,817.3
55~59	8,793,000	3.038	26,713.1	2.123	18,667.5
60~64	9,135,000	5.183	47,346.7	3.077	28,108.4
65~69	9,246,000	10.257	94,836.2	5.330	49,281.2
70~74	7,892,000	19.663	155,180.4	9.077	71,635.7
75~79	6,306,000	28.655	180,698.4	14.656	92,420.7
80~84	4,720,000	54.916	259,203.5	27.758	131,017.8
85~	5,105,000	141.391	721,801.1	110.841	565,843.3
計	120,287,000		1,548,219.1		988,779.5

年齢調整死亡率 男 : $1,548,219.1 / 120,287,000 \times 1,000 = 12.9$ (全国値 13.6)

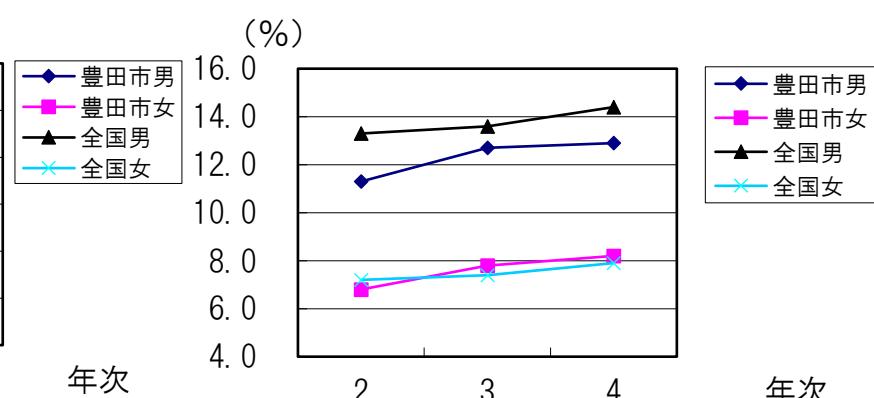
女 : $988,779.5 / 120,287,000 \times 1,000 = 8.2$ (全国値 7.4)

注：基準人口は平成 27 年モデル人口（平成 27 年の国勢調査を基に補正した人口）

(イ) 令和元年までの年齢調整死亡率の推移



(ウ) 令和 2 年からの年齢調整死亡率の推移



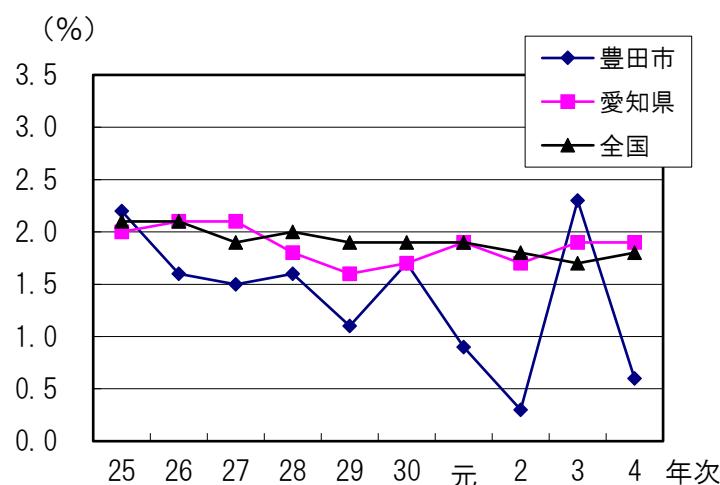
令和元年までは昭和 60 年モデル人口を基準人口として年齢調整死亡率を算出していたが、モデル人口が現実の人口とは異なってきたことから、厚生労働省は平成 27 年モデル人口を基に年齢調整死亡率を算出することとしており、本市においても令和 2 年の年齢調整死亡率から平成 27 年モデル人口を基に算出している。

(4) 乳児死亡

(ア) 乳児死亡数・乳児死亡率

年次	豊田市		愛知県	全国
	乳児死亡数	乳児死亡率(出生千対)		
25	9	2.2	2.0	2.1
26	6	1.6	2.1	2.1
27	6	1.5	2.1	1.9
28	6	1.6	1.8	2.0
29	4	1.1	1.6	1.9
30	6	1.7	1.7	1.9
元	3	0.9	1.9	1.9
2	1	0.3	1.7	1.8
3	7	2.3	1.9	1.7
4	2	0.6	1.9	1.8

(イ) 乳児死亡率(出生千対)の推移

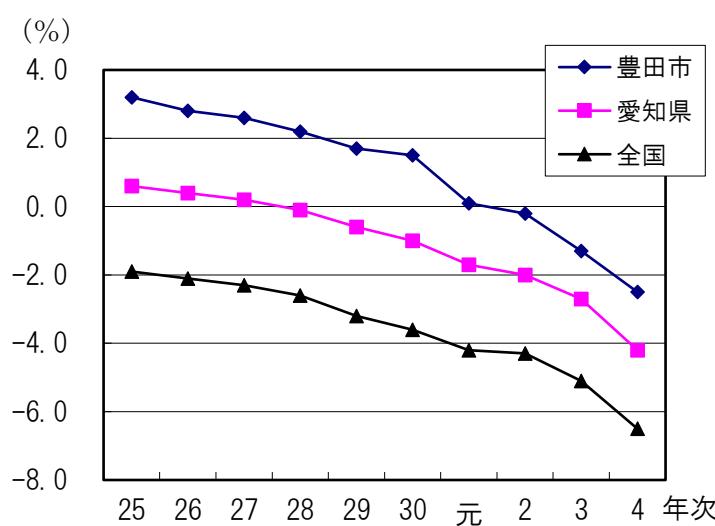


(5) 自然増加

(ア) 自然増加・自然増加率

年次	豊田市		愛知県	全国
	自然増加	自然増加率(人口千対)		
25	1,153	3.2	0.6	-1.9
26	1,049	2.8	0.4	-2.1
27	891	2.6	0.2	-2.3
28	687	2.2	(0.1)	-2.6
29	609	1.7	(0.6)	-3.2
30	255	1.5	(1.0)	-3.6
元	41	0.1	-1.7	-4.2
2	-87	(0.2)	-2.0	-4.3
3	-512	(1.3)	-2.7	-5.1
4	-991	(2.5)	-4.2	-6.5

(イ) 自然増加率(人口千対)の推移

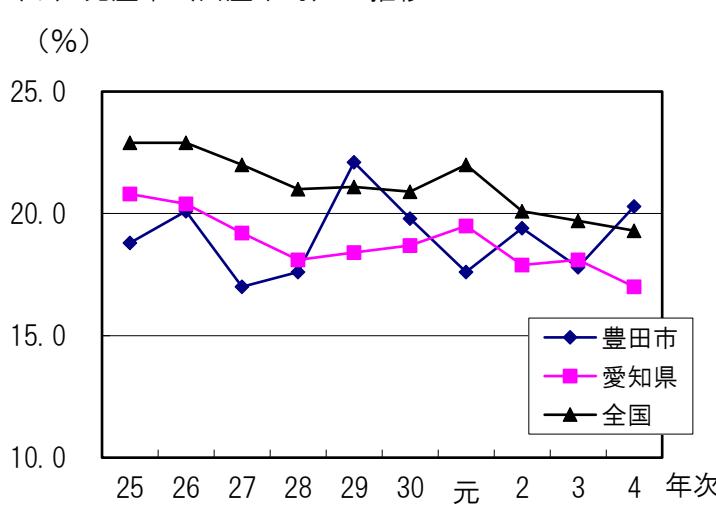


(6) 死産

(ア) 死産数・死産率

年次	豊田市		愛知県	全国
	死産数	死産率(出産千対)		
25	77	18.8	20.8	22.9
26	79	20.1	20.4	22.9
27	67	17.0	19.2	22.0
28	66	17.6	18.1	21.0
29	83	22.1	18.4	21.1
30	70	19.8	18.7	20.9
元	58	17.6	19.5	22.0
2	61	19.4	17.9	20.1
3	52	17.8	18.1	19.7
4	57	20.3	17.0	19.3

(イ) 死産率(出産千対)の推移



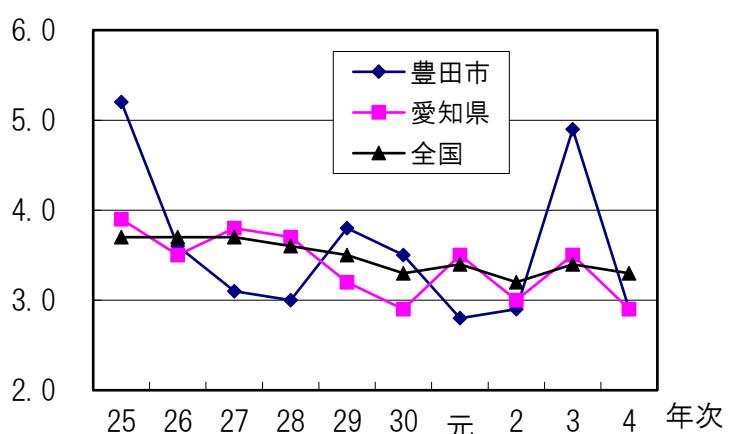
(7) 周産期死亡

(ア) 周産期死亡数・周産期死亡率

年次	豊田市		愛知県	全国
	周産期死亡数	周産期死亡率(出産千対)		
25	21	5.2	3.9	3.7
26	14	3.6	3.5	3.7
27	12	3.1	3.8	3.7
28	11	3.0	3.7	3.6
29	14	3.8	3.2	3.5
30	12	3.5	2.9	3.3
元	9	2.8	3.5	3.4
2	9	2.9	3.0	3.2
3	14	4.9	3.5	3.4
4	8	2.9	2.9	3.3

(イ) 周産期死亡数・周産期死亡率(出産千対)

(%) の推移



(8) 婚姻

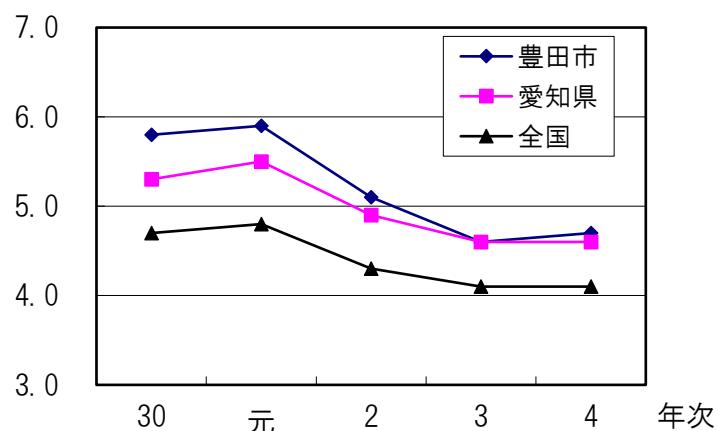
ア. 婚姻数・婚姻率

(ア) 婚姻数・婚姻率

年次	豊田市		愛知県	全国
	婚姻件数	婚姻率(人口千対)		
30	2,376	5.8	5.3	4.7
元	2,422	5.9	5.5	4.8
2	2,084	5.1	4.9	4.3
3	1,858	4.6	4.6	4.1
4	1,852	4.7	4.6	4.1

(イ) 婚姻率(人口千対)の推移

(%)



イ. 初婚・再婚別婚姻数

(令和4年)

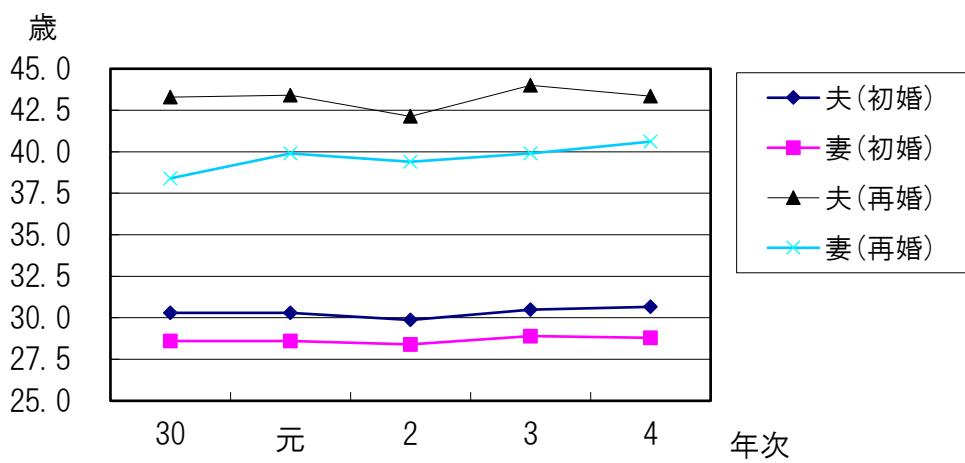
初婚・再婚の別	妻			
	初婚	再婚	総計	
夫	初婚	1,437	127	1,564
	再婚	137	147	284
	総計	1,574	274	1,848

ウ. 婚姻平均年齢

(ア) 婚姻平均年齢

年次	区分	豊田市		愛知県		全国	
		夫	妻	夫	妻	夫	妻
30	初婚	30.3	28.6	30.9	28.9	31.1	29.4
	再婚	43.3	38.4	44.0	39.6	43.7	40.4
元	初婚	30.3	28.6	31.0	29.1	31.2	29.6
	再婚	43.4	39.9	44.1	40.2	44.1	40.8
2	初婚	29.9	28.4	30.8	29.0	31.0	29.4
	再婚	42.1	39.4	43.6	40.4	43.9	40.9
3	初婚	30.5	28.9	30.7	29.0	31.0	29.5
	再婚	44.0	39.9	44.2	40.8	44.2	41.2
4	初婚	30.7	28.8	30.8	29.1	31.1	29.7
	再婚	43.4	40.6	45.0	40.9	44.7	41.7

(イ) 婚姻平均年齢の推移（豊田市）



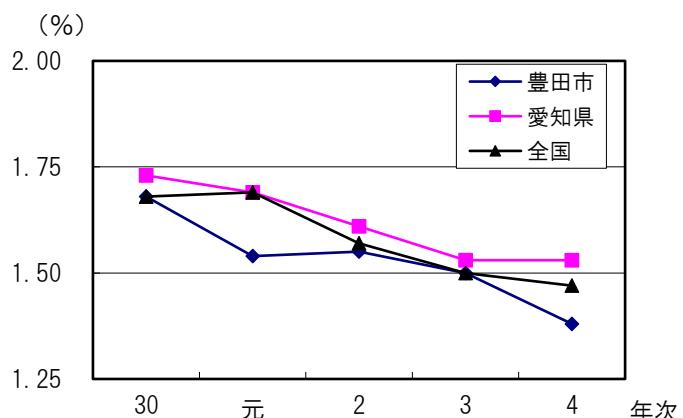
(9) 離婚

ア. 離婚数・離婚率

(ア) 離婚数・離婚率

年次	豊田市		愛知県	全国
	離婚件数	離婚率（人口千対）		
30	687	1.68	1.73	1.68
元	628	1.54	1.69	1.69
2	628	1.55	1.61	1.57
3	596	1.50	1.53	1.50
4	549	1.38	1.53	1.47

(イ) 離婚率（人口千対）の推移

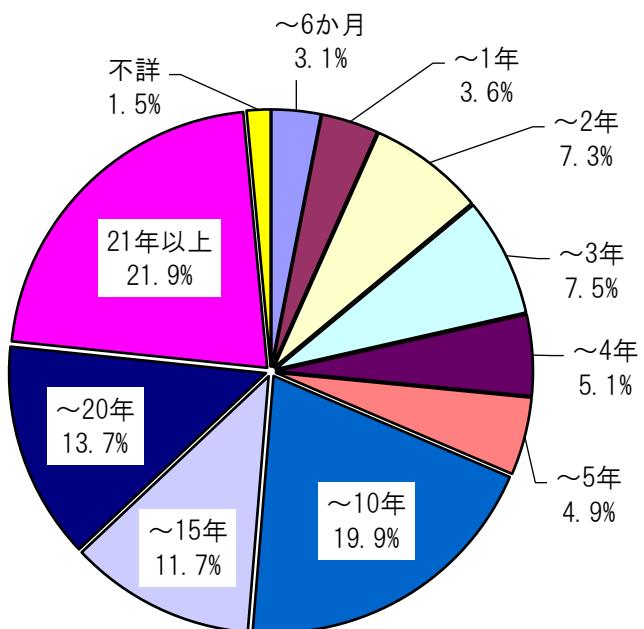


イ. 同居期間別離婚数

(ア) 同居期間別離婚数（令和4年）

同居期間	件数
~6か月	17
~1年	20
~2年	40
~3年	41
~4年	28
~5年	27
~10年	109
~15年	64
~20年	75
21年以上	120
不詳	8
総計	549

(イ) 同居期間別離婚数（割合）



3 高齡者保健福祉

◆ 介護予防事業

高齢者が要介護状態又は要支援状態にならないよう、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるような状態を維持することを目的に、教室・講演会・相談等を実施している。

(1) 訪問指導

65歳以上の保健指導が必要と認められる者に対して、心身の機能の低下防止と健康の保持増進を図ることを目的として、保健師が訪問指導を行った。

年度	元	2	3	4	5
実人數(延べ人數)	5(9)	1(1)	-(一)	-(一)	1(1)

注：40～64歳は「10 健康づくり ◆訪問指導」参照

(2) 認知症予防事業

ア. 認知症初期集中支援推進事業

平成29年度から、認知症か又はその疑いがあるにもかかわらず、医療・介護サービスにつながらないなど対応が困難なケースに対し、認知症に特化した専門のチームが集中的に支援している。

年度	元	2	3	4	5
認知症初期集中支援チームの支援決定件数(件)	36	67	31	39	11

イ. 認知症介護家族会

介護家族同士の交流を深め、情報交換をすることや認知症に関する知識を習得することで認知症の人を介護している家族の不安や悩みを軽減するために実施している。

年度	元	2	3	4	5
開催回数	12	10	11	12	12
参加者数合計	136	177	221	158	143

ウ. 若年性認知症本人・家族会

65歳未満で認知症を発症した人とその家族が集まり、「気持ちが楽になる」「安心して集まれる」「仲間がいる」会を目指し、交流会を開催している。

年度	元	2	3	4	5
開催回数	1	6	7	11	14
参加者数合計	16	68	57	77	106

注：令和元年度は試行的実施

エ. 認知症カフェ

認知症の本人、その家族、地域住民、医療・介護の専門職など、誰もが安心して過ごせる場「認知症カフェ」をホームページに掲載、市民に情報提供している。

年度	元	2	3	4	5
登録カフェ(か所数)	20	20	20	20	19

オ. 認知症サポーター等養成事業

平成21年度から、認知症を正しく知り、理解する目的で実施。全国キャラバン・メイト連絡協議会によるキャラバン・メイト養成講座修了者が認知症サポーター養成を行った。また、平成28年度から、地域で活動できるサポーター養成を目的として、サポーターを対象にステップアップ講座を実施

している。

年度	元	2	3	4	5
キャラバン・メイト養成者数	33	47	28	21	37
サポートー養成者数	3,797	2,196	3,449	2,097	2,588
ステップアップ講座受講者数	382	61	142	190	230

(3) 高齢者健康づくり・介護予防事業

ア. 元気アップ教室

地域の集会所等で介護予防を目的にストレッチ、筋力アップ体操、脳力アップにつながるレクリエーション等を実施している。

年度	3	4	5
開催箇所数	自治区	—	5
	交流館	2	2
	地域包括支援センター	—	—
	地域ふれあいサロン	9	2
	新規活動グループ	1	2
	実施箇所総数	12	11
参加者数（実）	163	176	174
参加者数（延）	604	929	917

イ. 地域介護予防活動支援事業

自主活動グループ数 199 グループ（講師派遣無しを含む）

健康づくり・介護予防事業終了者などの自主活動グループに対し、教室で学んだ内容を生かして継続した活動が行えるよう、自主活動グループへの講師派遣や情報交換、交流を目的とした場を提供し支援している。

（ア）講師派遣：講師及びヘルスサポートリーダー、保健師を派遣する。

年度	3	4	5
支援グループ数	133	137	151
健康づくり リーダー	派遣回数(回)	108	231
	派遣時延べ人数(人)	1,144	2,488
ヘルスサポートリーダー	派遣回数(回)	152	257
	派遣時延べ人数(人)	3,081	2,909
依頼保健師	派遣回数(回)	63	9
	派遣時延べ人数(人)	658	127
地区担当保健師派遣回数	88	40	36

（イ）交流会の開催：自主グループの参加者同士が交流を図り、活動の活性化を図る。

年度	4	5
会場（開催回数）	前林交流館（1） 猿投北交流館（1） スカイホール（1）	朝日丘交流館（1） 井郷交流館（1） 高橋交流館（1） 高岡コミュニティセンター（1）
参加グループ数（参加者数）	62（103）	58（99）
講師	理学療法士	健康づくりリーダー
内容	症状別体操の実技	レクリエーション、座談会

◆ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

後期高齢者医療広域連合から委託を受け、令和4年度から開始。地域の健康課題の分析により事業の企画・調整等を行い、ハイリスクアプローチ（健康状態不明者に対する個別訪問）とポピュレーションアプローチ（グループへの教育・健康・フレイル予防の啓発等）を実施した。

年度	4	5
ハイリスクアプローチ 実施者数（延）	195 (195)	127 (127)
ポピュレーションアプローチ 実施者数（延）	564 (640)	675 (796)

◆ 介護支援専門員（ケアマネジャー）研修・現任介護職員研修

介護支援専門員やサービス事業者は、在宅介護を支える上で重要な役割を持っている。そのため、「福祉制度やサービス、ケアプランの作成等に関する知識」「介護職員のための介護技術や基礎知識」等について、研修会を開催している。

年度	元	2	3	4	5
開催回数	19	16	12	22	17
延べ参加者数	552	432	445	355	248

◆ 生活管理指導・緊急短期宿泊事業

市内に居住する65歳以上の方のうち、日常生活を営むのに支障があると認められる方、緊急に保護が必要と判断された方を一時的に施設入所させることにより、生活習慣の指導、支援をしている。

年度	元	2	3	4	5
利用者数	27	15	17	17	22
延べ利用日数	1,108	601	1,152	970	995

◆ 「食」の自立支援事業（配食サービス事業）

「食」の自立の観点から、65歳以上のひとり暮らしの方や65歳以上の方のみの世帯等に、栄養バランスのとれた食事を配達し、合わせて安否の確認を行っている。

年度	元	2	3	4	5
延べ利用者数	17,086	17,914	18,811	19,398	19,503
延べ配食数	356,537	373,522	389,103	403,679	406,817

◆ 徘徊高齢者家族介護支援事業

65歳以上の高齢者等の行方不明に備え、早期発見・保護できる支援体制を構築することにより、高齢者の安全の確保、介護する家族の身体的・精神的負担の軽減及び、地域住民の理解や見守り体制の強化を図る。

平成24年12月から徘徊高齢者情報配信システム「かえるメールとよた」の運用を開始し、高齢者が行方不明になった際、配信制度協力者に情報をメール配信し、早期発見に生かしている。

また、平成29年12月からGPS機器の利用促進補助金を開始し、令和元年6月から、認知症の方や家族の賠償責任を補償する、個人賠償責任保険事業を開始した。

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
事前登録者数	341	381	413	462	471
個人賠償責任保険加入者数	303	359	395	443	460
見守り安心マーク配布者数	88	90	79	315	90
かえるメール配信回数	21	30	32	36	18
かえるメール登録者数	7,832	8,970	10,964	11,391	11,888
GPS 機器助成利用者数	19	11	21	19	10

訪問理美容サービス事業

外出が困難な65歳以上の方(要介護3~5)が、自宅で散髪などのサービスを受けやすくするために、理美容師の出張費相当額を助成する利用券を年間最大6枚まで交付している。

年度	元	2	3	4	5
交付者数	80	109	118	152	119
利用枚数	93	109	156	157	176

◆ シルバーカー購入費助成事業

足腰の衰え等により歩行に不安がある65歳以上の方を対象に、シルバーカーを使い、自らの足で外出する機会を増やすことで、地域社会への参加や介護予防の促進を図るため、10,000円を上限とし購入費の半額を助成している。

年度	元	2	3	4	5
交付者数	285	255	248	224	189

◆ 寝具貸与・クリーニング費の支給

在宅で介護を受けている高齢者に対して、寝具の貸与、交換、及び自己寝具のクリーニングを行うため、各月に利用券1枚を給付している。利用券は上限額5,000円で、利用にあたって1割負担が必要である。

年度	元	2	3	4	5
利用枚数	226	280	330	224	221

◆ すこやか住宅リフォーム助成

介護保険制度の開始に伴い、従来の老人住宅改善費助成事業を介護保険の住宅改修費支給制度にあわせて制度改正した。対象者は、介護保険の要介護認定者のうち在宅で介護を受けている介護保険自己負担割合が1割の人。介護保険制度を優先して利用し、介護保険の限度額を超える工事費及び介護保険で対象とならない工事について助成する。利用にあたり1割の自己負担が必要で、対象工事費は上限200,000円まで。

年度	元	2	3	4	5
助成件数	482	551	379	403	521

◆ 低所得者利用支援

所得者が介護サービスを利用しやすくなることを目的として、低所得者に対する自己負担額の2割を軽減(自己負担額の上限は15,000円)し、在宅介護を促進する。対象者は、在宅での介護保険サー

ビス利用者のうち、市民税非課税世帯で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の低所得者であり、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護(ショートステイ)、地域密着型通所介護、介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス、介護予防通所サービス、生活支援通所サービスについて、利用料を軽減する。

年度	元	2	3	4	5
助成件数	964	945	914	944	938

◆ 家族リフレッシュショートステイ

介護する家族の疲れを癒し、介護に対する心身の負担感の軽減を目的として、介護保険の給付の限度額を超えた分のショートステイ(短期入所生活介護又は短期入所療養介護)利用額の助成を行う。1年に5日を上限とし、介護保険と同様の自己負担で利用できる。

年度	元	2	3	4	5
助成件数	332	363	391	338	353

◆ 福祉電話訪問

65歳以上のひとり暮らしの方等の安否確認や孤独感の解消を図るために、週1回、電話訪問を行っている。

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
利用者数	26	25	27	27	19

◆ 緊急通報システム事業

介護認定があり、ひとり暮らし登録のある65歳以上の高齢者のうち、特定の疾患によって、体調が急変するおそれのある方に緊急通報システム機器を貸与し、生活の安全確保を図っている。

年度	元	2	3	4	5
利用者数	63	59	63	65	60

◆ 施設サービス

高齢者の状況にあわせた入所施設や高齢者向け住居があり、各サービス・支援を行っている。

(1) 入所施設

令和4年度末における入所施設の整備状況は、特別養護老人ホームが26施設で計1,449床、養護老人ホームが1施設で50床、老人保健施設が8施設で計691床、ケアハウスが2施設で計100床となっている。

市内入所施設の整備状況

(令和5年度末現在)

施設種別	施設名	開設年月日	定員(人)	整備量(床)
特別養護老人ホーム	豊田福寿園	S 63. 3. 1	100	1,449
	とよた苑	H 7. 4. 1	100	
	みなみ福寿園	H 9. 4. 16	100	
	すばる	H 12. 7. 5	80	
	豊水園	H 15. 7. 1	80	
	豊田みのり園	H 16. 4. 1	90	
	小原安立	H 15. 4. 1	80	
	巴の里	H 16. 3. 21	80	
	ひまわりの街	H 19. 4. 1	80	
	第2とよた苑	H 20. 4. 1	74	
	笑いの家	H 20. 6. 1	57	
	くらがいけ	H 21. 4. 1	29	
	こささの里	H 23. 4. 1	29	
	うねべの里	H 23. 4. 1	29	
	豊田つつみ園	H 24. 4. 1	29	
	第2すばる	H 24. 4. 1	29	
	ひまわり邸	H 24. 4. 1	29	
	保見の里	H 25. 4. 1	29	
	石野の里	H 26. 4. 1	29	
	豊田わかばやし園	H 26. 4. 1	29	
	猿投の楽園	H 28. 10. 1	29	
	アメニティ豊田駅前	H 30. 2. 1	90	
	益富の楽園	R 1. 5. 12	29	
	藤岡の楽園	R 2. 4. 1	29	
	三九園	R 2. 4. 1	32	
	ユニット型特別養護老人ホーム三九園	R 2. 4. 1	58	
養護老人ホーム	若草苑	S 33. 4. 18	50	50
介護老人保健施設	豊田老人保健施設	H 4. 4. 24	100	691
	ジョイスティ	H 5. 4. 12	90	
	ウェルビー	H 7. 1. 6	100	
	かずえの郷	H 7. 3. 31	130	
	さなげ	H 16. 4. 28	58	
	ユニット型介護老人保健施設さなげ	H 28. 5. 1	37	
	フジオカ	H 15. 4. 1	96	
	高岡介護老人保健施設	H 20. 3. 15	80	
ケアハウス	ケアハウス豊田	H 9. 1. 10	50	100
	ケアハウスみなみ	H 10. 4. 14	50	

(2) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な高齢者を対象とする入所施設である。

令和5年4月1日現在の措置入所者数は48人であり、そのうち35人が市内の施設に入所している。ほか13人は市外の5施設に入所している。

(各年度4月1日現在)

年度	元	2	3	4	5
入所者数	43	62	57	52	48

(3) 高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）

シルバーハウジング・プロジェクト（国土交通省・厚生労働省の通達）に基づき、高齢者の生活特性に配慮した住宅及び付帯施設が供給される公的賃貸住宅である。入居者に対して、生活援助員が安否確認、生活相談、緊急時の対応等の福祉サービスを行っている。開設状況は表のとおり。

シルバーハウジング開設戸数

(令和5年度末現在)

住宅名	設置者	開設戸数
県営渋谷住宅	愛知県	20
県営宮口上住宅	愛知県	18
県営手呂住宅	愛知県	15
県営初吹住宅	愛知県	27
市営東山住宅	豊田市	12
市営市木町住宅	豊田市	8
市営美和住宅	豊田市	22
県営上郷	愛知県	14

シルバーハウジング入居戸数

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
入居戸数	127	122	116	117	120

(4) 高齢者生活支援ハウス

稻武福祉センターに併設され10の居室を備えている。独居に不安のある高齢者等が数日から数か月にわたり一時的に入居する施設である。生活援助員が各種相談や助言、緊急時の対応等を行っている。

高齢者生活支援ハウスの利用状況

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
入居人員	6	9	8	6	7

◆ ひとり暮らし高齢者等移動費助成事業

日常生活に介護又は支援を要し移動に関して家族の支援を受けることが困難な65歳以上のひとり暮らしの方等に対して、移動にかかる費用の一部を助成する。

年度	元	2	3	4	5
交付者数	2,256	2,276	3,112	3,910	3,881

◆ 自動車学校のスクールバスを利用した高齢者等の外出支援

市内の2つの自動車学校の協力(社会貢献)を得て、教習生送迎用に運行しているスクールバスの空スペースに、一人で車両の乗降ができる65歳以上の方や障がいのある方が、無料で利用できる。

(利用者の減少により、令和3年度を以って、事業終了)

年度	元	2	3	4	5
延べ利用者数	748	305	434	-	-

◆ 敬老金の贈呈

毎年、敬老の日にあわせて敬老金を贈呈している。

対象年齢	贈呈額		贈呈実績(人)				
	令和2年度 まで	令和3年度 から	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
満80歳	5,000円	5,000円	2,849	3,483	3,861	3,891	3,824
満85歳		-	1,827	2,037	-	-	-
満90歳	10,000円	5,000円	982	1,029	1,036	1,154	1,145
満95歳		-	318	393	-	-	-
満100歳	-	20,000円	-	-	80	75	80
満100歳以上	30,000円	-	159	175	-	-	-
計			6,135	7,117	4,977	5,120	5,049

◆ 就労対策(高齢者能力活用推進事業)

高齢者の能力活用と社会参加の促進を図り、生きがいのある充実した生活を実現するため、就業の場を提供する公益社団法人豊田市シルバー人材センターに対して助成している。

会員数受注件数・配分金

年度	元	2	3	4	5
会員数	2,204	2,159	2,131	2,081	2,057
受注件数	7,257	6,559	6,596	6,329	6,157
就業延べ人員	163,117	152,469	155,159	147,525	143,571
配分金(千円)	670,441	644,892	651,280	633,822	635,470

◆ ひとり暮らし高齢者等登録制度

急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応をするため、65歳以上のひとり暮らしの方等の情報を、市消防本部に設置された通信機に登録している。

なお、「介護認定のあるひとり暮らし高齢者に準ずる世帯」とは、65歳以上の高齢者世帯において、「要介護4」以上の介護認定のある方がいる世帯、又は65歳以上で介護認定のある方が、在宅重度心身障がい者若しくは中学生以下の児童のみと同居している世帯である。

ひとり暮らし高齢者等登録者数

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
介護認定のないひとり暮らし高齢者	1,984	1,815	1,746	1,752	1,736
介護認定のあるひとり暮らし高齢者	1,297	1,482	1,619	1,681	1,767
介護認定のあるひとり暮らし高齢者に準ずる世帯	14	15	9	13	3
計	3,295	3,312	3,374	3,446	3,506

◆ 避難行動要支援者名簿制度

災害時等の避難の際に特に支援が必要とされる方(避難行動要支援者)の名簿を作成し、その名簿情報を名簿掲載者から同意を得た上で自治区や民生委員等の地域関係者に提供することによって、日頃の見守り体制や災害時の支援体制を構築する。平成26年10月に災害時要援護者登録制度から移行した。

『要件別避難行動要支援者数及び同意者数』

(各年度末現在)

年度	3		4		5	
	対象者	同意者	対象者	同意者	対象者	同意者
①ひとり暮らし高齢者等登録者	3,374	3,374	3,446	3,446	3,506	3,506
②要介護(3~5)認定者 (①の対象者除く)	2,824	1,566	2,803	1,628	2,867	1,703
③在宅重度心身障がい者認定者 (①、②の対象者除く)	501	425	505	436	504	438
④視覚・聴覚・下肢・体幹1級~2級の者(①、②、③の対象者除く)	1,294	940	1,245	905	1,276	939
上記に準ずる登録希望者	155	155	164	164	153	153
計	8,148	6,460	8,163	6,579	8,306	6,739

注：施設入所者や長期入院している者を除く

◆ 介護保険課出前講座

市民に介護保険や様々な高齢者施策への理解を深めてもらうことによる安心感の提供を目的として、具体的な制度の利用方法などをPRする事業である。

年度	30	元	2	3	4	5
実施回数	14	14	8	6	6	10
参加人数	751	643	321	348	101	313

◆ 豊寿園の利用状況

高齢者の健康増進、生きがい、教養の向上及びレクリエーションのための場を総合的に提供している。

年度	元	2	3	4	5
利用者数(団体)	11,049	160	696	4,489	8,973
利用者数(個人)	87,475	64,377	80,960	80,746	81,322
利用者数(行事等)	15,940	2,734	7,753	9,740	11,902
計	114,464	67,271	89,409	94,975	102,197

◆ じゅわじゅわの利用状況

主に高齢者を対象として、健康増進及び介護予防の場として温浴施設を設置している。

年度	元	2	3	4	5
利用者数	92,937	60,735	84,865	95,734	97,196

◆ 寿楽荘の利用状況

主に高齢者を対象として、休養、健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための場として温泉付き宿泊施設を設置している。

年度	利用者数(休憩)			利用者数(宿泊)			利用者数(合計)		
	高齢者	その他	計	高齢者	その他	計	高齢者	その他	計
元	7,543	1,719	9,262	2,829	1,596	4,425	10,372	3,315	13,687
2	2,764	1,700	4,464	1,109	946	2,055	3,873	2,646	6,519
3	3,413	2,246	5,659	1,493	1,408	2,901	4,906	3,654	8,560
4	5,666	3,750	9,416	2,255	2,325	4,580	7,921	6,075	13,996
5	8,234	4,895	13,129	3,172	2,907	6,079	11,406	7,802	19,208

◆ お元気ですかボランティア訪問事業

平成 22 年 7 月から訪問活動を開始した事業であり、ひとり暮らし高齢者等の自宅をお元気ですかボランティアが訪問し、話を傾聴することで、孤独感の解消と安否確認を図っている。

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
訪問回数	844	903	683	1,020	1,031
ボランティア総数(人)	206	196	193	192	192

◆ ささえあいネット～高齢者見守りほっとライン～

平成 22 年 1 月から開始した事業であり、地域で生活する高齢者の方々が安心して生活ができるよう、地域にある関係機関(飲食店、新聞・牛乳販売店など)が地域で見守る体制を整備し、高齢者をささえあうネットワークを構築している。

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
関係協力機関登録件数	2,303	2,341	2,366	2,418	2,440

4 介護保険

◆ 第1号被保険者

市内に住所を有する 65 歳以上の者

第1号被保険者数

(年度末)

年齢区分		元	2	3	4	5
65 歳～74 歳		52,294	52,670	51,485	48,900	46,676
75 歳以上		45,525	46,685	49,041	52,200	55,467
計		97,819	99,355	100,526	101,100	102,143
再 掲	外国人被保険者	768	799	868	913	970
	住所地特例被保険者	206	218	234	237	262

第1号被保険者増減内訳

		元	2	3	4	5
増	転入	443	363	437	426	407
	65 歳到達	4,575	4,516	4,353	4,130	4,589
	その他	26	16	19	27	35
	計	5,044	4,895	4,809	4,583	5,031
減	転出	476	401	480	510	475
	死亡	2,832	2,906	3,111	3,446	3,471
	その他	50	52	47	53	42
	計	3,358	3,359	3,638	4,009	3,988

◆ 介護保険料

第1号被保険者の令和5年度の保険料は、前年の所得等に応じて13段階に分かれ、納め方は2種類ある。

①特別徴収…老齢・退職・障がい・遺族年金を年額 180,000 円以上受給している人は年金からの天引きにより納める。

②普通徴収…上記の特別徴収に該当しない人は納付書もしくは口座振替により納める。

所得段階別保険料

単位：円

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階
年額 (月額)	19,800 (1,650)	33,000 (2,750)	46,200 (3,850)	56,100 (4,675)	66,000 (5,500)	72,600 (6,050)	82,500 (6,875)
段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	
年額 (月額)	99,000 (8,250)	115,500 (9,625)	132,000 (11,000)	138,600 (11,550)	148,500 (12,375)	165,000 (13,750)	

介護保険料収納状況

区分	調定額	総収納額	還付額	不納欠損額	純収納額	純未納額
特別徴収	6,620,775,380	6,677,714,150	48,824,345	—	6,620,775,380	—
普通徴収	601,577,184	569,430,917	2,601,560	4,945,152	566,290,762	30,341,270
計	7,222,352,564	7,247,145,067	51,425,905	4,945,152	7,187,066,142	30,341,270

注：上記の普通徴収は滞納繰越分を含む

：収納率は、令和5年度分は普通徴収現年分 97.34%、滞納繰越分 32.19%、全体 99.51% となっている。

◆ 認定者数

要介護度別の認定者数については、令和 5 年度は 16,350 人であり、前年度より 598 人の増加となっている。高齢者のうち介護認定を受けている者の割合となる認定率については、16.0%と前年度と比較しやや増加している。

要介護認定者数の推移

(年度末)

要介護度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
要支援 1	2,177	2,233	2,251	2,143	2,314
要支援 2	2,307	2,484	2,605	2,839	2,936
要介護 1	2,832	3,095	3,125	3,091	3,232
要介護 2	2,351	2,470	2,515	2,656	2,769
要介護 3	1,731	1,750	1,816	1,729	1,814
要介護 4	1,799	1,922	1,844	1,879	1,962
要介護 5	1,342	1,326	1,377	1,415	1,323
計	14,539	15,280	15,533	15,752	16,350

認定率

(年度末)

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
認定率	14.8	15.3	15.4	15.5	16.0

注：認定率＝要介護認定者数／高齢者数 × 100

◆ サービスの利用状況

全体的に医療系サービスを中心に増加している。平成 30 年度から介護医療院が創設された。訪問介護(予防)、通所介護(予防)は、平成 29 年度から開始された総合事業に同年度末に移行を完了している。

(1) 居宅介護(介護予防)サービス

サービス種類	区分／件数	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
訪問介護	介護	21,146	21,735	22,414	23,790	24,178
	予防	—	—	—	1	1
訪問入浴介護	介護	2,215	2,520	2,716	2,671	2,536
	予防	41	85	81	113	88
訪問看護	介護	11,288	12,811	14,358	15,817	16,061
	予防	2,025	2,484	2,873	3,231	3,520
訪問リハビリテーション	介護	1,777	1,924	2,256	2,492	2,496
	予防	261	352	475	571	425
居宅療養管理指導	介護	29,080	34,435	38,493	42,334	44,980
	予防	2,190	2,867	3,082	2,984	2,791
通所介護	介護	36,479	35,346	35,667	35,251	36,090
	予防	—	—	1	0	1
通所リハビリテーション	介護	8,594	8,415	8,575	8,772	9,346
	予防	4,766	4,377	4,441	4,305	4,234
短期入所生活介護	介護	12,152	10,788	10,692	10,685	11,456
	予防	876	633	629	531	544
短期入所療養介護	介護	2,017	1,568	1,554	1,439	1,579
	予防	60	51	63	72	83
特定施設入所者生活介護	介護	2,477	2,530	2,515	2,693	3,152
	予防	630	630	599	476	382
福祉用具貸与	介護	45,750	48,239	51,027	53,418	55,883
	予防	21,311	22,605	23,906	25,288	26,189

(2) 地域密着型介護(介護予防)サービス

サービス種類	区分／件数	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
認知症対応型通所介護	介護	2,274	2,260	2,420	2,290	2,260
	予防	2	2	2	15	1
小規模多機能型居宅介護	介護	369	322	356	357	334
	予防	102	95	79	60	69
認知症対応型共同生活介護	介護	5,603	5,869	6,025	6,086	6,160
	予防	81	73	53	56	64
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護	4,029	4,159	4,127	4,138	4,132
地域密着型通所介護	介護	12,595	13,286	14,027	14,901	16,105
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護	95	217	312	331	321

(3) 施設サービス

サービス種類	区分／件数	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	介護	12,861	13,416	13,676	13,849	13,804
介護老人保健施設	介護	9,408	9,328	9,097	9,204	9,434
介護療養型医療施設	介護	168	153	46	24	24
介護医療院	介護	682	694	827	757	796

(4) 居宅介護(介護予防)サービス計画

サービス種類	区分／件数	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
サービス計画費	介護	68,962	72,346	75,195	77,751	80,620
	予防	24,998	26,089	27,414	29,379	30,094

(5) 特定入所者介護(介護予防)サービス費

サービス種類	区分／件数	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
特定入所者介護(介護予防)サービス費(食費)	介護	14,897	15,069	14,120	12,984	12,644
	予防	123	110	92	71	73
特定入所者介護(介護予防)サービス費(居住費)	介護	12,794	15,082	14,247	13,154	12,803
	予防	121	110	104	91	89

(6) その他サービス

サービス種類	区分／件数	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
福祉用具購入費	介護	911	1,093	1,137	1,053	999
	予防	473	523	504	523	548
住宅改修費	介護	624	727	659	655	762
	予防	513	519	434	501	562
高額介護サービス費	合計	33,384	35,384	35,998	36,762	39,993
高額医療合算介護サービス費	合計	2,243	2,442	2,501	2,583	2,736

(7) 特別給付

豊田市独自のサービスとして、おむつ購入費の支給を行っている。利用対象者は、在宅でおむつが必要な要介護1以上の認定者で、対象者には各月に利用券1枚を給付している。利用券は上限額3,000円で、利用にあたって1割負担が必要である。おむつ購入費の支給は他の在宅サービスに比べ、利用率が非常に高い。

おむつ購入費支給件数

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
支給件数	43,069	46,118	47,345	49,808	51,237

◆ 介護サービス事業所

令和6年4月1日に特定施設入所者生活介護4事業者が開設した。

(各年度4月1日現在)

事業種類	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
訪問介護	68	67	69	69	72
訪問入浴介護	4	5	5	5	5
訪問看護 1)	29	31	32	34	39
通所介護	54	51	52	52	55
通所リハビリテーション	12	12	12	13	13
福祉用具貸与	14	13	14	14	15
特定福祉用具販売	15	15	15	15	16
短期入所生活介護	22	23	23	23	23
短期入所療養介護	10	10	10	10	10
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	2	3	3	3
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	29	30	31	31	31
認知症対応型通所介護	13	13	15	15	14
小規模多機能型居宅介護	2	2	2	2	2
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	—	—	—	1	—
地域密着型通所介護	49	52	51	56	52
特定施設入居者生活介護	7	7	7	10	14
居宅介護支援(ケアプラン作成)	72	70	74	75	75
介護予防支援(ケアプラン作成)	28	28	28	28	28
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 2)	26	26	26	26	26
介護老人保健施設	8	8	8	8	8
介護医療院	2	2	2	2	2
介護予防訪問サービス	53	54	57	56	59
生活支援訪問サービス	17	16	17	18	18
介護予防通所サービス	100	99	100	104	103
生活支援通所サービス	27	26	25	24	24
合計	663	661	678	694	707

注：健康保険法の指定を受けている病院、診療所等については、別段の申し出がない限り、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導の指定があったものとみなされる

：休止事業所を除く

注 1)訪問看護ステーションの数(病院、診療所等の数を含んでいない)

2)地域密着型介護老人福祉施設を含んだ数

◆ 地域包括支援センター運営事業

平成 18 年度から在宅介護支援センターの業務を引き継いだ地域包括支援センターは、中学校区単位を担当地区として、市内高齢者又はその家族に対し支援を行っている。地域で暮らす高齢者の介護・福祉・保健・医療等の総合相談、高齢者の権利擁護の支援、地域のネットワークづくりを行いながら、

地域における高齢者等の福祉の向上を図っている。また、介護保険等の申請代行を行うとともに、要支援者等の介護予防ケアマネジメントも行っている。

利用形態別実績（延べ人数）

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
電話	80,798	99,352	101,754	104,531	46,989
来所	7,851	8,002	7,664	7,882	5,808
訪問	36,856	36,088	36,834	38,083	13,915
その他	5,831	6,987	7,320	7,534	11,951
計	131,336	150,429	153,572	158,030	78,663

利用者別実績（延べ人数）

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
本人	52,953	56,898	58,163	58,230	23,163
家族	39,734	42,506	44,845	46,377	19,878
地域住民	1,085	1,435	1,444	1,485	6,061
民生委員	2,783	2,945	3,141	3,266	1,551
関係機関	46,953	52,805	54,937	52,007	18,848
その他	1,537	1,979	2,156	2,042	10,743
計	145,045	158,568	164,686	163,407	80,244

注：利用形態別実績と利用者別実績の合計が一致しないのは、同一案件での対応については 2回目以降で利用者数を計上していないため

相談内容別実績（延べ件数）

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護・日常生活に関する相談	26,716	28,665	33,663	36,087	32,118
介護保険制度に関する相談	22,396	22,504	24,832	25,359	27,454
介護保険制度外に関する相談	3,992	4,028	4,545	4,591	11,971
権利擁護に関する相談	624	460	416	496	2,039
その他の相談	2,209	2,353	2,378	2,440	6,542
計	55,937	58,010	65,834	68,973	80,124

対応内容別実績（延べ件数）

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談(関係機関)	4,686	3,919	4,790	5,415	5,847
情報提供	49,236	54,774	56,534	57,993	36,585
介護予防サービス計画作成	5,958	5,981	6,575	8,147	6,020
実態把握	31,927	36,116	37,658	37,409	8,077
その他の対応	5,248	6,763	8,139	9,762	13,184
計	97,055	107,553	113,696	118,726	69,713

*令和5年度より総合相談事業のみの実績

予防給付実績

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延べ人数	22,872	26,415	28,089	29,728	30,829

介護予防ケアマネジメント実績

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延べ人数	17,390	16,987	16,740	16,936	17,705
対応件数	—	—	—	—	81,507

その他（会議・研修等）

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
会議(ケース検討会議等) 開催・出席	2,432	2,066	2,768	2,573	2,427
サービス担当者会議開催及び出席	4,474	3,795	4,124	4,515	1,731
介護予防・介護教室開催	341	158	238	305	328
介護予防教室	220	103	157	196	227
家族介護者交流	121	55	81	109	101
教室参加延べ人数	4,815	1,729	2,092	2,616	3,565
地域行事出席	851	295	372	682	750
研修参加	1,087	1,026	1,372	1,054	1,056
季刊紙	118	131	127	121	107
ささえあいネットワーク会議	4	1	4	8	10
地域ケア会議	96	66	84	97	52
徘徊高齢者搜索模擬訓練	6	1	5	2	3

注：「家族介護教室」は、平成30年度から必要に応じて家族介護者交流の中で実施している。

5 障がい者(児)保健福祉

◆ 精神保健福祉

精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう、相談体制の充実や環境づくり、地域住民への疾患の理解や知識の普及啓発等を行った。

(1) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

(各年度末現在)

年度 等級	元	2	3	4	5
1級	442	467	491	512	538
2級	2,033	2,159	2,379	2,579	2,836
3級	858	899	968	1,080	1,170
合計	3,333	3,525	3,838	4,171	4,544

(2) 自立支援医療費(精神通院)の給付

精神的な病気のための診療、デイケア、訪問看護、薬などにかかる通院医療費の給付を行っている。

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
給付件数	6,158	6,992	6,934	7,290	7,749

(3) 医療保護入院の状況

医療保護入院患者内訳

(年度末現在)

	ア血 ル管 ツ性 ハ認 イ知 マ症 ー 病	ア覚 ルせ コい ー剤 ル等	統合失調症等	気分 (感情) 障がい	神経症性障がい	生理的障がい	人行動及び障がい	精神遅滞	自心理症的等発達の障がい	行情動緒及び障がい	てんかん	その他	総数
医療保護入院患者	95	11	166	85	9	1	2	9	29	1	—	—	408
20歳未満	—	—	2	6	2	1	—	2	12	—	—	—	25
20歳～40歳未満	—	—	46	9	3	—	1	5	15	—	—	—	79
40歳～65歳未満	5	4	88	39	3	—	—	2	1	1	—	—	143
65歳以上	90	7	30	31	1	—	1	—	1	—	—	—	161

(4) 精神保健福祉相談状況

精神科医師や心理職員、保健師が、こころの病への対応等について助言を行い、当事者や家族の抱える問題解決の糸口になるよう支援を行った。

ア. 精神科医師、心理職員による精神保健福祉相談

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
精神科医師	47	34	22	25	36
心理職員	6	9	14	3	12

イ. 保健師による精神保健福祉相談(地域保健課含む)

(各年度末現在)

年度	1	2	3	4	5
訪問(延べ件数)	306	280	153	130	78
来所・電話(延べ件数)	1,631	1,876	1,360	1,203	1,178

ウ. 緊急対応(地域保健課含む)

夜間休日・緊急時等の対応困難者や警察官通報の対応件数である。

(年度末現在)

緊急対応総件数	34	日中対応件数	9
		夜間・休日対応件数	25

(年度末現在)

精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第23条に基づく通報件数	31
精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第22条に基づく申請件数	—

(5) 精神障がい者の地域移行・地域定着支援

精神疾患の未治療や治療中断により再発を繰り返したり、長期入院の精神障がい者に対し、地域で安定した生活を送ることができるよう25事例について支援を行った。

(6) 豊田市措置入院者の退院後の支援事業

精神保健福祉法第47条に基づく相談支援業務の一環として、同法第29条第1項により入院し、かつ支援計画の作成に同意した方に対し、社会復帰の促進等を図ることを目的として、6か月間の支援計画を作成し、支援を行った。

(年度末現在)

支援計画の作成数	6
----------	---

(7) 豊田市ピアソーター・フォローアップ研修、交流会

精神障がい者の地域移行・地域定着支援の推進のため、研修会及び交流会を通じて登録ピアソーターのスキルアップに向けた支援を行った。

実施回数	延べ参加者数
6	8

(8) 精神保健福祉理解啓発事業

精神障がいへの理解を深めるため、精神保健福祉普及講演会等を実施し、普及啓発に取り組んだ。

開催日	内容	参加人数
10月10日	「精神保健福祉普及研修会」 講 師 ピアソーター、家族会、相談支援専門員 対象者 旭地区民生委員児童委員等	20
11月25日	「若者のこころのSOSに寄り添う～こころの回復のプロセスと支援について～」 講 師 精神科医師 対象者 市内在住・在勤・在学者	68

(9) 障がい者総合支援法 精神障がい者の福祉サービスの利用状況

精神障がい者の実支給決定者は 1105 人であり、サービス検討会議等を開催し生活の質の向上を図った。

(令和5年度末現在)

事業	支給決定者数	サービス利用者数
居宅介護	146	117
短期入所	65	7
生活介護	57	52
グループホーム・ケアホーム	120	113
就労移行支援	180	152
就労継続支援	634	499
自立訓練	39	27
移動支援	74	35
地域生活支援デイ	34	9
日中短期入所	25	1
地域活動支援センターⅢ型	24	18

(10) 精神障がい者支援従事者研修会

精神障がい者への支援に従事している事業所や医療関係者を対象に講義及び事例検討を実施し、職員の質の向上に努めた。

開催日	内容	参加人数
6月22日	事例検討会 講師 西三河北部圏域地域アドバイザー	23
7月20日	座談会 講師 精神保健福祉士	24
10月5日	精神障がいの理解を深める研修会 講師 地域活動支援センター職員、当事者	46

(11) 精神障がい者地域支援協議会

精神障がいに対応した地域包括ケアシステム及び精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため、豊田市精神障がい者地域支援協議会を設置し、保健・医療・福祉関係者で協議を行った。

事業名	開催回数	延べ参加人数
精神障がい者地域支援協議会	1	16
精神障がい者地域支援協議会部会	3	31

(12) 家族教室及び家族交流会

脳外傷等による高次脳機能障がい者の家族、依存問題を抱える家族を対象に知識普及・情報交換の場として教室や交流の場を開催している。また、自主活動をしているグループに対しても活動支援を実施している。

家族教室・交流会

事業名	開催回数	延べ参加人数
高次脳機能障がいのある人の家族の教室	4	23
依存問題でお困りの家族教室	2	7

自主グループ

事業名	回数
豊田地域精神障がい者家族会	2

(13) 地域活動支援センターⅢ型事業利用状況

社会的経験の乏しい障がい者に対し社会参加、生活訓練の場を提供することで社会生活において自信をつけ、生活の質の向上を図ることを目指している。

(年度末現在)

事業所名	実施日数	利用数	一日平均通所者数(人)
はばたき工房	245	1,801	7.4
ポジティブ21いなぶ	239	645	2.7

(14) 地域活動支援センターⅠ型事業利用状況

市内の医療法人2か所に委託し、相談支援及び社会との交流促進等の充実を図っている。

(利用数)

	相談支援事業 ¹⁾	基礎的事業 ²⁾	強化事業 ³⁾
エポレ	904 (1,314)	342 (616)	235 (491)
豊田ころもサポート	805 (806)	119 (120)	430 (432)

注：()内他市町含む総実績

注 1)精神保健福祉士による相談(こころの悩み、治療、福祉サービス利用等の相談)

2)障がい者のグループ活動、社会との交流促進事業

3)家族教室、ピアサポート活動、地域住民ボランティア育成事業、普及啓発事業、地域との連携強化のための調整

(15) 精神障がい者家族相談支援事業

精神障がい者本人やその家族が、同じ悩みや苦しみ等を経験した家族から助言を受けることで、孤立感や疎外感を和らげることを目的としている。また、当事者やその家族が自立に向けた地域生活を送ることを目的に居場所を提供している。

(年度末現在)

電話相談延べ件数	53
面接相談延べ件数	20
居場所延べ参加者数	259

◆ 難病対策

難病の患者及びその家族が安定した療養生活を送ることができるよう、患者・家族会及び講演会・療養相談会、専門医や保健師による相談を行った。

(1) 特定疾患医療給付公費負担受給者の状況

特定疾患医療給付事業申請受付、愛知県への進達事務及び受給者票の発送を行った。

特定疾患医療給付公費負担受給者数

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
受給者数	16	13	9	9	6

注：平成27年1月の難病法の施行に伴い、多くの疾患が特定医療費へ移行となり、6疾患のみが対象となっている。

(2) 特定医療費受給者の状況

平成 27 年 1 月施行の難病法に基づき、338 病患(令和 5 年 3 月 31 日時点)が特定医療費の対象となっている。特定医療費支給認定申請受付、愛知県への進達事務及び受給者証の発送を行った。

特定医療費受給者数 (各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
受給者数	2,227	2,475	2,435	2,502	2,560

(3) 先天性血液凝固因子障がい等治療研究事業

先天性血液凝固因子欠乏症等の医療費助成として、先天性血液凝固因子障がい等治療研究事業申請受付と県への進達事務を行った。

先天性血液凝固因子障がい等治療研究事業受給者票申請件数 (各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
交付件数	27	28	30	27	29

(4) 難病患者地域ケア推進事業

ア. 保健師による難病相談等(地域保健課含む)

A L S (筋萎縮性側索硬化症) 患者を中心に難病患者が地域で安心して生活できるよう相談支援を行った。

実人数	延べ人数			
	家庭訪問	面接	電話	ケース会議
55	21	8	44	1

イ. 難病患者家族教室

難病患者及びその家族が安定した生活を送るために、必要な知識を深め、療養上・日常生活上の悩みや不安等の解消が図られるよう支援した。

(ア) パーキンソン病

開催日	内容／講師	参加人数
5 月 26 日	療養相談 講話・体操 神経内科医師 理学療法士	19
10 月 27 日	療養相談 講話・体操 神経内科医師 理学療法士	7

(イ) A L S (筋萎縮性側索硬化症)

開催日	内容／講師	参加人数
6 月 1 日	講話・交流会 日本 ALS 協会愛知県支部職員	3
11 月 2 日	講話・交流会 日本 ALS 協会愛知県支部職員	1

ウ. 講演会及び療養相談会

難病患者及びその家族、医療福祉関係者を対象に、疾患の理解や日常生活に必要な知識を深めるため講演会を行った。また、一人ひとりの日常生活の悩み等に対し療養相談を行い、地域で安心して生活が送ることができるよう支援した。

開催日	内容／講師	参加人数
9 月 27 日	多発性硬化症／視神経脊髄炎 脳神経内科医師	8

開催日	内容／講師	参加人数
10月7日	間質性肺炎 呼吸器内科医師	58
11月11日	慢性腎疾患 腎臓内科医師	81
12月6日	脊髄小脳変性症 脳神経内科医師	8
1月24日	後縦靭帯骨化症 整形外科医師	10

工. 医師による難病個別相談

難病患者及びその家族が、難病に対する正しい知識を深めるとともに、療養上及び日常生活上の悩みや不安等の解消を図るために、難病専門医師による個別相談を実施した。

疾患区分	実施回数	件数
神経疾患①	1	2
神経疾患②	—	—
消化器疾患	—	—
膠原病	1	2
呼吸器疾患	—	—
骨・関節疾患	1	1

※—：相談希望なく中止

(5) 豊田市難病患者支援金支給事業

令和元年度から所得制限を設け、「特定疾患医療給付事業受給者票」又は「特定医療費受給者証」の交付を受けている人を対象に年額3万円を支給した。

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
支援金支給人数	1,302	1,320	1,492	1,536	1,590

◆ 身体障がい者手帳

身体障がい者手帳は、身体障がい者福祉法に定める障がい程度に該当する障がいを持つ者に交付され、身体障がい者福祉の基礎となるものである。

(1) 身体障がい者手帳所持者数・障がい別・等級別の状況

(各年度4月1日現在)

年度	2	3	4	5	6
所持者数	12,841	12,846	12,790	12,686	12,628

(令和6年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	262	278	58	60	115	32	805
聴覚平衡機能障がい	74	370	173	174	1	307	1,099
音声言語機能障がい	3	8	69	47	—	—	127
肢体不自由	1,117	1,258	1,523	1,332	618	260	6,108
内部障がい	2,408	73	882	1,126	—	—	4,489
計	3,864	1,987	2,705	2,739	734	599	12,628

(2) 身体障がい者手帳交付数

年度	元	2	3	4	5
新規交付	895	905	841	885	919
等級変更	419	407	411	429	416
再交付	191	147	203	169	170
計	1,505	1,459	1,455	1,483	1,505

◆ 療育手帳

知的障がい者(児)が一貫した療育と共に各種の援助措置を受けやすくするために交付し、福祉の増進を図る。療育手帳の交付者数は、年々増加傾向にある。

(1) 療育手帳所持者数

(各年度 4月1日現在)

年度	2	3	4	5	6
所持者数	3,367	3,425	3,585	3,688	3,824

(2) 年齢別・判定別の状況

(令和6年4月1日現在)

区分	A判定	B判定	C判定	合計
18歳以上	1,084	703	786	2,573
18歳未満	393	252	606	1,251
計	1,477	955	1,392	3,824

◆ 手当制度

(1) 豊田市心身障がい者扶助料

心身障がい者の福祉の増進を図るため、心身障がい者扶助料を支給した。支給額は障がい程度により月額 4,500 円、4,000 円、2,500 円であり、本人の所得が一定額以上ある等の場合は支給を停止する。

(各年度 4月1日現在)

年度	2	3	4	5	6
受給者数	15,744	15,981	16,373	16,667	16,913

(2) 豊田市在宅重度心身障がい者手当

在宅重度障がい者の生活の向上に寄与するため支給した。

(各年度 4月1日現在)

年度	2	3	4	5	6
受給者数	537	537	529	533	537

(3) 愛知県在宅重度障がい者手当

愛知県の規則に基づく制度で、在宅重度障がい者の福祉向上を図るため支給されている。

(各年度 4月1日現在)

年度	2	3	4	5	6
受給者数	3,441	3,396	3,392	3,324	3,287

(4) 特別障がい者手当

著しく重度の重複障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある満

20 歳以上の在宅重度障がい者に支給した。特別児童扶養手当等の支給に関する法律による支給額に、愛知県による上乗せ支給額が加算される。

(各年度 4 月 1 日現在)

年度	2	3	4	5	6
受給者数	378	381	400	426	424

(5) 障がい児福祉手当

身体又は知的発達に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の満20 歳未満の者に支給した。特別児童扶養手当等の支給に関する法律による支給額に、愛知県による上乗せ支給額が加算される。

(各年度 4 月 1 日現在)

年度	2	3	4	5	6
受給者数	205	222	221	227	240

(6) 特別児童扶養手当

身体・知的発達又は精神に障がいのある児童(20 歳未満)の生活の向上に役立てるため、その児童を監護する父若しくは母又は父母に代わってその児童を養育する者に支給されている。

(各年度 4 月 1 日現在)

年度	2	3	4	5	6
受給者数	659	673	701	726	753

◆ 障がい者総合支援法による支給及び給付

(1) 補装具費の支給

身体障がい者等の職業上その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、補聴器・義肢・車いす・視覚障がい者安全つえ・歩行補助つえ等の購入及び修理に要する費用の一部を支給する。ただし、一部の種類については愛知県西三河児童・障害者相談センターによる支給判定が必要となる。

平成 12 年度には介護保険制度が開始され、介護保険での福祉用具貸与の対象となる品目は補装具費支給から除外され、また、平成 18 年 10 月から障がい者自立支援法の施行により対象品目の見直しが行われた。平成 22 年度から、低所得世帯(非課税世帯)の自己負担額は 0 円となった。平成 30 年度から、法律の一部改正により補装具費の支給に借受けも追加となった。

年度	元	2	3	4	5
給付・修理件数	746	769	652	649	704

(2) 日常生活用具の給付

障がい者(児)及び難病患者等の日常生活の便宜を図ることを目的として、視覚障がい者用時計・特殊寝台・たん吸引器等の給付をする。なお、交付にあたっては、原則 1 割負担。所得に応じた上限負担額が定められている。

補装具と同様に介護保険制度の開始により平成 12 年度以降給付件数が大幅に減少したが、平成 15 年度以降増加傾向にある。平成 18 年 10 月から障がい者自立支援法により、ストーマ用装具等の補装具が日常生活用具に組替えされた。平成 22 年度から障がい福祉サービス利用者負担と合わせて、低所得世帯(非課税世帯)の自己負担額は 0 円となった。

年度	元	2	3	4	5
給付件数	4,350	4,614	5,202	4,552	5,098

(3) 自立支援医療費（更生医療）の支給

18歳以上の身体障がい者手帳所持者を対象とし、その障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりするための手術や投薬等に係る医療費の支給を行っている。支給医療は人工透析が大半を占め、そのほかに腎移植後の抗免疫療法、人工関節置換、免疫機能に係る薬物療法などの医療がある。

年度	元	2	3	4	5
給付件数	878	923	1,098	955	934

◆ 助成制度

(1) 障がい者タクシー料金助成

障がい者が公共交通機関又は自家用車等による移動が困難なためタクシーを利用する場合にタクシー料金の一部を助成した。なお、平成12年度から精神障がい者保健福祉手帳所持者も助成対象に加えた。また、平成15年度から助成方法を半額助成とした。

障がい種別	年度		元		2		3		4		5	
	対象者数	交付者数	対象者数	交付者数								
身体障がい者	10,399	7,630	10,342	7,546	10,213	7,388	10,031	7,228	9,937	7,210		
知的障がい者	1,886	1,205	1,904	1,168	1,941	1,183	1,997	1,152	2,073	1,227		
精神障がい者	2,569	1,787	2,698	1,869	2,939	2,059	3,190	2,175	3,465	2,342		
計	14,854	10,622	14,944	10,583	15,093	10,630	15,218	10,555	15,475	10,779		

(2) 身体障がい者用自動車改造費助成事業

身体障がい者で、運転免許証に付された「免許の条件」に応じ、操作装置・駆動装置等を改造する費用の一部を助成する。

年度	元	2	3	4	5
助成件数		19	16	8	13

(3) 自動車運転免許取得費助成事業

身体障がい者が運転免許証取得のために要した費用の一部を助成する。

年度	元	2	3	4	5
助成者数		8	8	5	4

(4) 心身障がい者扶養共済掛金助成事業

心身障がい者の保護者の相互扶助制度である愛知県心身障がい者扶養共済制度に加入されている方に、掛金の一部を助成する。

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
受給者数		73	83	93	92

(5) 中等度以下難聴児補聴器購入費等助成事業

中等度以下の難聴児に対して、補聴器の購入及び修理費用の一部を助成することで、適切な補聴器

装用を奨励し、言語や精神の発達、学力の向上など、難聴児の成長を支援する。

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
助成件数	24	15	25	31	31

◆ 日常生活

(1) 寝具貸与（日常生活用具給付等事業）

在宅の重度心身障がい者に対する寝具の貸与及び寝具の定期的なクリーニング・消毒・乾燥を通して、衛生的な環境を保持する。なお、自己所有の寝具のクリーニング・消毒・乾燥のみの利用もできる。

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
利用者数	40	39	45	46	43

(2) 緊急通報システム設置事業

身体障がい者手帳1、2級でひとり暮らしの者に緊急通報システム機器を貸与するとともに、消防署の受信システムに利用者情報を登録することにより、生活の安全確保を図っている。

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
利用者数	17	17	23	22	18

(3) 福祉電話訪問事業

ひとり暮らしの在宅重度心身障がい者の安否確認や、孤独感の解消を図るために、週1回電話訪問を行っている。

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
利用者数	1	1	1	1	—

(4) 「食」の自立支援事業（配食サービス事業）

「食」の自立の観点から、安否確認が必要で調理が困難な障がい者のみの世帯等の方を対象に、栄養バランスのとれた食事を配達し、合わせて安否の確認を行っている。

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
利用者数	26	30	28	19	15
延べ配食数	6,171	5,791	5,941	5,436	3,868

(5) 移動入浴サービス

家庭において入浴することが困難な重度の身体障がい児（者）に対し、移動入浴車を派遣する。

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
利用者数	73	71	62	66	61

(6) 点字広報・声の広報

月1回発行の「広報とよた」の点字版及び音訳版によるサービスを実施。それぞれ自宅へ郵送する。

利用者数

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
点字広報	56	55	55	54	53
声の広報	48	42	41	41	42

(7) 手話通訳者設置及び派遣・要約筆記奉仕員派遣

聴覚・言語障がい者の市役所での相談・手続きを容易にするために手話通訳者を設置する。また、病院や公共機関等へ出かける場合で手話通訳・要約筆記が必要な場合に通訳者等を派遣する。

年度	元	2	3	4	5
手話通訳	576	539	603	649	714
要約筆記	23	40	47	59	48

(8) ホームヘルパー

日常生活に支障のある障がい児(者)の居宅を訪問して、身体介護や家事援助、通院の介助等を行う。平成12年度に介護保険制度が開始され、介護保険対象者が対象から除かれたため、平成12年度には大きく減少したが、平成15年度の支援費制度の開始により知的障がい児(者)を中心に利用者が増加した。平成18年10月から障がい者自立支援法により3障がい共通のルールによるサービスが全面開始された。また、平成25年4月から障がい者の範囲に難病等の方が加わった。

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
利用者数	350	345	377	358	392

(9) 移動支援

重度の視覚障がい児(者)、全身性障がい児(者)、知的障がい児(者)及び精神障がい者で外出することが困難な方が外出される場合に、ヘルパーの派遣を実施する。平成18年10月から障がい者自立支援法により3障がい共通のルールによる制度が始まった。

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
利用者数	241	223	260	300	318

(10) 同行援護

視覚障がい児(者)で外出することが困難な方が外出される場合に、移動に必要な情報の提供、移動に必要な支援をヘルパーが実施する。平成23年10月の障がい者自立支援法の改正により、新たに障がい福祉サービスに加わった。

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
利用者数	51	53	54	56	61

(11) 障がい者教養教室

障がい者手帳の所持者を対象に、絵画・華道・手芸・料理等の教室を実施する。また、障がい者の作品を展示する「障がい者作品展」を年1回開催している。

年度	元	2	3	4	5
延べ受講者数	3,061	1,676	1,902	2,443	2,608

(12) 福祉車両による移送サービス

車いす・電動車いすなどを利用しているため、公共交通機関による移動が困難な障がい者の移動手段を確保するために、リフト付き福祉車両による移送サービスを平成14年7月から開始した。このサービスは、「暖」通所者の送迎車両の空き時間を利用して実施しているもので、事前に登録した者の通院・買い物等での外出を支援するものである。なお、平成16年度からは1台を専用車とし運行している。

年度	元	2	3	4	5
送迎回数	1,366	1,008	876	883	743

(13) 訪問理美容サービス

外出が困難な在宅の障がい者が、自宅で散髪などのサービスを受けやすくするために、理美容師の出張費相当額を助成する利用券を最大6枚／年まで交付する。

年度	元	2	3	4	5
申請者数	34	37	44	49	41
利用回数	73	77	91	100	110

(14) 障がい者相談支援事業

障がい者及びその介護者に対して、社会生活力を高めるための直接支援、各種在宅サービス・社会資源の紹介等を行い、障がい者のいる世帯の生活全般を支援することを目的とする。

障がい者自立支援法施行により、平成19年度から知的障がい者生活支援事業、市町村障がい者生活支援事業を統合して実施した。平成24年度からは市内8法人に委託して実施し、令和6年度からは中学校区ごとの相談体制へと変更し、市内11法人、13事業所に委託を実施している。

実績件数

年度	3	4	5
福祉サービスの利用等に関する支援	7,869	8,411	7,712
障がいや病状の理解に関する支援	1,152	935	924
健康・医療に関する支援	1,032	1,043	1,035
不安の解消・情緒安定に関する支援	1,360	1,568	1,230
保育・教育に関する支援	242	355	206
家族関係・人間関係に関する支援	606	801	878
家計・経済に関する支援	379	780	522
生活技術に関する支援	691	837	590
就労に関する支援	527	528	399
社会参加・余暇活動に関する支援	252	339	347
権利擁護に関する支援	99	233	313
その他	912	1,116	1,190
合計	15,121	16,946	15,346

(15) 障がい者虐待

平成24年10月に「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、市は障がい者虐待対応の窓口等となる「障がい者虐待防止センター」としての機能を果たすこととなった。通報や届出の受理、虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導および助言、広報

啓発活動等を実施している。

障がい者虐待の通報・届出件数及び虐待認定件数

内容	年度	3		4		5	
		施設従事者による虐待	養護者による虐待	施設従事者による虐待	養護者による虐待	施設従事者による虐待	養護者による虐待
実件数(件)	通報・届出	4	11	9	18	23	19
	認定	1	4	—	1	12	3
身体的虐待(件)	通報・届出	1	10	0	17	7	15
	認定	1	4	—	—	2	2
放棄・放任(件)	通報・届出	—	1	2	1	1	1
	認定	—	—	—	1	1	1
性的虐待(件)	通報・届出	—	—	2	—	1	1
	認定	—	—	—	—	1	—
心理的虐待(件)	通報・届出	3	—	5	2	7	2
	認定	—	—	—	—	1	—
経済的虐待(件)	通報・届出	—	—	—	2	7	2
	認定	—	—	—	—	7	1
合計(件)	通報・届出	4	11	9	22	23	21
	認定	1	4	—	1	12	3

注：1人に対して複数内容の虐待があった場合は、それぞれの件数にカウントする

施設従事者による虐待は、本市がサービスの支給決定をした障がい者への虐待を計上

◆ 施設

(1) ショートステイ

在宅の障がい児(者)を介護している保護者が、疾病等の事由により家庭における介護が困難となった場合及び障がい児(者)の生活訓練等の指導が必要となった場合に、障がい児(者)を施設に短期間入所させることにより、その福祉の向上をはかることを目的とする。

平成18年10月から障がい者自立支援法により3障がい共通のルールによるサービスが全面開始された。

年度	元	2	3	4	5
延べ利用日数	12,834	9,563	10,859	10,651	12,199

(2) 日中一時支援事業

障がい児(者)の主に日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がい福祉サービス事業者、障がい者支援施設等において活動の場を提供し、見守り、社会適応訓練、日常生活訓練、生産活動などの支援を行う。平成18年10月から実施している。

利用者数 (各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
地域生活支援デイサービス	75	72	63	77	68
日中短期入所	143	121	106	111	111

(3) 障がい児等療育支援事業

在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)及び身体障がい児(以下「在宅障がい児(者)」という。)のライフステージに応じた地域での生活を支援するために、障がい児(者)施設の有する機能を活用し、療育、相談体制の充実を図るとともに、各種サービスの提供の援助、調整等を行い、地域の在宅障がい児(者)及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。平成12年10月から、社会福祉法人豊田市福祉事業団へ委託し、豊田市こども発達センターにて実施されている。

事業別実施件数

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
在宅支援訪問療育等指導事業	969	648	796	177	883
在宅支援外来療育等指導事業	15,602	12,882	16,831	19,697	17,218
施設支援一般指導事業	704	336	706	1022	876

(4) 障がい者総合支援法による福祉サービス利用者

利用者数

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
生活介護	778	789	834	868	863
就労継続支援A型	158	174	172	215	257
就労継続支援B型	459	491	570	692	756
就労移行支援	134	175	166	180	196
施設入所支援	234	235	228	238	238
療養介護	34	34	34	33	34

(5) グループホーム

障がい者に生活の場を提供し、食事等の日常生活援助を行うことにより、地域社会における自立生活を助長した。グループホームが日常生活の拠点となり、そこで障がい者本人の社会参加がなされている。

利用者数

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
グループホーム	215	238	291	344	373

(6) 児童福祉法による障がい児通所支援

障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行った。平成24年4月の児童福祉法の改正により開始した。

利用者数

(各年度末現在)

年度	元	2	3	4	5
児童発達支援	177	207	265	327	352
医療型児童発達支援	1	1	—	—	—
放課後等デイサービス	609	656	714	826	901
保育所等訪問支援	—	4	6	6	7

(7) 児童発達支援センター

発達遅滞及び肢体不自由、難聴幼児、重度心身障がい児を対象に、個々の子どもの特性を考慮し情緒の安定を図り、できる限り健全な社会生活を営めるよう集団的、個別的に早い段階から適切な指導を行った。

契約児数

(各年度4月1日現在)

年度	元	2	3	4	5
ひまわり(知的障がい及び発達障がい)	50	50	50	50	50
たんぽぼ(肢体不自由)	38	33	35	39	38
なのはな	なのはな(難聴)	11	13	16	14
	ちょうちょ・とんぼ(知的障がい)	20	20	20	20
計	119	116	121	123	124

6 母子保健・児童福祉

◆ 母子健康手帳交付

母子保健法第16条により妊娠の届出をした妊婦に対して、妊娠・出産及び育児に関する一貫した健康管理と、妊娠から乳幼児期に関する保健及び育児の情報を提供するために、手帳を交付している。

新規交付状況

対象者	交付回数	交付会場	交付数
市内在住の妊婦	随時交付	こども家庭課窓口	2,659件

新規交付時週数別状況

妊娠週数	交付数(件)	妊婦数(人)(出生済を含む)			
		初産	経産1回	経産2回	経産3回以上
11週以下	2,544	1,204	903	326	70
12~19週	95	33	37	9	13
20~27週	9	3	2	2	2
28週以上	8	3	3	2	—
出生済	3	2	—	—	1
不明	—	—	—	—	—
計	2,659	1,245	945	339	86
令和5年度新規交付妊婦数(実数)					合計 2,615
若年初妊婦(20歳未満)	24				
再高齢初妊婦(40歳以上)	120				
掲 双胎妊婦	44	27	14	2	1
3胎以上妊婦	—	—	—	—	—

注：手帳は、子ども一人につき一冊交付(例：双胎の場合は、手帳交付数2、妊婦数1)

外国語版交付状況(再掲)

種類	3年度	4年度	5年度
ポルトガル語	70	72	68
英語	59	70	45
中国語	15	8	10
タガログ語	5	7	12
スペイン語	13	7	11
ハングル語	1	0	0
タイ語	1	8	6
インドネシア語	11	16	9
ベトナム語	50	93	126
ネパール語	·	2	12
合計	225	283	299

注：転入交付・再交付含む

◆ 利用者支援事業（母子保健型）

平成27年度から、子ども・子育て支援法第59条第1号に基づき、利用者支援事業(母子保健型)を開始した。妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みなどに円滑に対応するため、ママサポーター(保健師)が専門的な見地から相談支援等を実施し、ケアプランに基づき関係機関との連携を図り、切れ目のない支援体制を強化した。

令和5年度妊娠届出書からの情報(アンケート含む)に基づく状況(件)

市内医療機関へ情報提供 1)	288 (11.0%)
特定妊婦 2)	11 (0.4%)

注 1)情報提供の基準を変更

注 2)要保護児童対策地域協議会で支援対象に位置づけられた者

令和4年度から抽出方法変更

◆ 出産・子育て応援給付金

市民が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、伴走型 出産・子育て応援事業を令和5年1月1日から開始した。妊娠期に出産応援給付金5万円、出生後に子育て応援給付金5万円を給付する。

年度	令和4	令和5
出産応援給付金(件数)	4,390	2,649
子育て応援給付金(件数)	2,215	2,562

注：令和4年度は遡及分として令和4年4月2日以降、事業開始日前に出生した児には出産応援給付金と子育て応援給付金を一括支給。令和6年2月29日をもって支給を終了とした。

◆ 健康教育・啓発

妊娠婦並びに乳幼児から中学生までの健康保持及び増進のために、各種健康教室・啓発事業を行っている。

(1) パパママ教室～1stマタニティ～

平成26年度から保健師の講話と管理栄養士の講話に分け、月1回の頻度で教室を開催していた(90分/回)が、令和2年度から保健師と管理栄養士の講話を同時に実施するようにした。

令和5年度は、土曜日(2部制)で各30組の定員にし、8日間で計16回実施した。主な内容は妊娠中の健康管理等や妊娠中の食生活についてなどである。妊娠の総受講者数は319人。全受講者数に占める夫の受講割合は49.8%、全単胎初妊婦数に占める初妊婦の受講割合は26.1%である。

参加者数	妊婦	配偶者	初産婦	経産婦	妊娠初期	妊娠中期	妊娠後期	10代再掲	場所
635	319	316	318	1	32	205	82	—	豊田市保健センター

(2) 多胎パパママ教室

多胎を妊娠した妊婦が身体的・精神的に安定した妊娠・出産・育児を迎えるため、多胎を妊娠した妊婦及びその家族を対象に平成31年2月より開始。主な内容は多胎の妊娠出産経過や家族の役割、多胎児親の会の紹介などである。

対象者	回数	受講者数	場所
多胎を妊娠している妊婦とその家族	4回	妊婦 31 夫 30 その他(妊婦の父母) 27	豊田市保健センター

(3) 2ndマタニティ教室～2人目からの子育て～

経産婦が抱える育児不安に応えるため、第2子以降の出産を控えた親を対象とした教室を平成20年9月から隔月で開始。平成25年度は毎月実施したが、受講者数が定員に満たない月が多かったため、平成26年度から隔月で開催。令和5年5月は、1部制で25組、7月からは1部制で40組の定員とした。主な内容は、保育士による第1子へのかかわり方(気持ちや行動の変化への対応)に関する講話、子育て支援サービスの紹介などである。

対象者	回数	受講者数	場所
第2子以降出産予定の妊婦とその家族	6回	妊婦71 夫13	豊田市保健センター

(4) 離乳食・幼児食教室における管理栄養士派遣事業

離乳食及び幼児食に関する正しい知識の普及を行うことで、適切な食生活の基礎をつくり、乳幼児の健全育成を図ることへの認識を高めている。また、子育てにおける親の不安や悩みの解消のため、子育て支援センター等が開催する離乳食・幼児食教室へ管理栄養士を講師として派遣している。参加者は、講話や質疑応答を通して、日頃の食生活を振り返り、離乳食・幼児食教室を食生活に関する不安や悩みの解消の場としている。

派遣先	回数		
	3年度	4年度	5年度
自主グループ	2	2	2
交流館	1	—	—
子育て支援センター	15	25	27
その他	—	—	—
合計	18	27	29

区分	受講者数		
	3年度	4年度	5年度
乳児	64	174	139
幼児	15	33	15
親	80	192	158
合計	159	399	312

注：

：令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により一部未実施。

(5) 思春期教育

ア. 思春期教室「自分の体と心を知る」

平成24年度から、市内中学3年生を対象に開始。自分の体と心の変化のメカニズムを知り、男女の「性」について正しく理解すること、また、自分の存在や恋愛、結婚を肯定的に捉えたり、男女が互いに尊重し合ったりする気持ちを養うことを目的に実施している。令和5年度は合計24校、3,505人(112クラス)に実施した。

実施校	高橋 1)	稻武	豊南 2)	旭	美里	前林	浄水
生徒数(クラス数)	458(14)	8(1)	224(7)	10(1)	199(6)	231(7)	198(7)
	若園	猿投台	保見 2)	井郷	猿投	藤岡南	末野原
	129(4)	162(5)	100(3)	156(5)	164(5)	116(4)	229(8)
	崇化館	石野	足助 3)	小原	高岡	梅坪台	逢妻
	193(5)	31(1)	131(4)	25(1)	182(5)	116(4)	255(8)
	藤岡	下山	松平 2)				
	81 (3)	17(1)	90(3)				

注 1)1、2年生を対象にして実施

2)2年生を対象にして実施

3)1、3年生を対象にして実施

1. その他の思春期教育

- ・浄水北小学校にて、1、2年生に実施(児童数182人 保護者数140人)
- ・井上小学校にて、6年生に実施(児童数90人)
- ・追分小学校にて、1~4年生に実施(児童数21人 保護者数30人)
- ・則定小学校にて、4年生に実施(児童数4人)
- ・東山小学校にて、2年生に実施(児童数73人)
- ・梅坪小学校にて、2年生に実施(児童数81人)
- ・豊田特別支援学校にて、中学部1~3年生に実施(児童数2人)

(6) SIDS(乳幼児突然死症候群)啓発事業

SIDSの予防啓発として11月の予防強化月間には、3、4ヶ月児健康診査時にリーフレットを配布し、豊田市保健センター・地域保健課においてポスター掲示を行った。また、市役所本庁電光掲示板と市ホームページへの予防啓発文の掲載を実施した。今後も、適切な時期により多くの市民や母子保健関係者に対して予防啓発を行い、SIDSの予防に努めていく。

(7) 出前講座

各交流館、子育て支援センター、自主サークル等地域で活動している市民グループに対し、保健師が子育てや健康づくり等について講話や相談を実施し、知識の普及啓発を行うとともに、地域でのネットワークづくりができるよう支援した。

派遣先		3年度	4年度	5年度
自主グループ	回数	—	1	1
	受講組数	—	18	13
交流館	回数	—	2	1
	受講組数	—	18	5
子育て支援センター	回数	—	13	14
	受講組数	—	127	117
その他	回数	—	—	—
	受講組数	—	—	—
合計	回数	—	16	16
	受講組数	—	163	135

注：令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。

(8) 母子保健事業従事者早期療育推進研修会

豊田市心身障がい児早期療育推進委員会の要綱に基づき、資質の向上のため、平成 17 年度から、母子保健事業の従事者に対して実習及び研修会を開催している。

	内容	受講人数
実習	施設療育実習 豊田市こども発達センター 4 日間 おひさま 4 日間	26
研修会	「感覚の発達と気になる行動への支援」 ～日常生活（食べる時の姿勢、偏食、着替え、排泄等）～ 豊田市こども発達センター 作業療法士 齋藤 啓子 情報提供「聴覚障がい児への対応」について 〔講師〕 豊田市こども発達センター なのはな 言語聴覚士 大原 朋美氏 (1) 新型コロナウィルス感染症 拡大前後の1歳6か月児 健康診査受診者の精神発達の変化について 講師 こども家庭課 後藤 有輝氏 (2) 講演会 「コロナ前後の子どもの変化 対応について」 講師 豊田市こども発達センター 臨床心理士 神谷 真巳氏	86 92

(9) ふれあい子育て教室

平成 27 年 10 月から 1 歳を迎えた誕生月の児とその保護者を対象とし、親子で楽しみながら学ぶ教室(講話・親子遊び)を実施している。令和 2 年度から対象を生後 10 か月から 1 歳になった児とその保護者に変更した。令和 5 年度 4 月は、1 部制で 20 組の定員、5 月以降は一部制で 40 組の定員として実施した。

対象者	回数	受講数	場所
10 か月～1 歳の誕生日を迎えた児とその親	12 回	205 組	豊田市保健センター

◆ 自主グループ支援

自主グループ活動を支援することにより、自立と共助のもとで親育ちを支援する事業を推進する。

(1) 多胎児のつどい

多胎児を持つ親(妊娠中の方や里帰り中の方も含む)同士が多胎の子育てならではの不安・疑問等を共有することで、前向きな気持ちが持てるよう活動している。「ダブルエッグ」は平成 20 年 10 月から会場を市役所から志賀子どもつどいの広場へ変更して開催。「ぶるぶる smile」は令和元年 10 月から浄水交流館で活動を開始している。

事業名	開催回数	親の参加延べ人数	場所
ダブルエッグ	18	157	志賀子どもつどいの広場
ぶるぶる smile	11	153	浄水交流館

注：「ぶるぶるネットあいち」が「ダブルエッグ」、「ぶるぶる smile」を運営

(2) アレルギー児を持つ親の会

平成 21 年度から会場をとよた子育て総合支援センターに移し、情報交換を中心に活動している。令和 5 年度は月 1 回程度の定例会の実施と会のメッセージアプリのグループ利用により情報交換を行っている。情報交換の内容は給食についての相談が多い。参加希望の市民からこども家庭課に問合せがあると、代表者などに相談し、こども家庭課から会のメッセージアプリのグループに招待する形をとった。

◆ 母子保健推進員

豊田市では養成講座受講者からの積極的な取組により平成 13 年に「豊田市母子保健推進員の会」が発足。以来、母子保健事業を支える重要なパートナーとして活動を続けている。

母子保健推進員数（令和 5 年 4 月現在）	
177	(再掲) おめでとう訪問員数
	83

(1) 母子保健推進員養成講座

地域とのつながりや人間関係等が希薄化しているといわれる近年、子どもを生み育てる環境が大きく変化し、子育てへの不安をもつ親や孤立化している親が少なくない。そこで安心して子育てができる地域社会と、身近な育児の相談者として「子育て支援の人材育成」をめざし、平成 11 年度から母子保健推進員の養成を開始した。養成講座修了後は、「豊田市母子保健推進員の会」へ所属し、母子保健推進員として活動する。

また、「豊田市おめでとう訪問」事業の実施に当たり訪問の目的、目標の共通理解を図り、訪問に必要な基本的技術を身に付けるために、母子保健推進員の中から平成 17 年度から「おめでとう訪問員養成講座」を開始した。

令和 4 年度は 7 回で実施した養成講座を令和 5 年度は 6 回に短縮し実施。

回	日程	内容	講師
1	7 月 3 日	母子保健推進員の活動	母子保健推進員
2	7 月 18 日	子どもの精神発達と親子関係	臨床心理士
3	8 月 1 日	子どもの身体発達と病気のみかた	小児科医
4	8 月 22 日	コミュニケーション技法	ファシリテーター 保健師
5	9 月 5 日	豊田市の子育て支援サービスについて 今後の母子保健推進員の活動	母子保健推進員 保健師
6	2 月 6 日	修了式 母推の会より組織、今後の活動について	母子保健推進員 保健師

注：上記の内容のほか、乳幼児健診、おめでとう訪問などの見学・実習も実施。

養成講座修了者	10
---------	----

(2) 妊婦さん電話

妊婦が間近に迫る出産や産後の生活、育児等について不安を軽減し、安心して出産、産後の生活を送ることができるように支援することを目的とし、令和 3 年度 9 月から実施している。

年度	対象件数	実施件数
5	2,373	1,948

(3) おめでとう訪問員・母子保健推進員研修

おめでとう訪問員・母子保健推進員を対象に、基本的な訪問技術に関する知識の提供や子育て情報等の共通理解を図り、また訪問員の不安の解消に努める目的で実施。

回	日程	内容	参加人数
1	6月23日	新人おめでとう訪問員研修「おめでとう訪問の実施に向けて先輩訪問員と訪問プランをたてよう」	7
2	7月24日 7月25日	講義「楽しくコミュニケーションをしよう」 講義「多胎の育児について～ぶるぶるネットで活動して感じること～」	102

(4) おめでとう訪問事業

育児不安感が高くなるおおむね生後1～3か月の乳児(平成24年度から全出生児対象)を持つ子育て家庭に対して、母子保健推進員による家庭訪問を実施し、育児の孤立防止及び育児不安の軽減を図る。また、地域や市の子育て情報や地域での支援の状況を伝えることにより、地域における子育て互助機能の再構築を図ることを目的とする。令和5年度は市内全中学校地区全出生児を対象として、全戸訪問を実施した。

年度	地区数	訪問中学校区名	対象件数	訪問件数
元	全地区	市内全中学校地区全出生児対象	3,165	2,979
2		市内全中学校地区の第1子出生児のみ対象 ※第2子以降の出生児については電話支援を実施 (2,565件)	570	520
3		令和4年2月から全出生児対象。1月までは市内全中学校地区の第1子出生児のみ対象とし、第2子以降の出生児については電話支援を実施(1,351件)	1,640	1,538
4		市内全中学校地区全出生児対象	2,815	2,693
5			2,562	2,438

(5) 「豊田市母子保健推進員の会」の活動支援

豊田市母子保健推進員の会会員は、養成講座受講後も定期的に研修を重ね、推進員の質の向上に努めている。市は、会の活動が充実するように、アドバイザーとして支援を行った。

- ・総会…1回、役員会…14回、運営委員会…13回
- ・子育て支援センター視察研修(新会員対象)…1回
- ・「歯みがき　はじめの一歩」歯みがき教室開催に向けて準備

母子保健推進員の活動状況

事業(活動)名	回数	延べ参加人数
乳幼児健診(3、4か月児・1歳6か月・3歳)	211	530
パパママ教室	16	64
多胎パパママ教室	4	21
2ndマタニティ教室	6	24
ふれあい子育て教室	12	36
子育て支援センター育児相談(11か所)	83	220
子育て支援センター託児(15か所)	83	194
合計	415	1,089

◆ 児童虐待予防対策

市内小中学校、こども園等の児童生徒、保護者、職員を対象に児童虐待防止教育を実施した。また、育児に不安を持つ母親を対象に、グループワークや講話を実施し、育児不安等を軽減する教室を開催した。

(1) 児童虐待防止教育

子どもが虐待、誘拐、性犯罪、深刻化するいじめ等の様々な暴力を未然に防ぐための具体的な方法を学ぶこと、また保護者や学校関係者等が子どもに向けられる暴力への知識をもち、適切な対応ができるよう方法を学ぶことを目的に、平成17年度から豊田市内の小中学校、こども園等を対象に教育を実施した。教育は、C A P(子どもへの暴力防止プログラム)センター・J A P A Nに登録のある団体に講師を依頼して実施した。

＜受講人数＞

年度	元	2	3	4	5
子どもワークショップ(人)	1,512	444	671	916	1252
保護者ワークショップ(人)	575	104	52	158	231
教職員ワークショップ(人)	616	215	404	365	470
合計(人)	2,703	763	1,127	1,439	1,953

＜ワークショップ実施延べ回数＞

年度	元	2	3	4	5
こども園(回)	80	33	41	62	61
小学校(回)	40	12	18	13	39
中学校(回)	1	—	—	1	1
その他(回)	7	4	4	1	1
合計(回)	128	49	63	77	102

＜実施校数推移＞

年度	元	2	3	4	5
こども園(園)	24	10	15	18	19
小学校(校)	11	5	5	3	12
中学校(校)	1	—	—	1	1
その他(か所)	6	3	3	1	1
合計(か所)	42	18	23	23	33

(2) ママの子育てを支援する会(育児不安の保護者グループの支援)

平成14年度から、豊田市・旧東西加茂地域の市町村で「豊田加茂地域育児不安の保護者グループ支援協議会」を設置し運営してきたが、平成17年度からは、事業の実施主体は豊田市となり、会の運営は家庭児童相談室が行い、令和5年度は20回実施した。子ども達と別の部屋で、育児の不安や悩みを親同士で自由に語り合うことにより、参加者からは、「自分の気持ちを素直に話せた。悩みを言える場がある。」「イライラが減った。子を叩く事が減った。」などの感想が寄せられている。

ママの子育てを支援する会参加状況

親(人)			子ども(人)		
実人数	延べ人数	1回平均	実人数	延べ人数	1回平均
25	111	5.6	26	74	3.7

参加者の紹介経路

こども家庭課（人）			地域保健課（人）	子育て支援センター（人）	こども発達センター（人）	その他
乳幼児健診	育児相談	電話相談他	保健師			
7	5	2	7	—	—	1

（3）みんな悩みは一緒！子育てが楽しくなる教室

ノーバディーズパーカーク講座に代わる教室として、5歳未満の子を子育てしている親で、日々の生活の中で孤立感を感じたり、育児に不安感を抱いたりしている方を対象に令和2年度途中（令和3年1月）から開催している。

令和5年度は、柳川瀬子どもつどいの広場のみの開催となった。

	会場	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	合計
実人数 (親)	あいあい	実施なし					延べ 37 実人員 10
	にこにこ	7	7	7	8	8	

◆ 相談・訪問指導

相談事業としては、地域保健課及び子育て支援センターでの育児健康相談、電話相談、保健師・助産師の家庭訪問、心理相談を行っている。そのうち市内11か所の子育て支援センターでは、保健師と管理栄養士が子育ての悩みに応じて育児相談を予約制で実施している。

（1）育児健康相談（来所・電話・オンライン）

育児健康相談は、発育や病気、育児全般についての相談ができる窓口として、地域保健課及び子育て支援センターでの来所相談、電話相談とオンライン相談を実施している。

育児相談状況

事業名	延べ人数	延べ件数	件数内訳	要継続者人数	備考
電話相談	163	213	乳児 93 幼児 106 小中高生 13 妊産婦 1	24	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)
オンライン相談	36	48	乳児 29 幼児 17 小中高生 一 妊産婦 2	6	毎月第3火曜日 偶数月：午前10時～正午 奇数月：午後2時～午後4時 保健師・管理栄養士による相談、Zoomを用いて実施

事業名		延べ人数	延べ件数	件数内訳		要継続者人数	備考
来所相談		613	1267	乳児 幼児 小中高生 妊産婦	624 643 — —	56	保健師・管理栄養士による相談、地域保健課窓口及び子育て支援センターで実施
内 訳	子育て支援センター	590	1234	乳児 幼児 小中高生 妊産婦	612 622 — —	54	
	地域保健課窓口	23	33	乳児 幼児 小中高生 妊産婦	12 21 — —	2	

相談内容

項目	来所相談(件数)				電話相談(件数)			
	乳児	幼児	小中高生	妊産婦	乳児	幼児	小中高生	妊産婦
発育	205	200	—	—	16	7	1	—
発達	51	113	—	—	6	36	3	—
健康	8	10	—	—	7	5	—	—
しつけ	5	14	—	—	1	5	1	—
基本的生活習慣	356	303	—	—	54	27	—	—
家族関係	—	—	—	—	—	2	1	—
子育て不安・ストレス	4	2	—	—	1	9	4	—
就労との両立	—	—	—	—	—	2	1	—
経済的問題	—	1	—	—	—	—	—	—
子育て以外の家族関係	—	—	—	—	1	1	—	—
近所付き合い	—	—	—	—	—	—	—	—
地域的な問題	—	—	—	—	—	2	—	—
養護相談	—	—	—	—	—	—	—	—
ネグレクト	—	—	—	—	—	—	—	—
障がい	—	—	—	—	—	—	1	—
非行	—	—	—	—	—	—	—	—
不登校	—	—	—	—	—	—	—	—
思春期	—	—	—	—	—	—	—	—
妊娠・出産	1	—	—	—	—	1	—	1
産後の健康	—	—	—	—	2	—	—	—
母親の健康	—	—	—	—	1	2	—	—
その他	—	—	—	—	4	7	1	—
合計	624	643	—	—	93	106	13	1

項目	オンライン相談(件数)			
	乳児	幼児	小中高生	妊産婦
発育	1	3	—	—
発達	2	4	—	—
健康	—	—	—	1
しつけ	—	—	—	—
基本的生活習慣	24	10	—	—
家族関係	—	—	—	—
子育て不安・ストレス	1	—	—	—
就労との両立	—	—	—	—
経済的問題	—	—	—	—
子育て以外の家族関係	—	—	—	—
近所付き合い	—	—	—	—
地域的な問題	—	—	—	—
養護相談	—	—	—	—
ネグレクト	—	—	—	—
障がい	—	—	—	—
非行	—	—	—	—
不登校	—	—	—	—
思春期	—	—	—	—
妊娠・出産	—	—	—	1
産後の健康	—	—	—	—
母親の健康	1	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	29	17	—	2

(2) こども相談

平成 25 年度まで実施していた心理個別相談(おたまじやくし)とこども相談が、どちらも心理士の個別相談により支援につなげている事業であるため、両者を比較検討した上で「こども相談 1・2」という一つの事業として開始した。令和 5 年度より、利用者の利便性向上のため相談時間や予約枠の調整を行い、こども相談 1 とこども相談 2 を「こども相談」に統合した。

児の発達に関する心配や養育者自身の育児不安・負担感のある者、要観察児の養育者に対し、心理士との個別相談を通じて、育児不安や負担感を軽減し、必要な育児支援に繋げていくことを目的としている。

こども相談者の状況(延べ人数)

性別	参加組数	指導後の方針						助言終了	
		継続指導				その他 (健診時確認等)			
		通園療育施設「あおぞら」支援	発達センタ受診勧奨	地区担当保健師訪問・電話	—				
1 歳代	男	2	—	—	—	—	1	1	
	女	2	1	—	—	—	—	1	
2 歳代	男	4	2	—	1	—	—	1	
	女	3	2	—	1	—	—	—	
3 歳代	男	5	1	—	2	—	—	2	
	女	2	1	—	—	—	—	1	
4 歳代	男	—	—	—	—	—	—	—	
	女	—	—	—	—	—	—	—	
5 歳以上	男	—	—	—	—	—	—	—	
	女	—	—	—	—	—	—	—	
合計		18	7	—	4	—	1	6	

(3) 妊産婦、低出生体重児、新生児、乳幼児訪問

18歳以下の産婦又は35歳以上の初産婦、双子以上の子を持つ産婦、育児不安等で訪問の希望があった妊産婦、低出生体重児、母子連絡票により医療機関から情報提供のあった対象者等に対して、保健師・助産師等が訪問指導を行っている。

また、各種健康診査や育児相談等で、発達について心配のある人や、育児不安の強い人に対して保健師や助産師が家庭訪問を実施し、個々に応じた育児や発達等についての相談助言を継続的に実施するとともに、必要に応じて関係機関等に連絡調整を行っている。

委託助産師による訪問指導状況（延べ人数：里帰り等の市内に住民票の無いものを含む。）

年度	妊婦	産婦	未熟児	乳児	幼児	合計
3	—	574	147	452	—	1,173
4	—	560	168	427	—	1,155
5	—	585	197	417	—	1,199

出生体重・週数の状況（2022年生まれ）

出生体重・週数区分		対象人数	指導人数
1,000g未満	37週未満	11	11
	37週以上	—	—
	週数不明	—	—
1,500g未満	37週未満	4	4
	37週以上	—	—
	週数不明	—	—
2,000g未満	37週未満	18	18
	37週以上	5	5
	週数不明	—	—
2,500g未満	37週未満	58	52
	37週以上	151	127
	週数不明	2	2
2,500g以上	37週未満	54	26
	37週以上	2610	885
	週数不明	154	60
不明	37週未満	—	—
	37週以上	1	—
	週数不明	66	3
合計		3,134	1,193

要指導者等の訪問指導件数（委託助産師訪問再掲含む。）

年度	妊婦	産婦	未熟児	乳児	幼児	合計
3	92	811	322	1,029	365	2,619
4	89	690	340	841	315	2,275
5	98	732	402	852	316	2,400

注：延べ人数・里帰り等市内に住民票の無いものを含む。

要指導者等の電話指導件数（保健師が対応）

年度	妊婦	産婦	未熟児	乳児	幼児	その他	合計
4	333	99	417	1160	4063	—	6072
5	343	99	432	913	3998	—	5785

(4) 不妊症・不育症相談

平成 28 年度から不妊症・不育症相談を開始。市内在住の方を対象に、「不妊症・不育症」について、不妊症看護認定看護師による無料面接相談を実施。

年度	元	2	3	4	5
不妊症相談(件)	9	7	9	4	5
不育症相談(件)	—	2	—	5	1

◆ 母子連絡票

平成 16 年度から母子連絡票を使用し、医療機関からの連絡を受け、早期に家庭訪問を実施し、養育支援をしている。

医療機関からの送付状況（豊田市に里帰りしている人への連絡票含む。）

年度	元	2	3	4	5
件数	463	487	452	420	438

◆ 妊産婦・乳幼児健康診査

母体や胎児の健康管理の充実を図るため、公費助成による健康診査を実施している。

また、疾病や発達のスクリーニング、健康増進、育児支援等を目的として 3、4 か月児健康診査、1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査を集団方式で実施している。健康診査実施時に支援が必要と思われる児に対しては、発達支援や親の育児不安や負担感の軽減及び養育環境の改善を図ること等を目的に、事後教室や地区担当保健師による個別支援を行っている。

(1) 妊産婦・乳児健康診査（医療機関等）

安全に安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、妊娠中の健康診査については平成 20 年 4 月から大幅に追加し、14 回分の「妊婦健康診査受診票」を交付し、産後に関しては平成 21 年 4 月以降「産婦健康診査受診票」を交付することで助成を行い、妊産婦健康診査の受診を促している。また、平成 23 年 4 月にはHTLV-1、クラミジア検査をさらに追加することで、妊婦健康診査の充実を図っている。乳児期においては、「乳児健康診査受診票①②」を交付し、医療機関にて、生後 1 か月頃と生後 6～10 か月頃に発育・発達の診察等が受けられるよう、健診費用の助成を行っている。また、令和 3 年 4 月には、「産婦健康診査受診票②」及び「新生児聴覚検査受診票」の交付を開始した。さらに、令和 3 年 4 月、多胎妊婦については、「妊婦健康診査受診票④⑤⑥⑦⑫」の追加交付を開始した。

妊婦健診(医療機関等)実施状況（要観察の集計方法を変更）

事業名	受診者数	異常あり		備考
		人数	割合(%)	
子宮頸がん	2,587	23	0.9	
妊婦健診①	2,635	157	6.0	超音波・初回血液検査
妊婦健診②	2,598	50	1.9	
妊婦健診③	2,586	46	1.8	
妊婦健診④	2,595	66	2.5	超音波検査
妊婦健診⑤	2,614	121	4.6	
妊婦健診⑥	2,576	109	4.2	
妊婦健診⑦	2,519	141	5.6	
妊婦健診⑧	2,560	673	26.3	超音波・血算・血糖・HTLV-1・梅毒検査
妊婦健診⑨	2,483	106	4.3	
妊婦健診⑩	2,497	130	5.2	GBS検査
妊婦健診⑪	2,328	80	3.4	
妊婦健診⑫	2,443	492	20.1	超音波・血算検査
妊婦健診⑬	1,990	64	3.2	
妊婦健診⑭	1,443	29	2.0	
合計	36,454	2,287	6.3	

産婦(医療機関等)実施状況

事業名	受診者数	異常あり	
		人数	割合(%)
産婦健診①	2,592	222	8.6
産婦健診②	2,482	115	4.6
合計	5,074	337	6.6

産後うつスクリーニング

エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)を活用したスクリーニングを平成30年度から開始。この質問票により、母親の心理状態や生活状況等を把握し、うつ病の「病状」と「リスク要因」をスクリーニングし、母親への支援を適切に行うことで、育児不安の軽減や児童への虐待、自殺などの防止を図っている。

年度	2	3	4	5
受診者数	産婦健診①	3,031	3,009 (実人数)	2,648
	産婦健診②	—		2,534
				2,435

新生児聴覚検査(医療機関)実施状況

事業名	受診者数	要再検査	
		人数	割合(%)
新生児聴覚検査	2,338	49	2.1

乳児健診(医療機関)実施状況

事業名	受診者数	異常あり	
		人数	割合(%)
乳児健診①	2,622	161	6.1
乳児健診②	1,907	115	6.0
合計	4,529	276	6.1

(再掲)豊田市妊産婦・乳児健康診査費補助金実績(県外及び助産所での受診分)

子宮頸がん	妊婦健診内訳(件数)													
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
5	9	11	20	18	29	33	57	29	108	187	157	172	157	111

①	②	①		②		新生児聴覚	合計件数	延べ人数	実人数				
		①	②	①	②								
178	146	153	1			166	1,747	253	231				

(2) 3、4か月児健康診査

ア. 集団方式

市内の3会場(豊田市保健センター・高岡農村環境改善センター・足助支所(令和5年11月まで)・足助まめだ館(令和5年12月から))で3、4か月児を対象に、診察や育児の個別相談、離乳食、子育てについての個別指導を実施した。令和元年度より、股関節脱臼に関するアンケートを導入し、リスト内容により専門医療機関への紹介を行っている。愛知県母子健康診査マニュアルの改訂により令和3年度から要支援者の集計方法を変更した。

未受診者に対しては、地区担当保健師が未受診調査を実施し、児の様子や育児状況の確認及び受診勧奨を行っている。

3、4か月児健康診査(集団)実施状況および受診結果

年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	要支援者			
				医師判定1)	医師判定割合(%)	子育て支援判定2)	子育て支援判定割合(%)
3	3,058	2,944	96.3	864	29.3	247	8.4
				801	28.3	227	8.0
4	2,927	2,832	96.8	876	33.4	271	10.3
5	2,703	2,616	96.8				

注 1)医師総合判定の「既医療」「要観察」「要精査」「要医療」を抽出

注 2)「助言、情報提供で自ら対処可能」「保健機関の継続支援が必要」「機関連携による支援が必要」「状況確認」を抽出

令和4年3月～令和5年2月の発送者の受診可能期間終了後の状況

対象者数	受診者数	受診率(%)
2,928	2,831	96.7

未受診調査理由別人数

理由	令和2年3月～ 令和3年2月発送分	令和3年3月～ 令和4年2月発送分	令和4年3月～ 令和5年2月発送分
心配していない	1	2	—
忙しい	7	1	3
都合が悪い	6	7	5
他の病気のため	4	4	6
妊娠出産のため	—	1	—
自営・母就労	—	1	—
保育園・託児所	—	—	—
忘れていた	9	4	3
期限が切れた	—	—	—
病気がわかるのが恐い	—	—	—
教えたくない	—	—	—
連絡がとれない	1	2	—
他の機関で受診した	51	22	25
受けたくない	1	—	1
別の検査で代用	—	1	—
治療・経過観察中	11	3	5
医師が不要と判断	—	—	1
その他	45	19	12
合計	136	67	61

イ. 精密健康診査

健康診査の結果により、精密健康診査が必要な場合は、医療機関の受診を推奨している。

精密健康診査未受診者に対しては、手紙送付や電話による受診勧奨を実施し、受診率の向上に努めている。

3、4か月児精密健康診査(医療機関紹介)受診状況

＜対象者 456 人 受診者 412 人 受診率: 90.4%＞ (令和4年度受診対象者分)

内訳	対象件数	結果マニュアル	件数			
			管理中	助言	問題無	未受診
心雜音	5	心雜音	1	—	4	—
僧帽弁閉鎖不全症	1	僧帽弁閉鎖不全症	—	—	—	—
股関節開排制限	4	股関節開排制限	1	—	2	1
股関節開排制限ハイリスク	299	クリック音	1	—	—	40
		開排制限ハイリスク	27	1	220	
		股関節開排制限	7	—	—	
		臼蓋形成不全	2	—	—	
		発育性股関節形成不全	1	—	—	
股関節しわ左右差	47	股関節しわ左右差	4	—	40	1
		股関節開排制限	2	—	—	
クリック音	3	クリック音	—	—	2	—
		臼蓋形成不全	1	—	—	
斜頸	1	斜頸	—	—	1	—
下肢長の左右差	8	下肢長の左右差	1	—	7	—
頭団大	6	水頭症	1	—	—	—
		頭団大	5	—	—	
頭団小	8	頭団小	5	—	1	2
高口蓋	1	高口蓋	1	—	—	—

内訳	対象件数	結果マニュアル	件数			
			管理中	助言	問題無	未受診
舌小帯短縮症	1	舌小帯短縮症	—	—	1	—
腹壁ヘルニア	1	腹壁ヘルニア	1	—	—	—
臀部異常	1	臀部異常	1	—	—	—
副乳	1	副乳	1	—	—	—
仙骨皮膚洞・腫瘤	2	仙骨皮膚洞・腫瘤	2	—	—	—
陰のう水腫	2	陰のう水腫	1	—	—	1
停留睾丸	6	移動性睾丸	3	—	—	1
		停留睾丸	2	—	—	
外性器異常	1	外性器異常	—	—	—	—
未定頸	6	未定頸	4	—	1	—
		発達遅延	1	—	—	
筋緊張低下	2	筋緊張低下	2	—	—	—
瞳孔内の白い点	1	瞳孔内の白い点	—	—	—	1
眼の点	1	眼の点	—	—	—	1
斜視	2	斜視	1	—	—	1
眼瞼下垂	1	体重増加不良	1	—	—	—
聴力の異常	4	聴力の異常	1	—	1	2
血管腫	4	イチゴ状血管腫	2	1	—	—
		血管腫	1	—	—	
あざ	1	母斑	1	—	—	—
母斑	6	母斑	2	—	—	1
		異所性蒙古斑	2	—	—	
		太田母斑	1	—	—	
前額皮膚隆起病変	1	前額皮膚隆起病変	1	—	—	—
アトピー性皮膚炎	2	アトピー性皮膚炎	1	—	—	1
湿疹	5	湿疹	3	—	—	2
体重増加不良	38	体重増加不良	34	—	2	1
		低体重	1	—	—	
低身長	15	低身長	10	—	3	2
大泉門腫脹	1	大泉門腫脹	1	—	—	—
目の色素異常	1	目の色素異常	1	—	—	—
末梢チアノーゼ	1	冷え性	1	—	—	—
頭部陥没	1	頭部陥没	—	—	1	—
頸部腫瘤	1	筋性斜頸	1	—	—	—
喘鳴	1	喘鳴	1	—	—	—
合計	493		145	2	286	58

注：診断結果が1件について2項目以上になる場合もあり

ウ. すくすく健康診査(3、4か月児健康診査事後要観察児健康診査)

3、4か月児健康診査で発育や発達について経過観察が必要な児に対し、健康診査から1か月後の指定日に健康診査を実施している。

受診状況

(令和5年度中にすくすく健診を受診したもの)

対象者数	受診者数	受診率(%)	他機関受診(人)	未受診(人)
164	140	85.4	23	1

受診者結果内訳

	身体面	精神面	保育面	合計
問題なし	116	0	0	116
要指導	5	0	0	5
要観察	0	0	0	0
要精検	39	0	0	39

注：診断結果が1件について2項目以上になる場合もあり

(3) 1歳6か月児健康診査

ア. 集団方式

市内の3会場(豊田市保健センター・高岡農村環境改善センター・足助支所(令和5年10月まで))で1歳6か月児を対象に、問診、計測、内科・歯科診察を実施し、必要な児と保護者へは、育児の個別相談や歯科の個別指導を実施した。

平成12年度からは心理相談員、平成13年度からは保育士をスタッフに加え、健診の充実を図った。また、平成16年度からは、むし歯予防教室を盛り込み、

歯科指導を強化し、平成28年度からは、フッ素塗布を無料にし、むし歯予防対策も強化した。愛知県母子健康診査マニュアルの改訂により令和3年度から要支援者の集計方法を変更した。

未受診者に対しては、地区担当保健師が未受診調査を実施し、児の様子や育児状況の確認及び受診勧奨を行っている。

1歳6か月児健康診査(集団)実施状況及び受診結果

年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	要支援者				う蝕の有病者数	う蝕の有病者割合(%)
3	3,271	3,151	96.3	医師判定1) 740				22	0.7
				医師判定割合(%) 23.5	子育て支援判定2) 2,184	子育て支援判定割合(%) 69.3			
				713	24.8	2,169	75.4	20	0.7
4	2,986	2,876	96.3	710	25.2	2,093	74.2	22	0.8
5	2,879	2,821	98.0						

注 1)医師判定は医師総合判定の「既医療」「要観察」「要精検」「要医療」を抽出

注 2)子育て支援判定は「助言、情報提供で自ら対処可能」「保健機関の継続支援が必要」「機関連携による支援が必要」「状況確認」を抽出。

令和4年3月～令和5年2月の発送者の受診可能期間終了後の状況

対象者数	受診者数	受診率(%)
2,986	2,858	95.7

未受診調査理由別人数

理由	令和2年3月～令和3年2月発送分	令和3年3月～令和4年2月発送分	令和4年3月～令和5年2月発送分
心配していない	2	1	4
忙しい	16	19	5
都合が悪い	6	10	7
他の病気のため	4	2	5

理由	令和2年3月～ 令和3年2月発送分	令和3年3月～ 令和4年2月発送分	令和4年3月～ 令和5年2月発送分
妊娠出産のため	7	—	2
自営・母就労	—	4	1
保育園・託児所	1	3	6
忘れていた	5	3	5
期限が切れた	—	1	—
病気がわかるのが恐い	1	—	1
教えたたくない	—	—	—
連絡がとれない	—	2	3
他の機関で受診した	14	15	20
受けたくない	—	2	1
治療・経過観察中	2	3	6
医師が不要と判断	—	—	—
その他	36	22	33
合計	94	87	99

イ. むし歯予防教室

むし歯予防の知識を身に付け、生活習慣の改善を図ることでむし歯の増加を防ぐことを目的に実施している。1歳6か月児健診受診者に対して、リーフレットや映像資料を用いて啓発し、また必要な児と保護者に個別指導を実施した。

実施形態	対象者	開催回数	受講者組数
資料配布	1歳6か月健診受診者	76	2,821
個別指導	1歳6か月健診でフォローが必要と判断された者	76	226

ウ. 精密健康診査

健康診査の結果により、精密健康診査が必要な場合は、医療機関の受診を推奨している。

精密健康診査未受診者に対しては、手紙送付や電話による受診勧奨を実施し、受診率の向上に努めている。

1歳6か月児精密健康診査(医療機関紹介)受診状況

＜対象者：168人 受診者：93人 受診率：55.4%＞ (令和4年度受診対象者分)

内訳	対象件数	結果マニュアル	件数			
			管理中	助言	問題無	未受診
心雜音	5	心雜音	—	1	3	—
		僧帽弁閉鎖不全症	1	—	—	—
不整脈	1	不整脈	1	—	—	—
股関節しわ左右差	1	股関節しわ左右差	—	—	—	1
股関節開排制限	1	股関節開排制限	—	—	1	—
左手腫脹	1	左手腫脹	1	—	—	—
母指屈曲	1	母指屈曲	—	—	—	1
0脚	5	0脚	2	—	3	—
内反足	2	内反足	2	—	—	—
大泉門開大	1	大泉門開大	—	—	1	—
ソケイヘルニア	1	ソケイヘルニア	1	—	—	—
臍ヘルニア	2	母指屈曲	—	—	—	2
仙骨皮膚洞・腫瘍	1	二分脊椎	1	—	—	—
陰のう水腫	2	陰のう水腫	2	—	—	—
停留睾丸	11	移動性睾丸	8	—	—	—
		停留睾丸	2	—	2	—
移動性睾丸	4	移動性睾丸	2	—	1	—
		停留睾丸	1	—	—	—

内訳	対象件数	結果マニュアル	件数			
			管理中	助言	問題無	未受診
歩行の遅れ	15	知的障害	2	—	—	3
		運動発達遅延	4	—	—	
		発達遅延	2	—	—	
		歩行の遅れ	4	—	1	
歩容の異常	2	歩容の異常	—	—	1	1
多動	19	多動	2	—	—	15
		自閉症スペクトラム障がい	1	—	—	
		注意欠陥多動性障害	1	—	—	
視線が合いにくい	8	知的障害	1	—	—	6
		視線が合いにくい	1	—	—	
指示理解の遅れ	22	指示理解の遅れ	2	—	—	15
		自閉症スペクトラム障がい	4	—	—	
		知的障害	1	—	—	
発語の遅れ	87	自閉症スペクトラム障がい	9	—	—	69
		発語の遅れ	4	—	—	
		知的障害	3	—	—	
		言語発達遅滞	1	—	—	
		発達遅延	1	—	—	
斜視	7	内斜視	1	—	—	1
		斜視	4	—	1	
遠視	1	遠視	1	—	—	—
母斑	5	血管腫	—	1	—	1
		母斑	1	—	1	
		異所性蒙古斑	1	—	—	
霜焼け下肢血色不良	2	霜焼け下肢血色不良	2	—	—	—
カフェオレスポット	2	カフェオレスポット	2	—	—	—
白斑	2	白斑	1	—	—	1
やせ	5	体重増加不良	1	—	—	—
		低体重	2	—	—	
		やせ	1	1	—	
肥満	5	肥満	4	—	—	1
低身長	7	低身長	4	2	1	—
麦粒腫	1	霰粒腫	1	—	—	—
合計	229		93	5	16	117

注：診断結果1件について2項目以上になる場合もあり

未受診は受診待ちを含む

(4) 3歳児健康診査

ア. 集団方式

市内の2会場豊田市保健センター・足助支所(令和5年11月まで)で3歳5か月児を対象に、問診、計測、内科・歯科診察、視聴覚検査を実施し、必要な児と保護者へは、育児の個別相談や栄養の個別指導を実施した。

平成13年度後半からは視能訓練士を導入し、令和2年度からはSVSによる屈折検査を導入して、視覚検査の精度向上に努めている。また健診スタッフに、保育士、心理相談員を導入して、相談体制を充実させ、育児不安の解消や育児支援に重点を置いた健診を実施している。

令和2年度から、健診対象を3歳から3歳5か月に変更し、令和3年度から、愛知県母子健康診査マニュアルの改訂により、尿検査を廃止し、要支援者の集計方法も変更した。

未受診者に対しては、地区担当保健師が未受診調査を実施し、児の様子や育児状況の確認及び受診

勧奨を行っている。

3歳児健康診査(集団)実施状況及び受診結果

年度	対象者数	受診者数	受診率(%)					う蝕の有病者数	う蝕の有病割合(%)
3	3,507	3,320	94.7	要支援者				299	9.0
				医師判定1)	医師判定割合(%)	子育て支援判定2)	子育て支援判定割合(%)		
				1,004	30.2	1,300	39.2		
4	3,180	3,041	95.6	977	32.1	1,341	44.1	231	7.6
5	3,179	3,013	94.8	1001	33.2	1360	45.1	249	8.2

注 1)医師判定は医師総合判定の「既医療」「要観察」「要精検」「要医療」を抽出

注 2)子育て支援判定は「助言、情報提供で自ら対処可能」「保健機関の継続支援が必要」「機関連携による支援が必要」「状況確認」を抽出

令和4年3月～令和5年2月の発送者の受診可能期間終了後の状況

対象者数	受診者数	受診率(%)
3,180	3,025	95.1

未受診調査理由別人数

理由	令和2年3月～令和3年2月発送分	令和3年3月～令和4年2月発送分	令和4年3月～令和5年2月発送分
心配していない	7	1	1
忙しい	7	15	13
都合が悪い	5	10	8
他の病気のため	3	5	5
妊娠出産のため	2	4	1
自営・母就労	2	4	3
保育園・託児所	3	11	14
忘れていた	11	10	3
期限が切れた	—	3	1
病気がわかるのが恐い	—	—	—
教えたくない	—	—	—
連絡がとれない	1	1	2
他の機関で受診した	10	29	24
受けたくない	—	3	3
別の検査で代用	—	—	—
治療・経過観察中	2	4	6
医師が不要と判断	—	—	—
その他	27	46	42
合計	80	146	126

イ. 精密健康診査

健康診査の結果により、精密健康診査が必要な場合は、医療機関の受診を推奨している。

精密健康診査未受診者に対しては、手紙送付や電話による受診勧奨を実施し、受診率の向上に努

めている。

3歳児精密健康診査(医療機関紹介)受診状況

<対象者：166人 受診者：91人 受診率：54.8%>

(令和4年度受診対象者分)

内訳	対象件数	結果マニュアル	件数			
			管理中	助言	問題無	未受診
心雜音	8	心雜音	4	—	4	—
X脚	7	X脚	—	—	7	—
内反足	4	内反足	2	—	—	2
顔貌異常	1	顔貌異常	1	—	—	—
ダウン様顔貌	1	ダウン様顔貌	1	—	—	—
オウム返し	2	オウム返し	—	—	—	2
二分脊椎	1	二分脊椎	1	—	—	—
精巣肥大	1	ソケイヘルニア	1	—	—	—
左睾丸過少	1	左睾丸過少	—	—	1	—
陰のう水腫	1	陰のう水腫	1	—	—	—
停留睾丸	7	停留睾丸	1	—	1	2
		移動性睾丸	1	2	—	
移動性睾丸	3	移動性睾丸	—	—	2	1
包茎	3	包茎	3	—	—	—
マイクロペニス	1	マイクロペニス	1	—	—	—
胸郭・脊柱の変形	1	胸郭・脊柱の変形	—	—	—	1
歩行の遅れ	1	歩行の遅れ	—	—	1	—
歩容の異常	7	歩容の異常	1	—	3	3
コミュニケーション障害	1	コミュニケーション障害	—	—	—	1
対人関係の苦手	1	対人関係の苦手	—	—	—	1
こだわり	1	こだわり	—	—	—	1
切り替え	1	切り替え	—	—	—	1
多動	36	自閉症スペクトラム障がい	3	—	—	27
		多動	5	—	1	
自閉症スペクトラム障がい	1	自閉症スペクトラム障がい	1	—	—	—
視線が合いにくい	6	自閉症スペクトラム障がい	1	—	—	5
指示理解の遅れ	17	自閉症スペクトラム障がい	2	—	—	15
発音不明瞭	4	発音不明瞭	—	—	—	4
どもり	1	どもり	1	—	—	—
発語の遅れ	62	発語の遅れ	4	—	—	54
		自閉症スペクトラム障がい	4	—	—	
血管腫	1	血管腫	—	—	1	—
アトピー性皮膚炎	1	アトピー性皮膚炎	1	—	—	—
やせ	7	やせ	5	—	1	—
		体重増加不良	1	—	—	
肥満	11	肥満	6	—	2	3
低身長	24	低身長	18	—	1	5
腸管膜のう胞	1	便秘	1	—	—	—
早期乳房	1	早期乳房	1	—	—	—
首の腫瘍	1	首の腫瘍	1	—	—	—
乳腺触知	1	思春期早発症	1	—	—	—
腹部膨満	1	腹部膨満	—	—	—	1
睡眠時無呼吸症候群	1	アデノイド	1	—	—	—
口呼吸	1	口呼吸	1	—	—	—
高身長	2	高身長	1	—	—	1
合計	234		77	2	25	130

注：診断結果1件につき2項目以上になる場合もあり

未受診は受診待ちを含む

視覚精密健康診査受診状況

＜対象者：451人 受診者：350人 受診率 77.6%＞

(令和4年度受診対象者分)

内訳	対象件数	結果マニュアル	件数			
			管理中	助言	問題無	未受診
斜視	1	雑性乱視	1	—	—	—
視力の異常	442	混合性乱視	1	—	—	100
		弱性	62	—	—	
		雑性乱視	10	—	—	
		近視性乱視	2	—	—	
		遠視	51	—	—	
		視力の異常	116	—	73	
		遠視性乱視	7	—	—	
		間歇性外斜視	1	—	—	
		近視	14	—	—	
		外斜視	16	—	—	
SVS 異常	8	角膜炎	2	—	—	1
		乱視	2	—	—	
		内斜視	2	—	—	
		眼瞼下垂	1	—	—	
		弱視	3	—	—	
合計	451	内斜視	1	—	—	1
		遠視	2	—	—	
		SVS 異常	—	—	2	
		外斜視	1	—	—	
合計	451		295	0	75	101

注：診断結果が1件につき2項目以上になる場合もあり

聴覚精密健康診査受診状況

＜対象者：218人 受診者：156人 受診率：71.6%＞

(令和4年度受診対象者分)

内訳	対象件数	結果マニュアル	件数			
			管理中	助言	問題無	未受診
聴力の異常	218	聴力の異常	28	2	117	63
		浸出性中耳炎	8	—	—	
		その他中耳炎	1	—	—	
合計	218		37	2	117	63

注：診断結果が1件につき2項目以上になる場合もあり

ウ. のびのび健康診査（3歳児健康診査事後要観察児健康診査）

3歳児健康診査で肥満や低身長等で経過観察の必要な児に対し、3歳児健康診査から半年後に健康診査を実施した。受診勧奨児に対して、3歳児健康診査時に栄養士による個別相談を実施し、対象月の前月には案内通知を出し受診勧奨をしている。

年度	元	2	3	4	5
対象者数	19	16	17	27	25
受診者数	11	7	8	13	8
受診率(%)	57.9	43.8	47.1	48.1	34.8
要観察者数	—	1	1	—	—
要観察者割合(%)	—	14.3	12.5	—	—

(5) にこにこ広場（3、4か月児健診事後教室）

平成 12 年度から 3、4 か月児健診で養育者の養育状況や育児負担感、児の発達状況により支援が必要な養育者及び児に対し、養育環境の改善と育児不安感や負担感の軽減を図るとともに、相互の愛着形成及び児の発育発達を促す目的で開始した。令和 4 年 10 月より、2 グループ（1 クール最大 14 名参加可能）とし、個別相談を各月にした。

対象人数		参加組数		延べ参加組数	参加者方針		欠席組数	欠席者方針	
人数	うち初回	実数	うち初回		終了	継続参加		終了	継続参加
243	49	50	39	183	24	163	56	14	42

◆ 医療給付事業

(1) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病的治療にかかる医療に要する保険診療分の自己負担額を助成している。平成 17 年度に児童福祉法に基づく事業として法制化され、平成 27 年に小児慢性特定疾患治療研究事業から小児慢性特定疾病医療費助成制度に移行し、令和 6 年 3 月末現在の対象疾病は 16 疾患群 788 疾病である。

ア. 小児慢性特定疾病医療受給者数

（各年度末現在）

疾患群	年度			
	2	3	4	5
悪性新生物	75	67	68	61
慢性腎疾患	35	26	28	28
慢性呼吸器疾患	7	7	6	12
慢性心疾患	49	35	36	29
内分泌疾患	71	67	64	61
膠原病	17	15	17	15
糖尿病	31	25	32	34
先天性代謝異常	9	8	7	9
血液疾患	19	13	14	12
免疫疾患	1	1	1	1
神経・筋疾患	42	42	39	39
慢性消化器疾患	44	37	40	42
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	13	12	12	14
皮膚疾患	1	2	2	2
骨系統疾患	12	11	10	9
合計	426	368	376	368

注：令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による特例措置により受給者数が増加

イ. 小児慢性特定疾病審査会

平成 27 年 1 月から、県内中核市で審査会を共同設置している。月 1 回開催し、小児慢性特定疾病医療費支給認定の可否を審査している。

(2) 自立支援医療（育成医療）

障がいの改善を図ることを目的に、身体に障がいのある児童に対し必要な医療給付を行っている。

患児及び家族が安心して医療が受けられるように支援していく。

疾病別給付決定状況(件数)

疾患群	年度				給付決定件数
	2	3	4	5	
肢体不自由	3	8	9	6	
視覚障がい	—	—	—	1	
聴覚・平衡機能障がい	1	1	4(2)	5(3)	
音声・言語機能障がい	36	39	38(2)	30(3)	
心臓機能障がい	2	5	2	4	
腎臓機能障がい	—	—	—	—	
小腸機能障がい	—	—	—	—	
その他内臓障がい	—	—	2	—	
免疫機能障がい	—	—	—	—	
合計	42	53	55	46	

注：()内は障がい重複疾患

注：継続、再交付を含む

(3) 養育医療

身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまで入院療養を必要とする乳児に対し医療給付を行う。

対象者の出生時体重の内訳は、体重 2,000 g 未満の占める割合が全体の 88.3% となっている。

未熟で生まれるほど入院期間が長引き、育児不安が高まる傾向が強い事が予想されるため、母親への心理的支援(電話や家庭訪問を通しての個別相談)を今後も早期から継続していく。

出生時体重別新規交付決定状況(人数)

年度	3	4	5
実人員	70	43	68
1,000 g 未満	8	7	12
1,000～2,000 g 未満	53	24	48
2,000～2,500 g 未満	6	6	2
2,500 g 以上	3	6	6

(4) 不妊治療費助成制度

子どもを欲しながら、不妊に悩んでいる夫婦に対して、安心して子どもを産み育てることができるよう平成 16 年 4 月から「不妊治療費助成制度」を開始した。

この制度により、不妊治療開始時点から経済的負担の軽減が図れると同時に、窓口で不妊治療に関する情報提供を行っている。令和 4 年 4 月から保険適用に移行した。令和 5 年度の助成は、令和 4 年度 2 月 3 月に終了した治療分のみ。

不妊治療費助成制度

	第二段階
対象者	特定不妊治療しか妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦
助成対象	特定不妊治療(体外受精・顕微授精／保険外診療のみ)
助成回数	1 回。ただし、これまで補助を受けた回数が、下記の回数を超えない場合のみ。

	初めて助成を受ける際の治療開始日の妻の年齢が ア 39歳以下：1子につき妻が43歳になるまでに通算6回（年間回数制限なし） イ 40歳以上43歳未満：1子につき妻が43歳になるまでに通算3回（年間回数制限なし） ウ 43歳以上：助成対象外 豊田市以外で受けた場合はそれも含める
	第二段階
実施医療機関	各都道府県知事、政令指定都市・ 中核市市長が指定した医療機関
助成金額	①【治療区分 C, F】上限10万／回 【治療区分 A, B, D, E】上限30万円／回 A. 新鮮胚移植を実施 B. 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施 C. 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施 D. 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了 E. 受精できず。又は胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止 F. 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止 ②男性不妊治療を行った場合は上限30万円／回を①に上乗せして補助

不妊治療助成状況(件)

年度	3	4	5
第一段階	256	23	...
第二段階	781	193	2

◆ 母体保護

人工妊娠中絶、年齢別、週数別状況

	20歳未満	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50歳以上	計
妊娠週数	満7週以前	22	33	34	37	39	14	1	180
	満8週～満11週	11	20	9	12	17	7	—	76
	満12週～満15週	2	—	3	2	1	—	—	8
	満16週～満19週	1	2	5	1	—	1	1	11
	満20週～満21週	—	—	—	—	—	1	—	1
総数		36	55	51	52	57	23	2	276

◆ 保育事業

(1) 園児数の推移

(各年度5月1日現在)

年度	学年	0歳児	1歳児	2歳児	乳児計	3歳児	4歳児	5歳児	計
元	学年別人口	3,454	3,668	3,737	10,859	3,787	3,797	3,824	22,267
	就園児童数	172	894	1,197	2,263	3,261	3,708	3,754	12,986
	就園率	5.0%	24.4%	32.0%	20.8%	86.1%	97.7%	98.2%	58.3%
2	学年別人口	3,536	3,412	3,601	10,549	3,692	3,765	3,800	21,806
	就園児童数	160	887	1,206	2,253	3,176	3,633	3,704	12,766
	就園率	4.5%	26.0%	33.5%	21.4%	86.0%	96.5%	97.5%	58.5%
3	学年別人口	3,233	3,288	3,324	9,845	3,534	3,640	3,714	20,733
	就園児童数	166	881	1,189	2,236	3,074	3,530	3,636	12,476
	就園率	5.1%	26.8%	35.8%	22.7%	87.0%	97.0%	97.9%	60.2%
4	学年別人口	3,156	3,005	3,204	9,365	3,274	3,522	3,623	19,784
	就園児童数	174	953	1,266	2,393	2,916	3,407	3,533	12,249
	就園率	5.5%	31.7%	39.5%	25.6%	89.1%	96.7%	97.5%	61.9%
5	学年別人口	2,944	2,950	2,977	8,871	3,194	3,255	3,534	18,854
	就園児童数	192	987	1,262	2,441	2,843	3,139	3,434	11,857
	就園率	6.5%	33.5%	42.4%	27.5%	89.0%	96.4%	97.2%	62.9%

(2) 乳児保育

公立 51 園中 37 園と私立 31 園全園の 68 園にて実施し、0 歳児は 2 園(みずほこども園、わかばこども園)で 4 か月経過児から、1 園(飯野こども園)で 5 か月経過児から、その他の園では 6 か月経過児からの保育を実施した。

(3) 障がい児保育

障がいに関する早期発見、早期支援のための総合的な機能を備えた「豊田市こども発達センター」が平成 8 年 4 月にオープン。園とセンターが連携し、障がい児を支援している。保護者、関係機関等による話し合いにより、健常児との統合保育、集団保育が可能と判断される児童は、入園を受け入れている。

実施状況

(各年度 4 月 1 日現在)

年度	元	2	3	4	5
入園児数	198	230	253	265	287

注：入園児数は私立幼稚園を除く。診断名があり保育士の加配が必要な児童を計上

(4) 延長保育

公立 51 園中 37 園と私立 31 園全園の 68 園で 18 時まで又は 19 時までの延長保育を実施しており、保護者の就労状況に応じた受入れをしている。

(5) 認可外保育施設

豊田市認証保育所認証基準に適合する施設に交付金を交付し、保育を必要とする児童の適切な保育を援助するとともに、立入調査により、施設・児童の処遇の両面にわたる保育環境改善に努めた。また、認可保育園の入園待機児童の緩和等にも効果がみられた。

認可外保育施設数及び入所延べ人数

(各年度 4 月 1 日現在)

年度	元	2	3	4	5
認可外保育施設数	56	68	66	68	67
入所人数	462	752	737	727	723

(6) 一時保育事業

保護者の傷病等により、緊急一時的に保育を必要とする児童や、育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するために保育が必要と認められる児童について、こども園等で本事業を実施し、乳幼児の福祉の増進を図った。

年度	元	2	3	4	5
利用人数	484	286	417	693	1, 433
利用延べ人数	705	452	607	1, 010	2, 400

(7) 休日保育事業

保護者の就労形態の多様化により、休日において、家庭での保育が困難となるお子さんのために、市が指定するこども園にて休日保育を行い、児童の健全育成及び仕事と子育ての両立支援を図った。

年度	元	2	3	4	5
実施園数	5	5	5	5	5
利用人数	687	476	479	530	593
利用延べ人数	1,190	1,069	1,079	901	1,046

(8) 病児保育事業

市内在住で、こども園等に通園している児童のうち、病気やけがの回復期にあるため集団保育が困難な児童であって、保護者が当該児童を保育することができない場合に市が委託した施設で保育する。

年度	元	2	3	4	5
実施施設数	2	2	2	2	2
利用人数	283	72	125	105	208
利用延べ人数	1,110	243	495	460	852

(9) 保育ママ事業

幼稚園認可こども園の空き教室を利用して、市で認定した保育ママが、こども園等への入園を待機している生後6か月～2歳児の児童の保育を実施した。

年度	元	2	3	4	5
実施施設数	1	1	1	1	1
定員	12	12	12	12	12
利用延べ人数	13	10	16	18	15

◆ 子育て支援事業

(1) 子育て短期支援

児童の保護者が疾病等の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、短期間実施施設において保護・養育した。

年度	元	2	3	4	5
延べ利用日数	47	52	50	60	123

(2) ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、寡婦及び父子家庭が修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に介護、保育等のサービスが必要な場合並びに、生活環境が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭に対して家庭生活支援員を派遣した。

年度	元	2	3	4	5
派遣延べ日数	79	117	139	150	113

(3) 豊田市産後ケア事業

平成29年10月から実施。産婦が子育てをしながら、指定の施設にて母子が宿泊や通所、を行い、授乳指導や育児支援などを受けられる。また、令和3年度より訪問型を導入し、栄養相談も受けることができるようになった。

利用者数	利用件数 147 件 ※各月集計合算		
	宿泊	通所	訪問
令和5年度	101 人	83 件	36 件
		28 回	授乳相談 28 件 栄養相談 0 件

(4) 豊田市産前産後支援事業

平成 31 年 4 月から実施。妊婦及び子どもを養育する家庭に対してホームヘルパーを派遣した。

年度	2	3	4	5
派遣時間数	751	940	1174.5	1422

(5) 放課後児童クラブ

就労等により保護者が昼間家庭にいない児童のうち、原則 1 年～4 年生及び支援を要する 5、6 年生を対象に、放課後等に適切な「遊び」や「生活」の場所を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としている。

年度	元	2	3	4	5
実施個所数	69	70	71	71	71
参加児童数（8 月）	5,749	4823	5268	5464	5,644

◆ 関連施設・窓口の利用状況

(1) とよた子育て総合支援センター

平成 12 年 9 月から市の中心市街地に立地する駅前ビル内に「とよた子育て総合支援センター」を開設し、子育て支援の中核施設として、育児相談、情報提供、サークル育成等を行っている。また、ファミリー・サポート・センターの事務局として、子育て援助者のあっせんを行っている。

実施状況

年度	元	2	3	4	5
来所者数	132,189	60,466	71,935	97,266	122,128
相談件数	117	69	62	129	205
工作室利用件数	22,980	7,081	9,595	12,533	15,960
ファミリー・サポート・センター 事業活動実績件数	8,642	6,072	6,555	4,941	3,914
ファミリー・サポート・センター 事業会員数	1,537	1,412	1,100	1,191	1,076
(内訳)	依頼会員	1,191	1,066	866	999
	協力会員	255	258	164	137
	両方会員	91	88	70	55
					43

(2) 志賀子どもつどいの広場

平成 20 年 4 月から旧志賀保育園を利用し開設している。子育てについての相談、情報交換及び子育てグループ活動など地域の人たちとのふれあいができる場と機会を提供している。

年度	元	2	3	4	5
来所者数	42,202	14,578	21,794	26,588	31,000
相談件数	313	192	214	110	148

(3) 柳川瀬子どもつどいの広場

平成 24 年 4 月から旧柳川瀬こども園を利用し市民団体との共働により運営している。子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っている。

年度	元	2	3	4	5
来所者数	58,386	12,776	19,729	35,969	41,595
相談件数	108	252	267	310	165

(4) 地域子育て支援センター

地域に開かれた子育て支援の拠点として、こども園併設型の地域子育て支援センターを 13 か所開設し、子育て家庭の育児不安等に関する相談指導、育児に関する情報提供を行い、親子で遊ぶ場や交流する場として利用されている。

年度		元	2	3	4	5
区分						
伊保	来所者数	2,008	652	2,411	5,384	3,525
	相談件数	80	71	72	79	106
越戸	来所者数	8,654	5,324	7,027	5,749	6,426
	相談件数	142	149	90	103	200
堤	来所者数	11,158	5,127	6,453	10,805	7,323
	相談件数	154	174	193	254	106
渡刈	来所者数	9,196	2,844	4,805	6,931	6,527
	相談件数	115	65	102	106	109
足助	来所者数	3,075	1,544	1,220	1,674	2,277
	相談件数	90	56	52	83	52
飯野	来所者数	6,012	3,520	4,005	4,454	5,374
	相談件数	84	53	82	105	90
山之手	来所者数	13,533	5,691	6,742	6,204	9,279
	相談件数	180	97	103	110	136
宮口	来所者数	9,335	5,186	5,039	6,840	8,915
	相談件数	85	53	79	112	126
若園	来所者数	9,641	3,538	3,682	4,787	5,402
	相談件数	35	11	73	86	102
稻武	来所者数	448	179	168	218	213
	相談件数	—	1	—	11	0
大草	来所者数	235	319	195	155	151
	相談件数	—	6	16	5	14
大沼	来所者数	704	900	346	325	140
	相談件数	11	17	35	6	11
杉本	来所者数	361	88	296	170	88
	相談件数	19	11	35	9	11
合計	来所者数	74,360	34,912	42,389	53,696	55,640
	相談件数	995	764	932	1,069	1,063

(5) 家庭児童相談室

昭和 51 年度に設置された「家庭児童相談室」は、平成 14 年 4 月から市役所内に場所を移し、家庭相談員および育児支援専門員（社会福祉士等）が児童の養育上の悩みなどについて相談業務を行っている。

平成 17 年 4 月の児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部改正により、市も虐待通告の窓口となったことを受け、児童相談等の体制強化を図り、平成 29 年度からは、市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置し、令和 5 年度は職員 22 人体制で対応している。

(6) 地域活動事業

こども園の専門機能を生かし、地域に開かれた施設として各種の行事を行った。

公立こども園における事業区分別地域活動回数

事業区分	年度				
	元	2	3	4	5
老人福祉施設訪問等世代間交流事業	183	27	51	64	88
地域における異年齢児交流事業	154	22	32	42	114
地域の子育て家庭への育児講座	95	31	45	66	70
郷土文化伝承活動	94	47	54	58	98
こども園退園児童との交流	99	17	26	47	88

(7) 子育てひろば事業

こども園を地域に密着した子育て支援施設として、未就園児親子を対象に園庭、空き保育室等の施設開放、育児相談を実施している。(平成12年5月開始)

利用日時／午前9時30分～午前11時30分(園によって変更あり)

実施施設／こども園(地域子育て支援センター設置園13園を除く)

認可園別実施状況

区分	年度				
	元	2	3	4	5
認可保育所	来園者数	7,782	3,735	2,969	3,924
	相談件数	82	29	15	34
認可幼稚園	来園者数	2,369	929	1,029	976
	相談件数	18	23	9	9
計	来園者数	10,151	4,664	3,998	4,900
	相談件数	100	52	24	43
					53

注：令和元年度以降は公立のみ記載とする。

◆ 手当等の支給

(1) 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するために、15歳到達後最初の3月31日までの間(中学校修了前)にある児童を養育している者に児童手当を支給した。平成23年10月から、児童の国内居住要件等の新たな支給要件が加わり保育料等の申出徴収も実施している。また、平成24年6月分の手当から所得制限が導入された。

年度	元	2	3	4	5
受給者数	34,702	34,019	33,360	30,683	29,327

(2) 児童扶養手当

父又は母がないか、父又は母が一定の障がいの状態にある家庭の18歳以下(18歳到達の年度の末日)の児童が心身ともにすこやかに成長するように、その児童の父又は母若しくは父母にかわってその児童を養育している人に支給した。受給資格者は、父母が婚姻を解消した児童を養育している人が圧倒的に多い。

年度	元	2	3	4	5
受給者数	2,750	2,687	2,622	2,517	2,454

(3) 愛知県遺児手当

18歳以下(18歳到達の年度の末日)の児童を養育する母子家庭又は父子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため、その児童を監護又は養育している人に支給した。受給資格者は、父母が婚姻を解

解消した児童を養育する人が圧倒的に多い。

年度	元	2	3	4	5
受給者数	1,234	1,182	1,116	1,067	978

(4) 豊田市ひとり親家庭等支援手当

18歳以下(18歳到達の年度の末日)の児童を養育する母子家庭又は父子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため、その児童を監護又は養育している人に支給した。受給資格者は、父母が婚姻を解消した児童を養育する人が圧倒的に多い。

年度	元	2	3	4	5
受給者数	3,128	3,063	2,988	2,907	2,817

◆ ひとり親相談

ひとり親家庭等を対象に、生活全般の問題、児童の問題、経済的な問題などの相談に応じた。

年度	元	2	3	4	5
相談件数	628	823	1,015	1,059	1,266

◆ 母子家庭等就業支援

母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供などの就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスを提供した。平成16年度より、愛知県、名古屋市、4中核市の共同事業として、愛知県母子寡婦連合会へ委託している。パソコン講習、介護職員初任者研修など就業支援講習の受講により、自立に向けての能力開発に努めた。

年度	元	2	3	4	5
就業支援講習会受講者数	7	15	20	19	13

◆ 母子・父子家庭自立支援給付金

母子家庭等の就労による経済的自立を支援するために、指定の職業能力開発講座を受講した場合に受講料の6割相当額(上限あり)を助成する自立支援教育訓練給付金と、就職に有利な資格取得と訓練中の生活の安定のため、高等職業訓練促進給付金を支給した。

年度	元	2	3	4	5
自立支援教育訓練給付件数	8	10	8	10	4
高等職業訓練促進給付件数	7	8	7	12	14

7 保険年金

◆ 国民健康保険

(1) 被保険者

ア. 加入状況

令和4年度末(68,502名)に比べ令和5年度末は被保険者数が5.2%減少している。

(令和5年度末現在)

月区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
一般被保険者	69,012	68,777	68,221	67,927	67,540	67,307	66,867	66,400	66,019	65,575	65,229	64,973

注：被保険者数は各月末時点とする。

：平成20年3月に退職者医療制度が廃止されたことに伴い、経過措置の対象者が令和2年3月までに一般被保険者に切り替わったため、令和2年度以降は対象者なし。

イ. 月別異動届出状況

(令和5年度末現在)

月項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
取得届	1,684	926	828	854	804	943	900	750	722	870	786	884	10,951
喪失届	981	851	1,033	747	780	790	926	785	702	810	707	817	9,929
世帯変更	54	41	39	23	33	45	42	40	44	40	33	54	488
住所変更	100	84	69	73	85	68	88	74	94	73	69	78	955
世帯主変更	118	84	82	92	90	70	82	84	93	114	86	113	1,108
(学)開始	13	2	0	0	2	2	0	3	0	1	1	4	28
(学)廃止	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1	0	3	11
再交付	89	90	66	70	148	101	117	87	55	78	68	60	1,029
その他	7	1	6	3	2	1	2	2	0	1	4	2	31
合計	3,047	2,080	2,124	1,862	1,945	2,021	2,158	1,826	1,710	1,988	1,754	2,015	24,530

ウ. 保険税率及び賦課限度額

(令和5年度)

区分	医療保険分	後期高齢支援分	介護保険分
所得割率(%)	5.85	1.90	1.84
均等割額(円)	26,100	9,000	9,400
平等割額(円)	22,000	6,500	5,800
賦課限度額(円)	650,000	220,000	170,000

注：介護保険分は、国保に加入している40歳から64歳のみ

(2) 保険給付

疾病・負傷に対し、保険医療機関で診療・薬剤または治療材料の支給・処置・手術・その他の給付を受けたとき、費用額の7割を現物給付する。

義務教育就学前及び70歳以上は8割。ただし、70歳以上現役並み所得者は7割。

ア. 療養費

緊急その他やむを得ない理由により国保を扱っていない医療機関にかかったとき、保険証を持たずして治療を受けたとき、医師が認めた治療用装具(コルセットなど)を購入したときに、自己負担分を除いた金額を申請に基づき現金支給する。

イ. 高額療養費

窓口での自己負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた金額を、申請に基づき支給する。

ウ. 出産育児一時金

被保険者が出産したとき、産科医療補償制度の対象分娩の場合は、当該世帯主に対し 500,000 円（産科医療補償制度の非対象分娩の場合、支給額は 488,000 円）を申請に基づき支給する。

エ. 葬祭費

被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った者に対し 50,000 円を、申請に基づき支給する。

オ. 保険給付費額実績

（単位：円）

項目	令和 4 年度	令和 5 年度	対前年比	
一般療養給付費	19,894,626,833	19,635,932,179	△258,694,654	98.70%
退職療養給付費	16,590	—	△16,590	—
一般療養費	152,709,217	147,102,757	△5,606,460	96.33%
退職療養費	—	—	—	—
審査支払手数料	62,480,832	60,058,893	△2,421,939	96.12%
一般高額療養費	2,721,160,546	2,809,477,787	88,317,241	103.25%
退職高額療養費	—	—	—	—
一般高額介護合算療養費	3,855,844	2,794,575	△1,061,269	72.48%
退職高額介護合算療養費	—	—	—	—
一般移送費	—	—	—	—
退職移送費	—	—	—	—
出産育児一時金	69,902,714	72,454,710	2,551,996	103.65%
葬祭費	20,450,000	19,550,000	△900,000	95.60%
傷病手当金	5,530,210	76,140	△5,454,070	1.38%
保険給付費合計	22,930,732,786	22,747,447,041	△183,285,745	99.20%

◆ 後期高齢者医療制度

（1）被保険者

平成 20 年 4 月 1 日から後期高齢者医療制度が施行された。令和 4 年度末(53,642 名)に比べ令和 5 年度末は被保険者数が 5.8% 増加している。

（令和 5 年度末現在）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
被保険者数	53,972	54,129	54,348	54,616	54,814	55,078	55,307	55,579	55,804	56,243	56,499	56,776

注：被保険者数は各月末時点とする

(2) 保険料率及び賦課限度額

後期高齢者医療制度の保険料率は原則、都道府県内は均一の保険料率を用いる。また、その保険料率は2年に1回見直す仕組みになっている。

年度 区分	2、3	4、5
所得割率(%)	9.64	9.57
均等割(円)	48,765	49,398
賦課限度額(円)	640,000	660,000

◆ 国民年金

老齢の世代に年金を支給して経済的に援助する世代間の支え合いの制度。市町村では法定受託事務として、第1号被保険者に係る届出の受理及び報告のほか、任意加入の申出、裁定請求、保険料免除・学生特例・納付猶予に係る申請等の受理及び報告を行っている。

(1) 被保険者

(令和5年度)

月 区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1号被保険者	33,256	33,255	33,239	33,458	33,668	33,896	33,936	34,179	34,293	34,352	34,640	34,786
任意加入被保険者	444	428	423	424	425	436	430	429	421	419	426	436
3号被保険者(被扶養者)	32,499	32,350	32,247	32,143	32,003	31,874	31,779	31,673	31,555	31,388	31,317	31,204
合計	66,199	66,033	65,909	66,025	66,096	66,206	66,145	66,281	66,269	66,159	66,383	66,426

注：被保険者数は各月末時点とする

(2) 保険料の免除者数

所得が少ないなどで保険料の納付が困難な場合に、承認を受けると納付が免除あるいは猶予される。

区分 年度	被保険者数	第1号(強制) 被保険者数(A)	免除者数					免除率(%) (B)/(A)
			法定免除	申請免除	学生特例	納付猶予	計(B)	
4	68,114	35,001	3,209	4,437	3,951	1,636	13,233	37.81
5	66,426	34,786	3,265	4,280	3,870	1,666	13,081	37.60
前年対比(%)	97.52	99.39	101.75	96.46	97.95	101.83	98.85	...

8 生活福祉

◆ 福祉医療費助成事業

豊田市では、子ども、心身障がい者、母子・父子家庭及び精神障がい者などに対して健康と福祉の増進を図るため、一定の要件を満たした場合、医療にかかる自己負担分を助成している。医療機関窓口では「健康保険証」と、市から交付を受けた各種「医療費受給者証」を提示することにより医療費助成が受けられる(一部申請・助成方法が異なる)。平成29年8月から心身障がい者医療及び母子・父子家庭医療の受給要件を備えている小中学生は、子ども医療費助成からこれら医療費助成に切り替えを行っている。

注:受給者数は、令和元年度までは受給者証の交付数の年間平均(前年度2~1月)、令和2年度からは受給者証の交付数の年度平均(4月~3月)

(1) 子ども医療費助成

昭和48年4月から医療費助成を行っている。対象者は、24歳までの者。18歳までの者には所得制限は設けていない。大学生等は所得制限を設けている。

平成20年度から愛知県の補助制度は、出生から就学前までの入通院、小中学生の入院と大幅に拡大した。併せて豊田市では平成20年度から単独事業として小中学生の通院の助成を開始した。

令和2年度から単独事業として高校生世代及び大学生等の入院の助成を開始した。

子ども医療費受給者数(就学前)及び1人当たり助成額(円)(県補助事業)

年度	2	対前年比%	3	対前年比%	4	対前年比%	5	対前年比%
受給者数	22,865	96.2	21,817	95.4	20,771	95.2	19,770	95.2
1人当たり助成額	28,338	78.0	35,429	125.0	36,660	103.5	45,071	122.9

子ども医療費受給者数(小中学生)及び1人当たり助成額(円)(入院:県補助事業、通院:市単独事業)

年度	2	対前年比%	3	対前年比%	4	対前年比%	5	対前年比%
受給者数	33,578	99.0	33,294	99.2	32,962	99.0	32,342	98.1
1人当たり助成額	29,940	85.3	33,037	110.3	34,714	105.1	40,440	116.5

子ども医療費申請者数(高校生世代・大学生等)及び1人当たり助成額(円)(市単独事業)

年度	2	3	4	5
申請者数	111	113	119	144
1人当たり助成額	62,642	68,980	78,674	77,945

(2) 心身障がい者医療費助成

昭和48年10月から医療費助成を行っている。対象者は身体障がい者手帳1~3級(腎臓機能障がい4級まで、進行性筋萎縮症6級まで)所持者、療育手帳A・B判定を受けた者又は自閉症状群の診断を受けた者。所得制限は設けていない。

心身障がい者医療費受給者数及び1人当たり助成額(円)

年度	2	対前年比%	3	対前年比%	4	対前年比%	5	対前年比%
受給者数	4,908	100.7	4,964	101.1	5,043	101.6	5,090	100.9
1人当たり助成額	164,318	96.6	167,005	101.6	170,142	101.9	182,711	107.4

(3) 母子・父子家庭医療費助成

昭和53年11月から医療費助成を行っている。対象者は母子若しくは父子家庭のうち18歳以下の

子どもを扶養している父母等及びその子ども又は父母のいない 18 歳以下の子ども。所得制限を設けている。

母子・父子家庭医療費受給者数及び 1 人当たり助成額(円)

年度	2	対前年比%	3	対前年比%	4	対前年比%	5	対前年比%
受給者数	5,598	96.5	5,511	98.4	5,338	96.9	5,112	95.8
1人当たり助成額	36,439	95.4	37,313	102.4	40,000	107.2	44,893	112.2

(4) 精神障がい者医療費助成

昭和 63 年 10 月から医療費助成を行っている。対象者は精神障がい者保健福祉手帳(1・2 級)所持者、自立支援医療費(精神通院)受給者及び精神保健指定医により精神病(一部助成の例外あり)と診断された精神科入院中の者。所得制限は設けていない。

精神障がい者医療費受給者数(自立支援医療費受給要件者除く)及び 1 人当たり助成額(円)

年度	2	対前年比%	3	対前年比%	4	対前年比%	5	対前年比%
受給者数	1,915	107.2	1,988	103.8	2,088	105.0	2,236	107.1
1人当たり助成額	166,561	95.6	173,872	104.4	174,499	100.4	186,943	107.1

精神障がい者医療費受給者数(自立支援医療費受給要件者)及び 1 人当たり助成額(円)

年度	2	対前年比%	3	対前年比%	4	対前年比%	5	対前年比%
受給者数	4,240	107.0	4,429	104.5	4,641	104.8	4,854	104.6
1人当たり助成額	20,996	96.9	19,993	95.2	19,264	96.4	18,879	98.0

(5) 福祉給付金助成

昭和 58 年 4 月から医療費助成を行っている。対象者は後期高齢者医療制度の被保険者で身体障がい者手帳(おおむね 1~3 級)、精神障がい者手帳(1・2 級)、戦傷病者手帳、ひとり暮らし高齢者(生計維持者が非課税)、要介護認定者(要介護 3~5 で生計維持者が非課税)等一定の要件を備えている者。

福祉給付金(一部負担金)受給者数及び 1 人当たり助成額

年度	2	対前年比%	3	対前年比%	4	対前年比%	5	対前年比%
受給者数	7,368	102.2	7,405	100.5	7,480	101.0	7,508	100.4
1人当たり助成額	93,878	85.0	105,613	112.5	105,808	100.2	113,453	107.2

◆ 民生委員・児童委員活動(行政と地域福祉のかかわり方)

民生委員・児童委員は、担当地域の住民の生活状態を把握し、社会奉仕の精神をもって、住民の立場に立った相談・支援を行い、福祉事務所に協力するとともに、福祉関係各機関と連携をとりながら、広く地域の福祉推進のために、自主的な活動に努めている。

各種研修の実施

目的	民生委員・児童委員活動の円滑化と委員の質的向上を図るため		
研修名	日程	内 容	
会長研修 (県社協委託)	8 月 28 日	テーマ：「民児協活動における連携について」 ～やりがいや喜びを感じる民児協活動～ 講 師：日本福祉大学 准教授 添田 正揮 氏	

研修名	日程	内 容
主任児童 委員研修	6月15日	テーマ：「地域で育てる健康で心豊かな子育てに挑戦 一施設児童との共体験を通じてー」 講 師：日本児童育成園統括施設長 長縄 良樹 氏
	2月19日	テーマ：「障がいのある子どもたちへの理解とよりよいサポートを目指して」 講 師：豊田こども発達センター 西口 高弘 氏
全員研修会 (市民児協主催)	1月12日	テーマ：「これからの中生委員・児童委員活動のススメ」 ～コロナ禍での3年間の学びを共有する～ コーディネーター：名古屋医専 教官 山村 史子 氏 パネリスト 市民児協 前理事長 鳴海 志朗 氏 市民児協 主任児童委員部会 書記 川合 おりえ 氏 市民児協 主任児童委員部会 部会長 山田 博子 氏 (社福)市社協 50周年企画担当 主幹 中田 繁美 氏
新任委員 研修	6回実施	内 容：委員としての基本事項の修得、委員の職務に必要となる福祉制度等に関する知識の習得 講 師：福祉総合相談課

◆ 生活保護

日本国憲法第25条(すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。)に規定された理念に基づき、市民が健康で文化的な最低限度の生活を確保できるよう、困窮の程度に応じた保護を行い、経済的自立の助長と生活意欲の高揚を図るための援助指導を行う。

(1) 被保護世帯数・人員・保護率の推移

被保護世帯数・人員・保護率 (各年度末)

年度	全市人口 (人)	被保護世帯 (世帯)	人員 (人)	保護率(%)		
				豊田市	愛知県	全国
元	424,053	1,716	2,270	5.35	10.1	16.4
2	421,280	1,784	2,377	5.64	10.1	16.3
3	418,284	1,803	2,353	5.62	10.1	16.1
4	416,747	1,757	2,279	5.47	10.3	16.3
5	415,853	1,773	2,275	5.47	10.4	16.3

(2) 世帯類型別被保護世帯数の構成比の推移

世帯類型別構成比(%) (各年度末)

年度	元	2	3	4	5
高齢者世帯	46.7	46.2	45.1	45.5	50.1
母子世帯	6.1	6.7	6.3	6.1	5.6
傷・障世帯	32.7	31.3	31.7	31.9	26.1
その他世帯	14.5	15.8	16.8	16.5	18.2

(3) 保護の開始・廃止の状況

保護の開始・廃止世帯数(世帯) (各年度総数)

年度	元	2	3	4	5
開始世帯数	235	334	269	253	303
廃止世帯数	240	270	253	301	271

9 生活衛生

◆ 薬務

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく医薬品や医療機器の販売に関する事項及び「毒物及び劇物取締法」に基づく毒物、劇物の販売に関する事項について許認可及び監視を行った。また、薬物乱用防止のため、積極的かつ効果的に啓発事業を実施するとともに、薬物乱用のない地域づくりを目指すことを目的とした「豊田市薬物乱用防止推進協議会」を設置し、街頭活動及び講習会を行った。

(1) 薬事指導

薬局、毒物劇物販売業者等に対する立入検査を実施し、法令に基づく店舗管理及び医薬品等の適正販売について指導を行った。

許可を要する施設数及び監視状況

(令和5年度末現在)

区分	施設数	新規許可申請数	更新許可申請数	立入検査延べ施設数
総数	395	31	45	148
薬局	169	13	21	74
店舗販売業	72	3	11	29
医薬品製造業(薬局)	7	—	1	2
医薬品製造販売業(薬局)	7	—	1	2
高度管理医療機器等販売業	57	9	4	16
高度管理医療機器等販売・貸与業	83	6	7	25

許可を要しない(届出)施設数及び監視状況

(令和5年度末現在)

区分	施設数	新規届出数	立入検査延べ施設数
総数	1,256	97	99
管理医療機器販売業	1,048	88	54
管理医療機器販売・貸与業	208	9	45

毒物劇物営業者等施設数及び監視状況

(令和5年度末現在)

区分	施設数	新規登録申請数	更新登録申請数	立入検査延べ施設数
総数	121	1	15	28
一般販売業	96	1	12	23
農業用品販売業	23	—	3	3
特定品目販売業	1	—	—	—
業務上取扱者(電気めつき事業者等)	1	—	•	—
業務上取扱者(法第22条第5項の者)	•	•	•	2

(2) 薬物乱用防止対策

「豊田市薬物乱用防止推進協議会」を中心に、市内での街頭啓発活動を6月及び11月に実施し、また学校等における講習会を開催して薬物に関する正しい知識の普及を図った。

薬物乱用防止講習会開催状況

区分	学校	その他	合計
講習会開催回数	22	1	23
参加者数	2,348	29	2,377

◆ 食品衛生

「令和5年度豊田市食品衛生監視指導計画」に基づき、食品営業施設等に対する立入検査等を実施するとともに、食品衛生に関する知識の普及、市民及び食品等事業者との意見交換を実施するなどして、食中毒等の飲食に起因する衛生上の危害発生防止を図った。

(1) 営業許可及び監視指導

「食品衛生法」の改正により食品営業許可制度の全面的な改定がされるなか、営業許可が必要な業種について審査・許可するとともに、食品関係施設に対し、食品の取扱い等について監視指導を行った。また、新型コロナウイルス感染症対策として飲食店における持ち帰り販売が増加することが予想されたため、弁当・そうざい製造時の衛生管理、適切な許可取得及び食品表示方法等について啓発、助言及び指導を行った。

改正前の食品衛生法に基づく許可を要する食品関係施設数及び監視状況（令和5年度末現在）

区分	施設数	新規営業許可	更新営業許可	監視延べ件数
総数	2,779	—	—	1,178
飲食店営業	1,739	—	—	654
菓子製造業	316	—	—	182
乳処理業	—	—	—	—
特別牛乳搾取処理業	—	—	—	—
乳製品製造業	1	—	—	—
集乳業	—	—	—	—
魚介類販売業	73	—	—	61
魚介類せり売営業	1	—	—	2
魚肉ねり製品製造業	—	—	—	—
食品の冷凍又は冷蔵業	9	—	—	18
缶詰又は瓶詰食品製造業	1	—	—	5
喫茶店営業	473	—	—	13
あん類製造業	—	—	—	—
アイスクリーム類製造業	34	—	—	29
食肉処理業	15	—	—	28
食肉販売業	67	—	—	56
食肉製品製造業	3	—	—	13
乳酸菌飲料製造業	—	—	—	—
食用油脂製造業	1	—	—	3
マーガリン又はショートニング製造業	—	—	—	—
みそ製造業	4	—	—	16
しょうゆ製造業	3	—	—	13
ソース類製造業	2	—	—	9
酒類製造業	4	—	—	8
豆腐製造業	2	—	—	7
納豆製造業	—	—	—	—
めん類製造業	2	—	—	9
そうざい製造業	24	—	—	41
添加物製造業	—	—	—	—
食品の放射線照射業	—	—	—	—
清涼飲料水製造業	2	—	—	7
氷雪製造業	3	—	—	4

改正後の食品衛生法に基づく許可を要する食品関係施設数及び監視状況（令和5年度末現在）

区分	施設数	新規営業許可	更新営業許可	監視延べ件数
総数	2,503	1,003	—	418
飲食店営業	2,103	862	—	238
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	30	14	—	1
食肉販売業	40	10	—	23
魚介類販売業	47	18	—	29
魚介類競り売り営業	—	—	—	—
集乳業	—	—	—	—
乳処理業	—	—	—	—
特別牛乳搾取処理業	—	—	—	—
食肉処理業	21	12	—	20
食品の放射線照射業	—	—	—	—
菓子製造業	173	60	—	44
アイスクリーム類製造業	—	—	—	—
乳製品製造業	1	1	—	5
清涼飲料水製造業	1	1	—	5
食肉製品製造業	2	1	—	5
水産製品製造業	1	—	—	3
氷雪製造業	—	—	—	—
液卵製造業	—	—	—	1
食用油脂製造業	—	—	—	—
みそ又はしょうゆ製造業	4	1	—	5
酒類製造業	1	—	—	2
豆腐製造業	5	2	—	2
納豆製造業	—	—	—	—
麵類製造業	6	2	—	7
そうざい製造業	40	8	—	17
複合型そうざい製造業	—	—	—	—
冷凍食品製造業	—	—	—	—
複合型冷凍食品製造業	—	—	—	—
漬物製造業	24	7	—	11
密封包装食品製造業	3	3	—	—
食品の小分け業	1	1	—	—
添加物製造業	—	—	—	—

改正後の食品衛生法に基づく届出を要する食品関係営業施設

(令和5年度末現在)

区分	施設数	監視延べ件数	
総数	2,527	557	
旧許可業種で あった営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	87	44
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	112	51
	乳類販売業	380	81
	氷雪販売業	2	—
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	822	11
販売業	弁当販売業	7	3
	野菜果物販売業	31	25
	米穀類販売業	20	4
	通信販売・訪問販売による販売業	1	—
	コンビニエンスストア	167	84
	百貨店、総合スーパー	102	76
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	123	4
	その他の食料・飲料販売業	208	87
	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	1	—
製造・加工業	いわゆる健康食品の製造・加工業	—	—
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	28	2
	農産保存食料品製造・加工業	137	6
	調味料製造・加工業	13	3
	糖類製造・加工業	—	—
	精穀・製粉業	5	1
	製茶業	30	5
	海藻製造・加工業	—	—
	卵選別包装業	3	1
	その他の食料品製造・加工業	102	24
上記以外のも の(改正法に による改正後の 法第68条第 3項において 準用されるも のを含む。)	行商	1	—
	集団給食施設	143	45
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用さ れた器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	2	—
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営 業とみなされないもの	—	—
	その他	—	—

(2) 市場監視

豊田市公設地方卸売市場にて早朝監視を行い、有害魚、不良食品等の発見、食品の衛生的な取扱い及び保管等について指導し、安全な食品の流通を促した。

市場監視：2回

(3) 監視指導計画による監視状況

食品等事業者について過去の食中毒の発生頻度や違反事例などを考慮し、監視の重要度の高い順にA、B、Cランクに分類して標準監視指導回数 1)を定めた。

区分	施設数 2)	計画件数	監視件数	実施率(%)
総数	7,652	1,727	2,259	130.8
Aランク	20	40	50	125.0
Bランク	527	502	894	178.1
Cランク	7,105	1,185	1,315	111.0

注 1) Aランク：2回／年、 Bランク：1回／年、 Cランク：1回／2～6年

2) 計画作成時(令和5年4月1日)の施設数

Aランク施設監視状況

区分	施設数 3)	監視件数
総数	20	50
法違反(過去2年以内)により行政処分を受けた施設	1	6
学校給食調理施設	12	26
1日の調理数が2,001食以上	3	3
以上の施設	—	—
弁当調理施設及び仕出し屋	1	3
ホテル及び旅館	—	—
集団給食施設(工場、社会福祉施設等)	6	15

注 3) 計画作成時(令和5年4月1日)の施設数

(4) 食中毒

食中毒発生時に、直ちに疫学調査等を実施して原因究明にあたり、その措置と対策を講じて事故の拡大及び再発防止を図った。

発生年月日	原因施設	喫食者	有症者	死者	原因食品	病因物質
令和5年11月17日	レストラン	29	15	—	不明(令和5年11月16日から令和5年11月17日の食事)	ノロウイルス
令和6年1月19日	居酒屋	97	71	—	不明(令和6年1月18日から令和6年1月20日の食事)	ノロウイルス

(5) 行政処分

病因物質の種類等に応じて、行政処分を行った。

区分	許可の取消	営業の禁停止	施設の改善命令	物品廃棄回収命令	告発
総数	—	1	—	—	—
許可営業	—	1	—	—	—
非許可営業	・	—	—	—	—

(6) 収去検査

夏期及び年末一斉取締りを中心に食品、器具及び容器包装を計画的に収去し、食中毒をおこす細菌を中心とした微生物検査及び食品添加物の適正使用や残留農薬を確認するための理化学検査を実施し、規格基準や衛生状態の確認を行った。

区分	収去 検体数	違反 検体数	違反食品			
			大腸菌群	細菌数	添加物 使用基準	その他
総数	205	—	—	—	—	—
魚介類	5	—	—	—	—	—
冷凍食品	12	—	—	—	—	—
魚介類加工品	4	—	—	—	—	—
肉卵類及びその加工品	27	—	—	—	—	—
牛乳・加工乳・その他の乳	6	—	—	—	—	—
乳製品・乳類加工品	16	—	—	—	—	—
アイスクリーム類・氷菓	4	—	—	—	—	—
穀類及びその加工品	10	—	—	—	—	—
野菜類・果物及びその加工品	22	—	—	—	—	—
菓子類	20	—	—	—	—	—
清涼飲料水	—	—	—	—	—	—
酒精飲料	—	—	—	—	—	—
氷雪	1	—	—	—	—	—
水	—	—	—	—	—	—
かん詰・びん詰食品	—	—	—	—	—	—
その他の食品	72	—	—	—	—	—
添加物及びその製剤	—	—	—	—	—	—
器具及び容器包装	6	—	—	—	—	—
おもちゃ	—	—	—	—	—	—

(7) 夏期食品一斉取締り(6月26日から8月31日)

夏期に多発する細菌性食中毒の防止を中心に監視指導を行い、不良食品等の排除に努めた。また、食中毒警報の発令により、食中毒予防対策について広く注意を呼びかけた。

食中毒警報発令日：7月3日、7月18日、7月26日、8月28日

夏期一斉監視件数(再掲)

区分	監視 件数	違反 施設 数	違反件数					処分 件数	処分 以外の措 置件数
			施設 基準 違反	公衆衛生上 必要な措置の 基準違反	製造 基準 違反	表示 基準 違反	その 他		
総数	395	12	12	—	—	—	—	—	—
改正前の食品衛生法に基づく許可を要する営業施設	218	12	12	—	—	—	—	—	—
改正後の食品衛生法に基づく許可を要する営業施設	73	—	—	—	—	—	—	—	—
改正後の食品衛生法に基づく届出を要する営業施設	104	—	...	—	—	—	—	—	—

夏期一斉収去件数(再掲)

区分	収去 検体数	違反 検体数	違反食品			
			大腸菌群	細菌数	添加物使用基準	その他
総数	59	—	—	—	—	—
魚介類	5	—	—	—	—	—
冷凍食品	—	—	—	—	—	—
魚介類加工品	—	—	—	—	—	—
肉卵類及びその加工品	8	—	—	—	—	—
牛乳・加工乳・その他の乳	3	—	—	—	—	—
乳製品・乳類加工品	8	—	—	—	—	—
アイスクリーム類・氷菓	4	—	—	—	—	—
穀類及びその加工品	4	—	—	—	—	—
野菜類・果物及びその加工品	7	—	—	—	—	—
菓子類	8	—	—	—	—	—
清涼飲料水	—	—	—	—	—	—
酒精飲料	—	—	—	—	—	—
氷雪	1	—	—	—	—	—
水	—	—	—	—	—	—
かん詰・びん詰食品	—	—	—	—	—	—
その他の食品	11	—	—	—	—	—
添加物及びその製剤	—	—	—	—	—	—
器具及び容器包装	—	—	—	—	—	—
おもちゃ	—	—	—	—	—	—

(8) 年末食品一斉取締り(12月1日から12月28日)

食品の流通量が増加する年末に食品の衛生的な取扱い、食品添加物の適正使用、適正表示の確認等を中心に監視指導を行った。

年末一斉監視件数(再掲)

区分	監視 件数	違反 施設 数	違反件数					処分 件数	処分 以外の措 置件数
			施設 基準 違反	公衆衛生上 必要な措置の 基準違反	製造 基準 違反	表示 基準 違反	その他		
総数	328	11	8	—	—	3	—	—	—
改正前の食品衛生法に基づく許可を要する営業施設	116	9	8	—	—	1	—	—	—
改正後の食品衛生法に基づく許可を要する営業施設	108	1	—	—	—	1	—	—	—
改正後の食品衛生法に基づく届出を要する営業施設	104	1	...	—	—	1	—	—	—

年末一斉収去件数(再掲)

区分	収去 検体数	違反 検体数	違反食品			
			大腸菌群	細菌数	添加物使用基準	その他
総数	19	—	—	—	—	—
魚介類	—	—	—	—	—	—
冷凍食品	—	—	—	—	—	—
魚介類加工品	4	—	—	—	—	—
肉卵類及びその加工品	4	—	—	—	—	—
牛乳・加工乳・その他の乳	—	—	—	—	—	—
乳製品・乳類加工品	—	—	—	—	—	—
アイスクリーム類・氷菓	—	—	—	—	—	—
穀類及びその加工品	—	—	—	—	—	—
野菜類・果物及びその加工品	3	—	—	—	—	—
菓子類	—	—	—	—	—	—
清涼飲料水	—	—	—	—	—	—
酒精飲料	—	—	—	—	—	—
氷雪	—	—	—	—	—	—
水	—	—	—	—	—	—
かん詰・びん詰食品	—	—	—	—	—	—
その他の食品	8	—	—	—	—	—
添加物及びその製剤	—	—	—	—	—	—
器具及び容器包装	—	—	—	—	—	—
おもちゃ	—	—	—	—	—	—

(9) 輸入食品

市内を流通する輸入食品の安全性を確保するため、適正表示等について確認した。

(10) 食の安全・安心を語る懇談会

食品に関するリスクコミュニケーションの一環として、市民、食品等事業者、学識経験者及び行政が相互にコミュニケーションを図るとともに、豊田市の取組みについて市民各界の意見を伺い、効果的な施策を推進するため、「食の安全・安心を語る懇談会」を8月9日に開催した。

(11) 啓発及び講習会等

市民及び食品事業者に対し、食品衛生講習会及びリーフレットの配布等を通して食中毒予防の啓発を行った。また、食品業界全体の衛生水準向上活動に協力するため食品事業者を対象とした「食品衛生責任者実務講習会」に食品衛生監視員を講師として派遣するとともに、7月から3月まで食品衛生講習会の動画をWEBに掲載した。さらに、改正食品衛生法の周知を図るため218施設に対しリーフレットを配布した。

区分	実施回数	受講者数
総数	12	2,084
食品衛生講習会・出前講座	11	1,459
WEBによる食品衛生講習会	1	625

◆ 食鳥処理

近年、食鳥肉を原因としたカンピロバクター食中毒が増えていることから、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、食鳥処理場に立ち入り、食鳥肉の衛生的な取扱いについて監視指導を行い、衛生確保に努めた。

食鳥処理場等の状況

(令和5年度末現在)

区分	食鳥処理業者 (認定小規模食鳥 処理業者を除く)	認定小規模食鳥処理業者		届出食肉 販売業者	計
		生体処理を 行う施設	生体処理を 行わない施設		
施設数	—	3	—	—	3
監視延べ件数	—	3	—	—	3

◆ 食肉衛生検査所

安全で衛生的な食肉を流通させるため、豊田食肉センターにおいてと畜検査等を実施し、残留有害物質等食肉を取り巻く危害を排除するとともに、衛生的な枝肉の取り扱い等について作業員等に指導、啓発を行った。

なお、平成23年度から、豊田食肉センターで処理する獣畜の種類は豚のみとなった。

また、令和2年度から、豊田食肉センターはHACCPに基づく衛生管理を導入した。

(1) と畜検査

食用に供される豚について疾病の有無を1頭ごとに検査し、合格したものだけを流通させている。

なお、検査で異常が確認されたものは必要に応じて精密検査を実施し、不合格となったものは全部又は一部廃棄処分とした。

と畜検査頭数

年度	元	2	3	4	5
頭数	68,305	78,411	88,282	89,434	87,431

処分頭数

措置	と殺禁止	解体禁止	全部廃棄	一部廃棄
頭数	—	—	27	20,797

全部廃棄頭数内訳

内訳	豚丹毒	敗血症	膿毒症	尿毒症	高度の 黄疸	全身性 腫瘍	その他
頭数	—	7	14	—	3	1	2

精密検査頭数

内訳	微生物検査	理化学検査	病理検査
頭数	7	—	—

(2) 衛生検査

家畜の病気の治療や子豚の疾病予防に使用される抗菌性物質の食肉への残留検査を実施し、不適なものについては廃棄等の措置を行った。

残留有害物質検査件数

区分	サーベイランス検査 1)	スクリーニング検査 2)
件数	4	179

注 1)と畜検査を実施した際、食肉等への薬物残留を疑う時に実施する検査

2)と畜場に搬入される獣畜について薬物残留を定期的に監視するための抜き取り検査

新規農家から獣畜が搬入される場合にも実施する

(3) 外部検証

豊田食肉センターが導入したH A C C Pに基づく衛生管理が適切に実施されているか外部検証を実施し、不適な場合は改善措置等の措置を行った。

現場検査 1) : 243 回

記録検査 2) : 12 回

微生物試験 3)

区分	一般生菌数	腸内細菌科菌群数
検体数	60	60

注 1)と畜検査員が毎日実施する外部検証で、豊田食肉センターの作業現場において、H A C C Pに基づくと畜場の衛生管理及び衛生的なとさつ・解体が適切に実施されているか直接確認する検査

2)と畜検査員が毎月実施する外部検証で、豊田食肉センターがH A C C Pに基づき作成した衛生管理記録の内容を確認する検査

3)と畜検査員が毎月実施する外部検証で、豊田食肉センターの衛生管理の実施状況の効果を客観的に評価するために行う試験

(4) 衛生指導等

安全で衛生的な食肉を確保するために、豊田食肉センター作業員等に対し、施設での清潔保持及び衛生的作業について教育、指導を行った。

と畜場衛生指導 : 243 回

◆ 狂犬病予防

「狂犬病予防法」に基づき、犬の登録及び狂犬病予防注射を実施した。また、飼い主の利便性を図るため、犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付を市内及び近隣市の動物病院に委託した。

犬の登録頭数(うち新規登録頭数)		22,036(1,724)
予防注射頭数	集合注射会場での実施頭数	698
	動物病院での実施頭数	17,629
	合計	18,327

集合注射実施日数及び会場数

区分	日数	会場数
豊田	6	7
豊田	1	1
藤岡		1
下山		1
足助		1
小原	1	1
旭		1
稻武		1
合計	8	14

登録鑑札・注射済票預託動物病院数

区分	病院数
市内	31
市外	28
合計	59

◆ 動物愛護

平成 27 年 4 月 1 日、人と動物の共生社会を推進するため、「命を大切にする心の醸成」、「動物愛護精神の高揚」及び「飼い主の意識の向上」を基本理念とした「豊田市人と動物の共生社会の推進に関する条例」を制定し施行するとともに、鞍ヶ池公園内に「豊田市動物愛護センター」を開設した。動物愛護センターでは「動物の愛護及び管理に関する法律」等に基づく犬猫の保護や引取り、並びに飼育動物の適正飼養の指導等を行う一方、譲渡可能な犬、猫については新しい飼い主に譲渡することによって生存の機会を与え、殺処分頭数の削減を図った。また、野良猫を地域で管理し被害を軽減する「地域猫活動」の支援を行うとともに、豊田市動物愛護ボランティアと共に畜犬のしつけ方教室及び動物愛護教室等を開催し、適正飼養や動物愛護精神の普及啓発を行った。

犬の捕獲及び返還頭数 (狂犬病予防法及び豊田市犬による危害防止条例)	犬	捕獲	8
		返還	6
負傷動物の収容及び返還頭数 (動物の愛護及び管理に関する法律)	犬	保護	1
		返還	1
	猫	保護	82
		返還	3
犬、猫の引取り頭数 (動物の愛護及び管理に関する法律)	犬	所有者	2
		所有者不明	16
		返還	12
	猫	所有者	7
		所有者不明	107
		返還	5
犬、猫の譲渡頭数	犬		3
	猫		162
犬、猫の殺処分数	犬(うち収容中死亡)		1(一)
	猫(うち収容中死亡)		27(26)
苦情・相談件数			1,411

動物愛護ボランティア養成講座

講座数(全 9 回)	1
受講者数	7
訪問活動犬 新規認定頭数	4

猫の一時預かりボランティア養成講座

回数	1
受講者数	10

預かりボランティア預かり頭数

犬	一
猫	71

講座・教室

内容	参加者	回数	参加者数
犬を飼う前講座	犬を飼おうとしている人	4	7
猫を飼う前講座	猫を飼おうとしている人	33	346
犬の譲渡会(個別)	犬を譲り受けたい人	4	7
猫の譲渡会	猫を譲り受けたい人	37	456
犬の飼い方講座(老犬)	犬の飼い主のみ	3	17
犬のしつけ方教室	犬の飼い主と犬	5	78 実技 78
動物愛護教室	飼育動物の飼い方教室	小学校・こども園・幼稚園	6 218
	訪問活動犬とのふれあい (ボランティアと共に)	小学校・こども園・幼稚園	15 440
	親子	親子	1 6
	いのちの教室	動物愛護フェスティバル	1 67
動物介在活動	社会福祉施設訪問活動 (ボランティアと共に)	小学校・こども園・幼稚園	4 214
		施設利用者	3 65
いのちの教室	来館者	来館者	— —
	出前講座	出前講座	— —
合計		116	1, 999

行事

動物愛護週間事業(うちの子ペット自慢フォトコンテスト応募作品展示・投票期間中来館者数)	1, 086
動物愛護フェスティバル参加者数	720
豊田市外来生物展開催期間中来館者数	850

啓発

自治区への回覧依頼回数	30
取材回数	4

動物愛護センター来館者数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2, 232	2, 956	1, 958	1, 405	1, 672	1, 985	1, 922	2, 394	1, 270	1, 300	1, 235	1, 499	21, 828

視察受入れ

団体数	2
人数	5

職場体験受入れ

学校数	8
人数	18

特定動物の飼養状況

(令和5年度末現在)

区分	許可施設数					許可頭数
	おり型施設等	擁壁式施設等	移動用施設	水槽型施設等	計	
オナガザル科	—	—	1	—	1	3
カミツキガメ科	—	—	—	4	4	6
合計	—	—	1	4	5	9

地域猫活動支援事業

実施地域数		236
避妊・去勢手術実施頭数	オス	211
	メス	250
	合計	461
地域猫活動地区説明会		2

ペットの災害対策

内容	回数
イベント出展（展示）	1
出前講座	2

◆ 化製場等

生活環境の衛生保持のため、「化製場等に関する法律」及び「動物処理場等に関する条例」等に基づき、許可等を行った。

化製場等の施設数

(令和5年度末現在)

区分	化製場	死亡獣畜取扱場		法8条の 準用施設	畜舎	家きん舎	動物処理場	計
		内	外					
施設数	—	1	—	—	17	1	22	41

◆ 試験検査

市民の健康及び衛生環境を守るため、豊田市衛生試験所において食品・水質の検査及び感染症・食中毒等の病原物質検査を実施している。主要業務として、微生物検査、理化学検査及び水質検査を実施した。

また、近年の社会情勢の変容に伴う法改正等により、高い検査精度が要求されており、これに対応するため、高性能検査機器を導入するとともに、検査員の研修及び検査精度管理等を実施して検査機能の充実に努めた。

(1) 行政検査

保健所関係各課からの依頼により、感染症発生による検査並びに食中毒及び有症苦情発生による検査を実施し、検査データを提供した。

感染症原因病原体検査実施件数

区分	事件数	便	その他	計
赤痢菌	—	—	—	—
チフス菌	—	—	—	—
パラチフス菌	—	—	—	—

区分	事件数	便	その他	計
腸管出血性大腸菌O157	3	5	1(菌株)	6
その他の腸管出血性大腸菌	6	38	6(菌株)	44
ノロウイルス及びサポウイルス	1	21	—	21
項目数計	10	64	7	71

食中毒・有症苦情原因病原体検査実施件数

事件数：6件

検体数：82検体

区分	ふきとり	食材	便	その他	計
サルモネラ属菌	20	—	60	—	80
黄色ブドウ球菌	20	—	60	—	80
ビブリオ属菌	20	—	60	—	80
病原性大腸菌(腸管出血性大腸菌含む)	20	—	60	—	80
ウエルシュ菌	20	—	60	—	80
セレウス菌	20	—	60	—	80
カンピロバクター	20	—	60	—	80
赤痢菌	20	—	60	—	80
ノロウイルス	—	—	41	—	41
サポウイルス	—	—	—	—	—
項目数計	160	—	521	—	681

食品微生物検査実施件数

区分	牛乳等	はつ酵乳・乳酸菌飲料類	アイスクーリー	氷雪	氷菓	液体	食肉	魚肉	生肉	冷凍	容器包装	弁当	漬物	洋菓子	生めん	洋めん	計
検体数	12	10	3	1	1	3	8	4	5	12	2	54	2	14	4	135	
細菌数	12	—	3	1	1	—	—	—	—	12	—	54	—	14	4	101	
大腸菌群	12	10	3	1	1	—	3	4	—	9	—	—	—	14	3	60	
E. coli	—	—	—	—	—	—	5	—	—	3	—	54	2	—	1	65	
サルモネラ属菌	—	—	—	—	—	—	3	5	—	—	—	—	—	—	—	8	
黄色ブドウ球菌	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	54	2	14	4	79	
乳酸菌数又は酵母数	—	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	
腸炎ビブリオ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	2	
腸炎ビブリオ最確数	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	5	
クロストリジウム属菌	—	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	4	
食品中で発生し得る微生物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	2	
項目数計	24	20	6	2	2	3	22	4	5	24	2	162	6	42	12	336	

食品理化学検査実施件数

区分		魚介類及びその加工品	肉卵類及びその加工品	乳及び乳製品	穀類	野菜・果実	清涼飲料水	漬物	菓子類	その他	器具及び容器包装	計
検体数		4	24	12	6	12	—	7	6	17	6	94
保存料	安息香酸	4	8	—	—	—	—	7	—	1	—	20
	ソルビン酸	4	8	—	—	—	—	7	—	1	—	20
	デヒドロ酢酸	4	8	—	—	—	—	7	—	1	—	20
発色剤	亜硝酸根	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—	8
着色料	合成着色料(許可)	—	—	—	—	—	—	12	36	—	—	48
甘味料	アセスルファムカリウム	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
	サッカリンナトリウム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残留農薬 1)		—	—	—	376	2,196	—	—	—	—	—	2,572
動物用医薬品	オキシトサイクリン、クロルトサイクリン及びトライクリン	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—	8
	スルファキノキサリン	—	12	—	—	—	—	—	—	—	—	12
	スルファジミジン	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—	8
	スルファジメトキシン	—	16	—	—	—	—	—	—	—	—	16
	スルファモノメトキシン	—	12	—	—	—	—	—	—	—	—	12
	スルファメラジン	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—	8
	スルファジアジン	—	16	—	—	—	—	—	—	—	—	16
	スルファメトキサゾール	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—	8
	スルファメトキシピリダジン	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	4
酸度		—	—	6	—	—	—	—	—	—	—	6
乳脂肪分		—	—	6	—	—	—	—	—	—	—	6
比重		—	—	6	—	—	—	—	—	—	—	6
無脂乳固体分		—	—	12	—	—	—	—	—	—	—	12
蛍光染料		—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	4
酸価		—	—	—	4	—	—	—	2	—	—	6
過酸化物価		—	—	—	4	—	—	—	2	—	—	6
重金属		—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	2
溶出試験 2)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	8
特定原材料(卵)スクリーニング検査		—	—	—	—	—	—	—	—	16	—	16
特定原材料(小麦)スクリーニング検査		—	—	—	—	—	—	—	—	16	—	16
項目数計		12	124	30	386	2,196	—	33	41	35	12	2,869

注 1) 別表 残留農薬検査項目詳細

2) 溶出試験については他機関へ依頼

別表 残留農薬検査項目詳細

1	BHC (α 、 β 、 γ 、 δ 体の総和)	49	クロルプロファム	99	ナプロパミド	149	フルトリアホール
		50	クロロベンジレート	100	ニトロタールイソプロピル	150	フルバリネット
2	DDT (DDD及びDDTを含む。)	51	シアナジン	101	ノルフルラゾン	151	フルミオキサジン
		52	シアノホス	102	パクロブトラゾール	152	フルミクロラックペンチル
3	EPN	53	ジエトフェンカルブ	103	パラチオン	153	フルリドン
4	XMC	54	ジクロシメット	104	パラチオンメチル	154	プレチラクロール
5	γ -BHC	55	ジクロフェンチオン	105	ハルフェンプロックス	155	プロシミドン
6	アクリナトリン	56	ジクロホップメチル	106	ピコリナフェン	156	プロチオホス
7	アザコナゾール	57	ジクロラン	107	ビテルタノール	157	プロパジン
8	アジンホスメチル	58	ジコホール	108	ビフェノックス	158	プロパニル
9	アセタミプリド	59	シハロトリン	109	ビフェントリン	159	プロパルギット
10	アトラジン	60	シハロホップブチル	110	ビペロホス	160	プロピコナゾール
11	アニロホス	61	ジフェナミド	111	ピラクロホス	161	プロサミド
12	アメトリン	62	ジフェノコナゾール	112	ピラゾホス	162	プロヒドロジャスモン
13	アラクロール	63	シフルトリン	113	ピラフルフェンエチル	163	プロフェノホス
14	アルドリン及びディルドリン	64	ジフルフェニカン	114	ピリダフェンチオン	164	プロマシル
15	イサゾホス	65	シプロコナゾール	115	ピリダベン	165	プロメトリン
16	イソキサチオン	66	シペルメトリン	116	ピリフェノックス	166	プロモプロビレート
17	イソフェンホス	67	シマジン	117	ピリブチカルブ	167	プロモホス
18	イソプロカルブ	68	ジメタメトリン	118	ピリプロキシフェン	168	ヘキサコナゾール
19	イソプロチオラン	69	ジメチルビンホス	119	ピリミノバックメチル	169	ヘキサジノン
20	イプロベンホス	70	ジメテナミド	120	ピリミホスメチル	170	ベナラキシル
21	エスプロカルブ	71	ジメトエート	121	ピリメタニル	171	ベノキサコール
22	エタルフルラリン	72	シメトリン	122	ピロキロン	172	ヘプタクロール
23	エチオン	73	スピロキサミン	123	ビンクロゾリン	173	ペルメトリン
24	エディフェンホス	74	スピロジクロフェン	124	フィプロニル	174	ベンコナゾール
25	エトキサゾール	75	ゾキサミド	125	フェナミホス	175	ベンディメタリン
26	エトフェンプロックス	76	ターバシル	126	フェナリモル	176	ベンフルラリン
27	エトフメセート	77	ダイアジノン	127	フェニトロチオン	177	ベンフレセート
28	エトプロホス	78	チオベンカルブ	128	フェノキサニル	178	ホサロン
29	エンドスルファン	79	チオメトン	129	フェノチオカルブ	179	ホスチアゼート
30	オキサジアゾン	80	チフルザミド	130	フェンアミドン		
31	オキサジキシル	81	テトラクロルビンホス	131	フェンスルホチオン	180	ホスファミドン
32	オキシフルオルフェン	82	テトラジホン	132	フェントエート	181	ホスマット
33	カズサホス	83	テニクロール	133	フェンバレレート	182	ホレート
34	カフェンストロール	84	テブコナゾール	134	フェンブコナゾール	183	マラチオン
35	カルフェントラゾンエチル	85	テブフェンピラド	135	フェンプロパトリン	184	ミクロブタニル
36	キナルホス	86	テフルトリン	136	フェンプロピモルフ	185	メタラキシル及び メフェノキサム
37	キノキシフェン	87	デメトニーS-メチル	137	フサライド		
38	キノクラミン	88	テルブトリン	138	ブタクロール	186	メチダチオン
39	キントゼン	89	テルブホス	139	ブタミホス	187	メトキシクロール
40	クレソキシムメチル	90	トリアジメノール	140	ブピリメート	188	メトブレン
41	クロマゾン	91	トリアゾホス	141	ブプロフェジン	189	メトミノストロビン
42	クロルタールジメチル	92	トリアレート	142	フラムプロップメチル	190	メトラクロール
43	クロルデン	93	トリシクラゾール	143	フルアクリピリム	191	メビンホス
44	クロルピリホス	94	トリブホス	144	フルキンコナゾール	192	メフェナセット
45	クロルピリホスマチル	95	トリフルラリン	145	フルジオキソニル	193	メフェンピルジエチル
46	クロルフェナピル	96	トリフロキシストロビン	146	フルシトリネット	194	メブロニル
47	クロルフェンビンホス	97	トルクロホスメチル	147	フルチアセットメチル	195	モノクロトホス
48	クロルブファム	98	トルフェンピラド	148	フルトラニル	196	レナシル

水質検査件数

区分	浴槽水	計
検体数	2	2
レジオネラ属菌	2	2
大腸菌群	2	2
過マンガン酸カリウム消費量	2	2
濁度(比濁法)	2	2
計	8	8

(2) 依頼検査

市民・事業者等からの依頼により、腸内細菌及び水の検査を実施した。ただし、食品検査の依頼はなかった。

感染症原因病原体検査実施件数

区分	腸内細菌	寄生虫卵	計
検体数	5,882	—	5,882
赤痢菌	5,882	—	5,882
サルモネラ属菌(チフス菌・パラチフス菌を含む)	5,882	—	5,882
腸管出血性大腸菌O157	3,682	—	3,682
寄生虫卵(ぎょう虫卵を含む)	—	—	—
項目数計	15,446	—	15,446

水質検査実施件数

区分	飲用水 (井水、水道水等)	プール水	浴用水	計
検体数	57	—	20	77
一般細菌	52	—	—	52
大腸菌	45	—	—	45
大腸菌群	8	—	18	26
レジオネラ属菌	—	—	20	20
硝酸態(性)窒素及び亜硝酸態(性)窒素	43	—	—	43
亜硝酸態(性)窒素	35	—	—	35
塩化物(塩素)イオン	52	—	—	52
過マンガン酸カリウム消費量	8	—	18	26
有機物(全有機炭素の量)	44	—	—	44
pH値	52	—	—	52
味	51	—	—	51
臭気	56	—	—	56
色度	54	—	—	54
濁度(比濁法)	54	—	18	72
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	—	—	1
項目数計	555	—	74	629

(3) 精度管理実施状況

食品衛生検査施設及び病原体等検査施設における業務管理を適切に行い、検査の信頼性を確保する一環として、外部機関による調査等に参加し、検査技術の評価を行った。

食品衛生外部精度管理調査実施状況

区分	内容		
	項目	検体	検体数
微生物検査	E. coli (加熱食肉製品(加熱後包装))	ハンバーグ	2
	一般細菌数(加熱後摂取冷凍食品(凍結直前加熱))	ゼラチン基材	1
	黄色ブドウ球菌(加熱食肉製品(加熱後包装))	マッシュポテト	2
	サルモネラ属菌(食鳥卵(殺菌液卵))	液卵	2
	大腸菌群(加熱食肉製品(包装後加熱))	ハンバーグ	2
理化学検査	重金属(カドミウムの定量)	玄米粉	1
	食品添加物(ソルビン酸の定量)	果実ペースト	1
	残留農薬(アトラジン、クロルピリホス、チオベンカルブ、フェントエートフルトラニル及びマラチオンの6種農薬中3種の定性及び定量)	かぼちゃペースト	1
	残留動物用医薬品(スルファジミジンの定量)	豚肉(もも)ペースト	1
	食品添加物(着色料の定性)	果実ペースト	1

病原体等外部精度管理調査実施状況

項目	内容		
	検体	検体数	
コレラ菌	菌株	3	

愛知県保健所試験検査精度管理事業参加状況

区分	検体配布方式			研修方式
	項目	検体	検体数	
微生物検査	病原細菌	保存培地	4	・下痢原性大腸菌等が検出された食中毒事例 ・ <i>Campylobacter jejune</i> のPCR型別法比較及び全ゲノム解析 ・枝肉等の残留抗菌性物質モニタリング検査(ベンジルペニシリン)
寄生虫検査	—	—	—	・寄生虫及び寄生虫卵の同定等
食品化学検査	着色料	辛子明太子	1	・着色料の検査
水質検査	塩化物イオン	調製試料	1	・天秤の基礎知識と管理方法 ・生物相観察

10 健康づくり

◆ 健康手帳交付

健康診査及び医療受給の記録、その他の健康保持のために必要な事項を記載し、市民が自らの健康管理と適切な医療受給に役立てられるように、健康手帳を交付した。

区分	交付冊数	
40歳以上希望者	4年度	5年度
	3	2

◆ 訪問指導

心身の状況、家庭環境等に照らして、保健指導が必要と認められる者に対して、心身の機能の低下防止と健康の保持増進を図ることを目的とした訪問指導を保健師等が行った。

実施主体	40歳未満		40歳以上 65歳未満	
	実人数	延人数	実人数	延人数
地域保健課	—	—	1	1

注：65歳以上は「3 高齢者保健福祉 ◆介護予防事業 (1)訪問指導」参照

◆ 健康教育・健康相談

市民が生涯を通じて健康で暮らすことができるよう生活習慣の改善等健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、「自らの健康は自ら守る」という意識を高めるために各種の教育・相談を行った。

(1) 出前講座

自治区、自主サークル等地域で活動している人や、学校に対して、生活習慣病予防・健康づくりに関する講話を行った。

令和2年度から4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、出前講座は一部中止し、リーフレットの配布による啓発を行った。

《学校》実施者／保健師

テーマ	年度	元	2	3	4	5
生活リズムの大切さ	開催数	31	—	—	—	5
	参加人数	6,579	—	—	—	1,284

《自治区等》

実施者／保健師、健康づくりリーダー、ウォーキング指導員、インストラクター

内容（講座名）	年度	元	2	3	4	5
運動 「あなたのカラダ年齢は？」	開催数	1	—	—	—	—
	～39歳	—	—	—	—	—
	40～64歳	15	—	—	—	—
	65歳～	—	—	—	—	—
	計	15	—	—	—	—
運動、認知症予防 「めざせ！ナイスシニア」	開催数	33	3	6	8	15
	～39歳	—	—	—	—	0
	40～64歳	6	59	55	—	8
	65歳～	869	—	85	216	302
	計	875	59	140	216	310
各種生活習慣病の予防、健康づくり 「知ろう！健康生活」	開催数	90	10	7	—	21
	～39歳	31	—	—	—	3
	40～64歳	122	180	126	—	49
	65歳～	1,827	—	23	—	528
	計	1,980	180	149	—	580
その他	開催数	58	4	1	9	14
	～39歳	240	—	—	126	87
	40～64歳	770	65	—	67	64
	65歳～	2,029	—	23	137	349
	計	3,039	65	23	330	500
計	開催数	182	17	14	17	50
	～39歳	271	—	—	126	90
	40～64歳	913	304	181	67	121
	65歳～	4,725	—	131	353	1,179
	合計	5,909	304	312	546	1,390

(2) 健康相談

市民が健康について気軽に相談できるように、来所又は電話による健康相談窓口を開設している。また、交流館や学校などが開催するイベント等に出向き健康相談を実施した。

令和2年度から4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等における相談については一部中止とした。

内 容／体組成チェック・血圧測定・血管年齢測定などの実施、生活習慣病予防、健康不安等に対する助言、保健指導

年度	元		2		3		4		5	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
来所・電話相談	44	44	75	75	69	69	62	62	57	57
イベント等における相談	212	5,777	—	—	1	28	2	31	48	2,007

◆ 健康診査

豊田市国民健康保険加入者(40歳以上満74歳以下)を対象として、生活習慣病の早期発見により生活習慣の改善を図るためメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施した。また、後期高齢者医療制度被保険者に対しては、後期高齢者医療健康診査を実施した。

(1) 特定健康診査

対象	40歳以上満74歳以下の豊田市国民健康保険に加入している市民		
健診内容	問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図検査、貧血検査等 一定の基準に達し、かつ医師が必要と認めた場合は、眼底検査を実施		
年度	4	5	
受診者数(人)	21,220	18,706	
受診率(%)	36.2	34.3	
動機付け支援該当者数(人)	1,684	1,465	
積極的支援該当者数(人)	356	309	

注：国庫負担金実績報告時数値に基づく

(2) 特定健康診査受診勧奨

特定健康診査の受診率向上を図るため、はがきによる受診勧奨を実施した。

対象者	① 過去の受診状況、検査値、問診項目等を分析し、受診が期待できる人 ② 令和5年4月～7月に国保に加入した40～63歳の健診未受診者 ③ ②以外の40歳代の健診未受診者			
内容	受診のパターンに分類したはがきを作成して送付			
発送時期	① 5月末 ② 7月～10月 ③ 10月中旬			
実施状況				
①	対象者	実発送者数	受診者数	受診率
	過去5年間に連続受診でなく、昨年度受診者	4,367	2,194	50.2%
	過去5年間に連続受診でなく、昨年度未受診者	2,544	982	38.6%
	過去3年間に受診歴がない人	9,778	1,032	10.6%
	計	16,689	4,208	25.2%
	② 新規国保加入者	1,200	54	4.5%
	③ 若者向け受診勧奨者	5,196	431	8.3%

(3) 後期高齢者医療健康診査

対象	後期高齢者医療制度被保険者の市民(概ね75歳以上)		
健診内容	問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図検査、貧血検査等 一定の基準に達し、かつ医師が必要と認めた場合は、眼底検査を実施		
年度	4	5	
受診者数(人)	16,606	17,746	
受診率(%)	32.8	33.1	

(4) いきいき健診

対象	生活保護受給者及び中国残留邦人支援給付制度該当者(40歳以上)		
健診内容	問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査等		
年度	4	5	
受診者数(人)	73	59	
受診率(%)	4.1	3.4	

◆ がん検診等

健康増進法に基づき、がんを早期発見し、早期に治療に結びつけるため、医療機関にて各がん検診を実施した。要精密検査者の未受診調査を徹底し、受診勧奨を行った。

注：受診者数、要精密検査者数、要精密検査受診者数は、各表の時点で市が把握した情報で作成

がん検診受診者数と受診率の推移

令和6年4月12日時点

検診名	受診者数			受診率(%) 1)			国の統計 2)	
	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	受診数	受診率
胃がん	15,788	15,534	14,903	8.4	9.0	8.8	5,675	8.8
大腸がん	24,364	24,506	24,102	9.2	9.2	9.0	9,581	5.9
子宮頸がん	8,055	7,592	7,675	9.1	9.5	9.3	5,742	9.5
乳がん	9,299	8,976	8,901	11.9	12.7	12.4	3,500	8.8
肺がん	19,802	19,857	20,198	8.3	8.2	8.4	6,231	3.8
前立腺がん	4,901	5,015	4,663	9.0	9.2	8.4	—	—

注 1)各年度の4月1日現在人口を対象者とする

胃がん・子宮頸がん・乳がんは（前年受診者数+当年受診者数-連続受診者数）／人口

2)地域保健報告に計上するもの。40～69歳（胃がんは50～69歳、子宮頸がんは20～69歳、乳がんはマンモグラフィ検査のみ）を対象としている

令和4年度がん検診等のまとめ

令和6年3月18日時点

検診名	受診者数	要精検者数	要精検者率(%)	精検受診者数	精検受診率(%)	がんの診断	がん発見率(%)	陽性反応的中度(%)	精検結果未把握数
胃がん	15,534	1,218	7.84	1,064	87.35	36	0.23	2.96	154
大腸がん	24,506	1,768	7.21	1,341	75.85	58	0.24	3.28	427
子宮頸がん	7,592	129	1.7	94	72.87	1	0.01	0.78	35
乳がん	8,976	284	3.16	272	95.77	32	0.36	11.27	12
肺がん	19,857	339	1.71	299	88.2	12	0.06	3.54	40
前立腺がん	5,015	250	4.99	137	54.8	19	0.38	7.6	113
肝炎	2,630	—	—	—	—	—	—	—	—

注：肺がん検診要精検は、胸部X線判定E、又は喀痰検査判定D・Eに該当するもの

(1) 胃がん検診

対象	35歳以上の市民			
検査内容	問診、胃部エックス線直接撮影または胃内視鏡検査、二重読影			
年度	4		5	
区分	受診者数	要精検者数	受診者数	要精検者数
胃部X線	男	5,278	465	4,795
	女	6,014	278	5,423
内視鏡	男	2,004	277	2,228
	女	2,238	198	2,457
合計	15,534	1,218	14,903	1,008

注：総合がん検診受診者数含む

(2) 大腸がん検診

対象	35歳以上の市民			
検査内容	問診、免疫便潜血検査(2日法)			
年度	4		5	
区分	受診者数	要精検者数	受診者数	要精検者
男	10,913	970	10,645	953
女	13,593	798	13,457	798
合計	24,506	1,768	24,102	1,751

注：総合がん検診受診者数含む

(3) 子宮頸がん検診

対象	20歳以上で偶数年齢、21歳の女性			
検査方法	問診、視診、内診、細胞診、コルポスコープ(医師が必要と認めた場合)			
年度	4		5	
区分	受診者数	要精検者数	受診者数	要精検者数
人数	7,592	129	7,675	189

注：総合がん検診、がん検診推進事業受診者数含む

(4) 乳がん検診

対象	30歳以上で偶数年齢、41歳の女性			
検査方法	問診、超音波検査またはマンモグラフィー検査(二重読影)			
年度	4		5	
区分	受診者数	要精検者数	受診者数	要精検者数
超音波検査	4,072	72	3,830	74
マンモグラフィー検査	4,904	212	5,071	204
合計	8,976	284	8,901	278

注：総合がん検診、がん検診推進事業受診者数含む

(5) 肺がん検診

対象	40歳以上の市民			
検査方法	問診、胸部X線直接撮影、二重読影、喀痰細胞診			
年度	4		5	
区分	受診者数	要精検者数	受診者数	要精検者数
男	9,623	358	9,745	375
女	10,234	342	10,453	353
合計	19,857	700	20,198	728

注：総合がん検診受診者数含む

(6) 前立腺がん検診

対象	50歳～70歳の市民(男性)			
検査方法	問診、P S A 検査(血液検査)			
年度	4		5	
区分	受診者数	要精検者数	受診者数	要精検者数
人数	5,015	250	4,663	246

注：総合がん検診受診者数含む

(7) 胸部エックス線検査

対象	40歳以上の市民			
検査内容	胸部X線直接撮影(正面)			
年度	4		5	
区分	受診者数	要精検者数	受診者数	要精検者数
男	8,277	250	7,736	243
女	12,602	351	11,955	327
合計	20,879	601	19,691	570

(8) 肝炎検診

対象	40歳以上5歳刻みで過去に豊田市の肝炎検診を受けたことがない市民			
検査内容	問診、B型肝炎ウイルス検査(HBs抗原検査)、C型肝炎ウイルス検査(HCV抗体検査、HCV核酸増幅検査) HCV核酸増幅検査は、HCV抗体検査で中力価・低力価と判定された者のみ実施			

B型肝炎検診受診者

年度	4			5		
区分	受診者数	陽性	陰性	受診者数	陽性	陰性
男	1,128	11	1,117	1,201	8	1,193
女	1,335	8	1,327	1,233	6	1,227
合計	2,463	19	2,444	2,434	14	2,420

C型肝炎検診受診者

	受診者数	感染している可能性が高い		感染している可能性が低い		
		判定①	判定②	判定③	判定④	
令和4年度	男	1,128	3	1	11	1,113
	女	1,335	2	0	14	1,227
	合計	2,463	5	1	25	2,432
令和5年度	男	1,201	3	1	4	1,193
	女	1,233	1	1	5	1,226
	合計	2,434	4	2	9	2,419

注：C型肝炎判定区分の説明

判定①／HCV抗体検査「高力価」

判定②／HCV抗体検査「中・低力価」、HCV核酸増幅検査「陽性」

判定③／HCV抗体検査「中・低力価」、HCV核酸増幅検査「陰性」

判定④／HCV抗体検査「陰性」

(9) 総合がん検診(再掲)

40歳、50歳、60歳の節目において、各がん検診をまとめて受診できるよう総合がん検診を実施した。

対象	40歳、50歳、60歳の市民			
検査内容	胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診(女性のみ)、乳がん検診(女性のみ)、骨塩定量検査(女性のみ)、前立腺がん検診(50歳、60歳の男性のみ)、肝炎検診(過去に受診歴のない希望者)、脳ドック(50歳の希望者)			
	40歳検診	50歳検診	60歳検診	合計
男	34	76	71	181
女	111	186	164	461
合計	145	262	235	642

(10) 脳ドック(総合がん検診と同時実施)

総合がん検診において、50歳の希望者に脳ドックを実施した。

対象		50歳の市民		
検査方法		問診、MRI検査、MRA検査		
区分		総合がん検診受診者数	脳ドック受診者数	受診率(%)
50歳	男	76	41	53.9
	女	186	93	50.0
合計		262	134	51.1

(11) がん検診推進事業(再掲)

特定の年齢を対象に、子宮頸がん検診、乳がん検診が無料となるクーポン券と検診手帳を配布し、がん検診の受診促進を実施した。

対象	子宮頸がん検診	21歳の女性
	乳がん検診	41歳の女性
期間		6月1日～3月19日
検査場所		市内の協力医療機関
区分	受診者数	要精検者
子宮頸がん検診	147	13
乳がん検診	416	37

◆ 女性の健康づくり

健診を受診する機会のない女性を対象に、検診と必要に応じた保健指導を行い、健康管理に関する正しい知識の普及と健康づくりの推進を図った。

(1) レディース検診

対象者	当該年度中に19～39歳になる女性		
日程	第1、3火曜日(全24回)		
検査内容	身長、体重、聴打診、血圧測定、尿検査、骨密度検査(二重DEXA法)、血液検査(総コレステロール、中性脂肪、HDLコレステロール、貧血)		
検査場所	豊田地域医療センター		
定員	40名／回		
年度	3	4	5
受診者数	120	134	143

(2) 骨粗しょう症検診

対象者	当該年度中に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳になる女性		
日程	第1、3木曜日(全24回)		
検査内容	問診、骨密度検査(二重DEXA法)		
検査場所	豊田地域医療センター		
定員	20名／回		
年度	3	4	5
受診者数	161	217	210
うち負担金免除受診者数	13	20	17

◆ 特定保健指導

(1) あなたのための健康教室

豊田市特定健康診査を受診した者に対して、指導レベル別に特定保健指導を実施した。

内容	メタボリックシンドローム・栄養・運動・喫煙に関すること					
場所	市役所・支所・交流館・高岡農村環境改善センター等					
年度	区分	対象者数 (健診受診時に 国保加入者)	初回実施者数 (初回実施時に 国保加入者)	実施率(%) (初回実施者/ 対象者)	終了者数	終了率(%)
4	積極的支援	359	40	11.1	34	85 9.5
	動機付け支援	1,696	348	20.5	331	95.1 19.5
	合計	2,055	388	18.9	365	94.1 17.8
5	積極的支援	308	28	9.1		
	動機付け支援	1,428	269	18.8		
	合計	1,736	297	17.1		

(2) 健康体験会(特定保健指導受講勧奨事業)

特定保健指導対象者に、特定保健指導利用率向上を目的として、体力測定の結果に応じた運動の提案やバランス食の体験等により、生活習慣の改善の取組を継続的に実施できるよう働きかけた。

対象者	特定保健指導初回指導に該当する者
講 師	健康運動指導士、保健師、管理栄養士等
場 所	あいち健康プラザ
内 容	体力測定、バランスのとれた食事の体験や講話等
教室開催数	2回
参加実人数	13名

(3) 重症化予防事業

力 糖尿病重症化予防事業

特定健康診査受診者のうち、糖尿病検査値等が高めで重症化するリスクが高くなることが予測される医療機関未受診者及び受診中断者に対して受診勧奨を実施した。

(令和6年3月末時点)

対 象	令和4年度豊田市国民健康保険特定健康診査受診者のうち、次に掲げる条件を満たす人 (1) 特定健康診査の結果がア～ウのいずれかに該当する人 ア HbA1c 7.0%以上 イ 「HbA1c 6.5%以上7%未満」かつ「eGFR45ml/min/1.73m ² 未満または尿蛋白(+)以上」 ウ 「HbA1c 6.5%未満かつ空腹時血糖126mg/dl以上(随時血糖200mg/dl以上)」かつ「eGFR45ml/min/1.73m ² 未満または尿蛋白(+)以上」 (2) 特定健康診査を受診した年度内に糖尿病の治療がない人
内 容	特定健康診査結果の説明、医療機関への受診勧奨、生活習慣改善に向けた保健指導

実施状況	1 特定保健指導対象者(手紙による受診勧奨)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>対象者数</th><th>返信数</th><th>受診確認数</th><th>特定保健指導申込者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td><td>43</td><td>15</td><td>18</td><td>3</td></tr> </tbody> </table>		対象者数	返信数	受診確認数	特定保健指導申込者数	人数	43	15	18	3		
	対象者数	返信数	受診確認数	特定保健指導申込者数									
人数	43	15	18	3									
2 特定保健指導非対象者													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>訪問</th><th>面接</th><th>電話</th><th>手紙</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td><td>—</td><td>—</td><td>16</td><td>24</td><td>40</td></tr> </tbody> </table>		訪問	面接	電話	手紙	計	人数	—	—	16	24	40
	訪問	面接	電話	手紙	計								
人数	—	—	16	24	40								
注：令和4年度健診受診者から対象者を抽出													

キ. 高血圧重症化予防事業

特定健康診査受診者のうち、血圧値が受診勧奨判定値を超えており、重症化するリスクの高い医療機関未受診者に対して受診勧奨を実施した。

(令和6年3月末時点)

対象	令和4年度の特定健康診査結果において特定保健指導の対象者で以下の値に該当する人 (1) 収縮期血圧 140mmHg 以上 160mmHg 未満又は拡張期血圧 90mmHg 以上 100 mm Hg 未満 (2) 収縮期血圧 160mmHg 以上又は拡張期血圧 100mmHg 以上										
内容	医療機関への受診勧奨、血圧に関する啓発資料配布、受診状況調査										
実施状況	手紙による受診勧奨を実施										
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>対象者数</th><th>返信数</th><th>受診確認数</th><th>特定保健指導申込数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td><td>673</td><td>352</td><td>152</td><td>20</td></tr> </tbody> </table>			対象者数	返信数	受診確認数	特定保健指導申込数	人数	673	352	152	20
	対象者数	返信数	受診確認数	特定保健指導申込数							
人数	673	352	152	20							
注：令和4年度健診受診者から対象者を抽出											

(4) 「生活習慣病予防教室」

特定健康診査の結果において特定保健指導の対象とならないが、血液検査等リスク項目がある者を対象に、講義や実技を通して自己の健康問題に対して自主的に取り組めるように支援し、生活習慣病を予防することを目指す。

対象	前年度の特定健康診査結果において、特定保健指導レベルが「情報提供」に該当し、年齢が70歳以下で、血圧、脂質、血糖、尿たんぱく等の値が正常範囲を超えている人。(年齢については、令和6年4月1日時点) ただし、特定健康診査の問診で、「血圧」「脂質」「血糖」の内服をしている人または、「脳卒中」「心臓病」「腎臓病」の治療を受けている人は除く。
教室開催形態	2コース開催
内容	<p>(1) 教室前後評価 生活習慣病に関する問診、血圧測定、尿定性検査、身体計測(身長、体重) 血液検査(中性脂肪、HDL、LDL、血糖値、HbA1c)、内臓脂肪測定</p> <p>(2) 体力測定 全身持久力測定、筋力測定、柔軟性、敏捷性、平衡性 等</p> <p>(3) 講義及び実技 医師、保健師、管理栄養士、健康運動指導士、歯科衛生士による講義及び実技</p>

◆ 栄養改善

健康増進法等に基づき各種栄養改善事業を実施した。

また、「健康づくり豊田21計画（第三次）」の栄養・食生活分野の取組を推進するため、市民の健康の維持増進に努めた。

(1) 栄養相談

市民の栄養、食生活に関する相談に応じた。

栄養相談件数(令和5年度)：来所…3件、電話…7件

相談内容別内訳(延べ件数)

重点健康相談					総合健康相談
脂質異常症	糖尿病	歯周疾患	骨粗しょう症	その他病態	
—	2	—	—	2	6

(2) 地区組織の育成、指導(栄養士連絡会)

市内在勤、在住の栄養士で構成する栄養士連絡会の会員を対象に研修会等を開催し、栄養士相互の連絡調整や資質向上を図った。より有意義な会として位置づける為、会員のニーズにあった研修会を実施し、参加者の増加に努めた。

	回数	参加者数	内容
研修会	5	137	講演会4回、事例発表会1回
役員会	6	42	企画、協議、事業計画、連絡調整

(3) 特定給食施設指導

健康増進法に基づき、特定給食施設事業実施状況報告書の提出を求め、給食内容や栄養士の配置状況などを把握し指導等を実施した。

ア. 状況調査(総計:219施設)

	管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設			栄養士のみ いる施設		管理栄養士・ 栄養士どちら もいない施設
	施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数	
学校	9	9	5	30	13	1	1	1
病院	5	15	11	65	29	—	—	—
介護老人保健施設	4	11	4	13	4	—	—	—
介護医療院	—	—	—	—	—	—	—	1
老人保健施設	12	21	8	11	11	1	1	—
児童福祉施設	3	8	2	3	2	—	—	—
社会福祉施設	4	6	1	1	2	1	1	2
事業所	59	63	9	11	9	17	18	33
寄宿舎	9	9	1	1	1	3	3	10
矯正施設	—	—	—	—	—	—	—	1
一般給食センター	—	—	1	1	3	—	—	—
計	105	142	42	136	74	23	24	48

イ. 指導施設数

10施設(病院…1、福祉…2、事業所…6、学校…—、寄宿舎…1)

(4) 食品表示法（保健事項）、健康増進法第65条第1項等指導・相談

被疑食品に関する指導、相談、収去

	指導	相談	収去
栄養表示基準	5	62	—
誇大広告	1	—	—

(5) 国民健康・栄養調査

健康増進法に基づき、月見町の一部18世帯44名を対象として、身体状況調査、栄養摂取状況調査、生活習慣調査を実施した。

	対象者数	実施数	実施率
世帯数	18	5	27.7
身長・体重測定（満1歳以上）	44	8	18.1
1日の歩行数（満20歳以上）	34	9	26.4
血液検査（満20歳以上）	34	3	8.8
栄養摂取状況調査（満1歳以上）	44	12	27.2
生活習慣調査（満20歳以上）	34	11	32.3

◆ 歯科保健（8020推進事業）

健康増進法等に基づき各種歯科保健事業（教育・相談・健診）を実施した。

また、「健康づくり豊田21計画（第三次）」の歯の健康分野の取組及び「豊田市歯と口腔の健康づくり推進条例」の施行に伴い作成された「8020（ハチマルニイマル）市民運動」を推進するため、歯科保健関係団体（歯科医師会・歯科衛生士会・豊田市健康づくり協議会等）と連携し歯科疾患の予防や歯・口腔の健康に関する正しい知識の普及啓発に努めた。

(1) 来所・電話相談

市民が歯の健康について気軽に相談できるように、来所又は電話による歯科相談窓口を開設している。相談者のライフスタイルやQOLに配慮した相談を行うために、積極的に情報収集に努める必要がある。

日時：随時、来所（要予約）

内訳：来所…1件、電話…2件

(2) 歯の健康教育

ア. よい子の歯みがき運動啓発事業

6歳臼歯の保護育成を目的とし、市内のこども園（私立幼稚園含む）の4歳児及び5歳児を対象に普及啓発活動を展開した。また、各園で啓発が実施できるよう視覚教材等の貸し出しを行った。

・啓発配布資料

4歳児「歯みがきカレンダー（両面）」…3,005部

5歳児「歯みがきカレンダー（両面）」…3,292部

5歳児保護者「家庭でできるむし歯予防」…3,292部

・視覚教材等貸出

DVD（園児歯科健康教育動画「自分で守ろう！自分の歯！」） 貸出件数：4件
 紙芝居、エプロンシアター 貸出件数：33件

イ. 口腔機能向上支援事業(お口の健康教室)

高齢者が口腔機能を維持・向上し、いつまでも自立した豊かな生活を送ることができるよう、自治区、自主グループ、地域ふれあいサロン等を対象にオーラルフレイルに関する講話と比較的簡単にできる口腔機能に関する訓練や体操を指導する教室を開催している。

対象	高齢者					
内容	歯科衛生士による口腔機能向上に関する講話と実技指導（顔面体操、唾液腺マッサージ、飲み込みテストなど）					
年度	3		4		5	
依頼団体	依頼回数	参加者数	依頼回数	参加者数	依頼回数	参加者数
合計	11	135	25	260	13	197

ウ. 親子ピカピカ教室(むし歯予防教室)

子育て支援施設と共に地域からの依頼により、むし歯の増加する時期に親子で歯について関心を持ち、生活習慣とのかかわりを認識して歯みがきの習慣化の必要性についての教室を開催している。

対象	未就園児					
内容	講話(むし歯予防、フッ素、噛むことについて)、相談、質疑応答					
年度	3		4		5	
依頼団体	依頼回数	参加者数	依頼回数	参加者数	依頼回数	参加者数
交流館	—	—	—	—	—	—
子育て支援施設	19	393	38	636	39	739
自主グループ(地域、団体等)	—	—	1	15	3	59
合計	19	393	39	651	42	798

エ. 歯っぴかフェスタ

歯と口の健康週間事業として、市民に歯と口の健康づくりに関する正しい知識啓発に努めた。

開催日	令和5年6月4日（日）午前10時～午後2時
会場	とよた子育て総合支援センター 多目的ホール
来場者数	183人
内容	<p>(1) こどものフッ素塗布体験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科医師による口腔内チェック、歯科相談 ・歯科衛生士による歯みがき指導、フッ化物配合歯磨剤の紹介、フッ化物歯面塗布 <p>(2) 糸ようじ体験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科衛生士によるデンタルフロスの使用方法指導

オ. その他健康教育

交流館、学校、自主サークル等地域で活動している人に対して、8020（ハチマルニイマル）を推進していくために歯や口の健康に関する講話及び実技指導を実施している。

年度	3		4		5	
依頼団体	依頼回数	参加者数	依頼回数	参加者数	依頼回数	参加者数
交流館	一	一	一	一	一	一
園、学校(小、中、高校等)	一	一	1	62	一	一
自主サークル(地域、団体等)	2	44	2	24	5	61
合計	2	44	3	86	5	61

力. いい歯の日キャンペーン

「自分で守ろう！自分の歯！」をスローガンに掲げ、11月8日を目途に市内の事業所等に啓発品を設置し、歯みがきの大切さと8020（ハチマルニイマル）に関する正しい知識の普及啓発をした。

	項目	期間	詳細
1	ポスター掲示 「おくちとからだはつながっている」	11月8日～11月30日	市内施設435か所に掲示
2	啓発チラシ配布		配布数：2,742部
3	啓発物配布		配布数：4,199個

(3) 歯科健康診査

ア. 成人歯科健診

20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳を機に歯の健康状態のチェックを受け、歯の健康についての知識を高めてもらうため、医療機関個別方式で健診が受けられる受診券を送付した。

個人負担金	無料		
対象者	20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳		
年度	3	4	5
20歳	160	145	141
25歳	250	225	229
30歳	318	254	297
35歳	196	151	181
40歳	138	177	207
45歳	147	128	129
50歳	216	210	203
55歳	99	171	172
60歳	129	174	178
65歳	218	195	243
70歳	252	257	250
75歳	165	242	255
合計	2,288	2,329	2,485

イ. 妊産婦歯科健診

生理的変化に伴い歯周疾患が急増する妊産婦に対して、口腔疾患の予防と早期発見に努め、胎児を健全に発育させるために、医療機関個別方式で健診が受けられる受診票を母子健康手帳交付時に配布した。

個人負担金	無料		
対象者	妊婦、産婦(産後1年未満)		
年度	3	4	5
妊婦	1,313	1,206	1,114
産婦	797	721	663
合計	2,110	1,927	1,777

ウ. 幼児歯科健診

う歯の保有者率が大きく増加する時期に、むし歯予防に関する意識の啓発を図り、生活環境、口腔状態に応じた個別口腔ケア指導を実施することが有効である。医療機関個別方式で、健診が受けられる受診券について、1歳6か月児健診で幼児歯科健診受診券①、3歳児健診で受診券②③を配布した。

個人負担金	無料		
対象者	1歳6か月～2歳児…受診券①、3歳児…受診券②、4歳児…受診券③		
年度	3	4	5
受診券①	1,087	932	733
受診券②	461	467	393
受診券③	331	364	322
合計	1,879	1,763	1,448

(4) 豊田市障がい者歯科事業

障がい者の歯科疾患予防及び疾患の早期発見を図ることを目的として、施設利用者の歯科健康診査及び施設職員に対して障がい者の口腔ケアに関する予防指導を実施した。

(年度末現在)

年度等	3		4		5	
	施設数	実施者(人)	施設数	実施者(人)	施設数	実施者(人)
歯科健康診査 (通所施設)	12	249	13	247	13	293
訪問予防指導 (入・通所施設)	1	10	4	57	4	40

(5) 豊田市歯科口腔保健支援センター事業

歯科口腔保健支援センターの業務の一環として、市民の歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、歯科医療及び歯科保健関係者の資質向上を目的に研修会を行った。

日程	形態・タイトル・講師	実績
2月5日～3月5日	開催形式：オンデマンド限定配信 タイトル「フッ化物洗口と健康格差 ～なぜフッ化物が必要なのか？最新知見を知ろう～」 講師：東京医科歯科大学大学院 医歯学総合研究科健康推進歯学分野 教授 相田 潤 氏	視聴回数 第1部 205回 第2部 133回

◆ 健康づくり豊田21計画（第三次）推進事業

（1）小、中学生健康教育資料配布

生活リズム（睡眠）・喫煙防止・飲酒防止について、パンフレットを作成し、小中学校へ配布した。

内容	対象		部数
生活リズム（睡眠） 「好調な小学校生活をスタートさせるために」	令和5年度小学1年生保護者		3,721
生活リズム（睡眠） 「ねる子は育つって本当？」	小学生用	小学3年生	3,890
	中学生用	中学1年生	4,032
喫煙防止 「たばこってなあに？」	小学生用	小学6年生	3,932
	中学生用	中学2年生	4,192
飲酒防止 「アルコールってなあに？」	小学生用	小学6年生	3,932
	中学生用	中学3年生	4,142
飲酒防止 「子どもをアルコールから守りましょう」	小学6年生保護者		3,932
	中学3年生保護者		4,142

（2）ウォーキング地区支援事業

ア. ウォーキング地区支援事業

まちぐるみで行うウォーキングの促進を図るために、イベント企画の手引き「てくてく虎の巻」を作成し、ウォーキングイベントで使用する啓発物品の配布やグッズの貸し出しを行った。

主体分類	実施件数	参加者数	啓発物配布数	貸出グッズ（貸出数）						
				のぼり	机	拡声器	手旗	ビブス	歩数計	スタンプ
自治区	19	3,538	3,437	39	0	1	21	32	50	6
コミュニティ会議	9	991	902	18	1	0	20	18	0	0
ヘルサポ	1	27	17	0	0	0	0	0	0	0
高齢者クラブ	1	61	61	1	0	1	3	0	0	0
その他	1	350	290	3	0	1	0	0	0	0
合計	31	4,967	4,707	61	1	3	44	50	50	6

イ. ウォーキングコース整備事業

市民の自発的な健康づくりの動機づけと実践の支援のために、既存のウォーキングコースの整備及び啓発を行った。

(3) とよた健康マイレージ事業

ア. とよた健康マイレージ

愛知県との協働事業で、食事や運動などの健康づくり目標を、周りの人（サポーター）に応援してもらいながら、90日間取り組み、定着することを目的に実施した。

取組者数：1,945人

イ. あいち健康づくり応援カード～MyCa～（優待カード）交付

とよた健康マイレージ事業の取組達成者に、年度に1回、愛知県内の協力店で使用できる優待カードを交付した。

優待カード交付数：269枚

◆ きらきらウエルネス地域推進事業

中学校区ごとの地域特性に応じた健康づくりを地域主体で推進することにより、地域全体の健康水準の向上を目的とし、以下の事業を実施した。

(1) 健康づくり意見交換会

地域住民と共に、きらきらウエルネス地域推進事業に基づく地区の健康づくり計画の策定を目的とした意見交換会等を実施した。

年度	地域	内容	実施回数	参加人数 (延べ)	共催
元	高橋	意見交換会	2	65	コミュニティ会議
		計画策定	5	51	コミュニティ会議
	猿投	講演・意見交換会	2	133	コミュニティ会議
		計画策定	3	45	コミュニティ会議
	逢妻	意見交換会	2	64	コミュニティ会議
		計画策定	3	24	コミュニティ会議
2	小原	計画策定	4	44	計画策定委員会
	豊南	計画策定	1	3	コミュニティ会議
	益富	計画策定	2	11	コミュニティ会議
	足助	計画策定	9	146	高齢者課題等情報交換会（地域会議：足助地域会議ビジョン分科会） 足助地区子育て情報交換会
	下山	計画策定	10	115	下山地区まちづくり協議会 子育てに関する意見交換会
	旭	計画策定	8	124	持続可能なまちづくり協議会 地域会議
3	梅坪台	計画策定	12	198	地域会議：8回…13人
	井郷	計画作成の意見聴取	10	55	計画作成員会（10月、12月）
	井郷	計画策定	2	10	IPラン推進会議第1部会
4	稻武	計画策定	2	15	
5	保見	意見交換会	1	20	地域会議

地区的健康づくり計画に基づく健康づくり事業実施 (事業数／参加人数(実・延べ))

年度 地域	3			4			5		
	事業数	参加人数		事業数	参加人数		事業数	参加人数	
		実	延べ		実	延べ		実	延べ
松平	24	172	3,792	34	1,297	4,810	57	2,111	7,950
藤岡	4	68	1,140	8	165	643	12	191	618
美里	78	2,737	41,989	81	2,127	47,368	66	1,617	36,040
若園	5	165	1,365	7	556	1,724	6	204	1,139
猿投台	29	1,187	7,566	24	862	5,007	65	929	8,550
崇化館	2	51	51	13	196	1,334	18	294	2,543
竜神	8	142	1,278	12	256	1,562	12	249	2,273
上郷	11	232	2,528	10	83	740	12	296	2,821
藤岡南	3	65	65	4	147	281	4	60	271
浄水	16	412	1,0609	31	1,874	15,967	26	1,042	18,339
石野	12	204	360	15	357	1,048	21	536	1,475
高橋	37	732	7,524	45	1,719	8,652	51	1,869	10,256
猿投	5	80	713	9	174	800	8	208	608
逢妻	11	897	5,295	27	1,828	26,768	32	1,459	12,833
小原	14	161	1,815	18	200	2,123	26	657	1,640
豊南	20	317	3,700	36	947	4,618	41	1,688	13,470
益富	30	2,483	11,618	30	2,465	11,311	37	4,623	14,797
足助	14	177	1,657	15	247	2,171	20	681	1,618
下山	5	50	50	26	31	47	34	505	3,985
旭	8	87	782	22	67	181	31	277	1,765
井郷	—	—	—	60	1,980	27,589	22	72	641
梅坪台	—	—	—	—	—	—	22	811	4,508
稻武	—	—	—	—	—	—	20	270	1,720
合計	336	1,0419	103,897	527	17,578	164,744	643	20,649	149,860

(2) 地域診断検討会

各課が保有するデータから地域の健康課題を共有し、その原因や背景を明確にすることにより、科学的根拠に基づいた保健事業の推進や連携を図ることを目的に開催する。

年度	開催日	内容	出席	参加人数(延べ)
元	9月19日	(1)健康関連データ・健康課題の共有 (2)市民に伝わる健康課題ストーリーの検討、必要データの選定 (3)運用方法	6課	11
	10月30日	(1)啓発媒体(案)の検討、掲載データの確認 (2)啓発行動ポイント及び紹介事業の選定 (3)運用方法	6課	11
2	3月15日	(1)健康関連データ・健康課題の共有 (2)健康課題の啓発について協議	11課	19
3	※新型コロナウイルスの影響により、未開催		—	—
4	※新型コロナウイルスの影響により、未開催		—	—
5	つながる社会実証推進協議会を活用した健康課題抽出及び分析の実施		4回	27

(3) 健康づくり推進事業補助金

地区コミュニティ会議(健康づくり部会等)が実施する健康づくり推進事業に補助金を交付することで、コミュニティ活動の活性化と健康づくりに取り組む地域住民の増加を図ることを目的とする。

年度	地区数	地区名
元	13	逢妻、梅坪台、浄水、美里、松平、足助、稻武、上郷、末野原、前林、若園、井郷、藤岡南
2	2	浄水、前林
3	4	逢妻、浄水、松平、前林
4	9	松平、逢妻、美里、浄水、旭、前林、若園、上郷、稻武
5	8	松平、前林、浄水、旭、逢妻、稻武、若園、上郷

◆ ヘルスサポートリーダー養成事業

(1) ヘルスサポートリーダー養成講座

主に地域の健康づくりに関わるボランティアを養成するために、栄養・運動・生活習慣病予防等に関する知識や技術を習得するための講座を開催した。

年度	修了者数	1コースあたりの回数	コース数	会場
元	44	4	1	スカイホール豊田
2	一	一	一	新型コロナウイルス感染症の影響により中止
3	23	3	3	井郷交流館
4	27	2	2	高岡コミュニティセンター・井郷交流館
5	24	2	2	高岡コミュニティセンター・井郷交流館

(2) ヘルスサポートリーダースキルアップ事業

ヘルスサポートリーダーが、地域の健康づくりを推進するために必要な知識や技術を習得できるよう研修会等を行った。

ア. スキルアップ研修

日程	研修内容	講師	会場	参加人数
5月18日	元気アップ教室の基本、元気アップ体操実践	理学療法士	朝日丘交流館	75
6月22日	フレイルについて	医師	福祉センター	72
7月19日	フレイルを予防する食事について	管理栄養士	福祉センター	80
延べ参加人数				227

イ. 出前育成研修

令和5年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施

ク. ブロック研修

令和5年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施

(3) ヘルスサポートリーダーが行う健康講座

「健康づくり豊田21（第三次）」計画を推進するため、「ベジタブル＆トレーニングとよたプラス10」を推進する健康づくり講座を企画、その他地域が主催する講座、地域介護予防活動支援事業等に出向いてミニ講話等を実施した。

地区	実施回数	参加実人数	内訳（延）															
			プラス10		栄養		野菜350g		運動		健診PR		フレイル		心の健康づくり		健康チェック	
			回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
崇化館	4	146	2	62	0	0	0	0	1	20	1	43	1	41	0	0	3	126
朝日丘	18	466	2	197	1	16	3	221	6	68	1	184	0	0	0	0	12	1,012
逢妻	7	296	2	80	0	0	2	86	2	108	3	83	3	73	0	0	6	471
梅坪台	8	241	1	35	2	23	0	0	1	35	1	130	1	7	0	0	6	138
浄水	10	599	2	105	7	99	1	92	7	480	1	92	1	92	0	0	1	184
高橋	10	677	0	0	0	0	1	154	9	523	0	0	0	0	0	0	2	600
美里	12	502	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	52	0	0	12	1,467
益富	3	263	0	0	0	0	0	0	1	100	0	0	0	0	1	80	1	332
上郷	3	115	0	0	0	0	1	26	0	0	0	0	0	0	0	0	3	292
豊南	6	384	0	0	0	0	2	271	1	16	1	23	1	37	0	0	3	277
末野原	10	315	0	0	0	0	0	0	7	140	0	0	0	0	0	0	9	608
若林	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
竜神	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
若園	4	163	0	0	0	0	1	15	2	46	1	11	0	0	0	0	2	545
前林	5	324	2	235	1	135	3	294	1	59	3	264	0	0	0	0	3	634
猿投台	29	708	0	0	0	0	0	0	28	604	1	13	0	0	1	5	2	239
井郷	17	504	0	0	2	24	3	114	10	146	3	210	1	41	2	51	2	328
保見	4	282	1	91	0	0	3	282	0	0	1	91	0	0	0	0	1	182
猿投	6	186	1	18	1	66	2	26	0	0	0	0	2	96	0	0	3	118
石野	4	55	2	33	0	0	1	23	0	0	2	18	1	6	0	0	1	77
松平	7	316	0	0	1	100	2	125	3	120	1	71	0	0	0	0	2	216

地区	実施回数	参加実人数	内訳(延)															
			プラス 10		栄養		野菜 350g		運動		健診 PR		フレイル		心の健康づくり			
			回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数		
下山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
藤岡	1	119	1	40	0	0	1	60	0	0	1	40	0	0	0	1	238	
藤岡南	3	211	1	103	3	211	1	103	0	0	1	103	2	163	0	0	1	103
小原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
足助	1	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	130	
稻武	1	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	120	
旭	2	63	0	0	0	0	0	0	1	14	0	0	0	0	0	1	98	
総計	175	7,040	17	999	18	674	27	1,892	80	2,479	22	1,376	14	608	4	136	79	8,535

地域介護予防活動支援事業

元気アップ 教室	派遣	自主活動グループ支援			
		内訳			
		フレイル	健診受診	プラス 10	野菜 350
グループ数	4	89			
派遣回数	8	232	77	55	57
参加者数	90	2,566	886	580	560
					339

◆ 自殺対策計画推進事業

平成 31 年 3 月に策定した豊田市自殺対策計画に基づいて、特に未然防止に重点をおき、「一人でも多く自殺者を減らす」ことを目標に、市民等への啓発活動及び人材育成に努めた。

(1)市民、事業所への啓発

ア. 自殺予防キャンペーン

集中的な啓発事業等を通じて、市民に自殺やうつ病についての正しい知識の普及啓発を行うとともに、これらに対する偏見をなくし、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいた場合の対応方法についての理解を図った。

自殺予防週間／令和 5 年 9 月 10 日～16 日

日程	方法	実績
9 月 1 日～28 日	市役所内に特設ブースを設置し、リーフレット等を配架	配布数：265 人
9 月 4 日～29 日	豊田市中央図書館に特設ブースを設置し、リーフレット等を配架	配布数：500 人

日程	方法	実績
9月25日	「とよたみよしホームニュース」ヘゲートキーパーに関する記事を掲載	発行数：168,350部
9月30日、10月1日	とよた産業フェスタにて、こころの健康づくりのブースを設置	来場者数：1,966人

自殺対策強化月間／令和6年3月

日程	方法	実績
3月1日～29日	市庁舎に懸垂幕を掲示、市役所内に特設ブースを設置	日数：29日間
3月1日～31日	豊田市中央図書館に特設ブースを設置し、リーフレット等を配架	配布数：198人

イ. 自殺未遂者支援

「豊田市こころの健康相談窓口カード」を作成し、医療機関、警察署、消防署、社会福祉協議会等を通じて、自殺未遂者等へ配布した。

ウ. こころの健康づくり講演会

若者が抱えるこころの問題のサインに、周りの人が早期に気付き、寄り添い、支援することができるよう、正しい知識の普及と理解促進を図った。

日程	内容	実績
11月25日	若者のこころのSOSに寄り添う ～こころの回復のプロセスと支援について～ 講師 精神科医師	68人

(2) ゲートキーパー養成研修

市民や市職員等、一人ひとりがこころの健康の重要性を認識することや、自身や周囲の人のこころの不調を始めとする様々な悩みに気づき適切に対処できるよう、家庭、地域、職場等において「自殺対策を支える人」を育成するために研修を実施した。

日程	対象	実績
6月1日～6月16日	市新規採用職員	67人
9月19日～9月29日	市職員	2,021人
12月18日	市職員（市民相談対応職員向け）	56人
7月～2月	民生委員・児童委員	176人
3月3日	薬剤師	29人

◆ 受動喫煙防止対策事業

(1) 受動喫煙防止啓発事業

とよた下町おかみさん会とのクリーンアップ活動を市民との共働で実施した。

日時	場所	内容
毎月第1金曜日 午前8時～8時30分	名鉄豊田市駅	タバコの吸殻等のごみ拾い

(2) 世界禁煙デー及び禁煙週間啓発事業

世界保健機関（WHO）が定めた「世界禁煙デー」及び厚生労働省が定めた「禁煙週間」に、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を行った。

期間	内容	場所等
5月31日	トヨタ自動車（株）、とよた下町おかみさん会、愛知環状鉄道（株）との共働による啓発活動 【活動内容】 ・クリーンアップ活動 ・啓発物等（除菌ウェットティッシュ、チラシ）の配布 ・のぼりの設置	【豊田市駅周辺】 参加者数：46人 配布数：477セット 【愛環三河豊田駅】 参加者数：28人 配布数：253セット
5月31日～6月6日	ポスター掲示及び啓発物等（除菌ウェットティッシュ、チラシ）の設置	ポスター掲示：庁内掲示板及び市内事業所等（96か所） 啓発品設置数：2,500セット
5月31日～6月6日	庁内放送・啓発物展示	豊田市役所庁舎内

(3) 禁煙治療費助成事業

禁煙を希望する市民に対して、禁煙外来治療費の一部を助成した。

年度	4	5
事前届出件数	16	29
交付件数	3	6

◆ 食育推進事業

平成28年9月に策定した第3次豊田市食育推進計画に基づいて推進事業を展開した。

(1) 推進組織

豊田市食育推進会議

会議開催なし

「健康づくり豊田21計画（第四次）」の策定により、計画に係る審議を「豊田市地域保健審議会」、協議を「健康づくり豊田21計画推進委員会」にて一体的に行うため豊田市食育推進会議を廃止した。

(2) 食の学び舎開設

ア. 親子食育講座

子どもたちが自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活をおくる能力を身に付けるよう、また食べ物に対する意識を高め、よい生活習慣を身に付けるために、幼稚期から小学生とその保護者を対象に講話や調理実習を実施した。

年度	4			5			
	コース	回数	人数		回数	人数	
			子ども	大人		子ども	大人
初級	—	—	—	—	—	—	—
中級	—	—	—	—	—	—	—
行事食	—	—	—	—	—	—	—
お話	—	—	—	—	—	—	—
子育て支援センター	19	81	81	20	135	134	
その他	—	—	—	2	0	27	
合計	19	81	81	22	135	161	

イ. 栄養教育(出前講座)

自主サークル等地域で活動している人に対し、栄養、食生活に関する講話、相談を実施した。

年度	元	2	3	4	5
件数	13	—	2	4	7
人数	306	—	32	94	120

注：令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。

(3) 食育実践教材の作成

子どもたちが、望ましい食習慣を身につけ、豊かな人間性と健康な体をはぐくむことができるよう、カリキュラムに基づく食育実践教材を配布、販売した。

①「箸の持ち方・食事のマナーについて」ちらしを配布

対象：新入園児、小学校新入学児童(保護者向け)、中学校新入学生徒(本人向け)

②食育教材の貸出、活用 4回

(4) かみかみ運動推進

よく噛んで食べることの必要性について、体験ツール(かみかみセンサー、咀嚼チェックガム)を活用し啓発事業を実施している。

年度	3		4		5	
施設	施設数	参加延べ人数	施設数	参加延べ人数	施設数	参加延べ人数
小学校	—	—	—	—	—	—
中学校	—	—	—	—	—	—
高校	—	—	—	—	—	—
その他(自治区等団体)	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

(5) 食育月間・食育の日普及啓発

食育の大切さを市民にPRするため、食育月間(6月)の食育の日(毎月19日)「おうちでごはんの日」を中心啓発等を実施した。

項目	期間	内容
1 横断幕設置	6月1日～6月30日	駅前等市内3か所設置
2 懸垂幕設置	6月8日～6月30日	市役所内1か所設置
3 市役所内PR	6月19日	庁内放送にて「毎月19日はおうちでごはんの日」をPR
4 バス車内広告掲載	6月1日～6月30日	おいでんバス全路線にてポスター車内掲載
5 イベント開催	6月4日	とよた子育て総合支援センターにて啓発

(6) 「野菜の日」啓発

8月31日の「野菜の日」に合わせ、豊田市食品衛生協会との共催により「野菜を食べよう！スタンプラリー」を開催した。

参加店舗：54店舗 応募件数：518件

野菜摂取測定体験会の開催 300人

(7) 食育人材バンク

食育に関する知識や技術、経験を持つ人材を登録し、地域等からの依頼に応じて食育活動を実施した。平成30年6月に「食育応援し隊」と「人材バンク」を統合した。

食育人材バンクの募集と登録件数

食育人材バンク登録件数	21件
食育人材バンク活用状況	活動件数…2件、参加者数…44名

(8) たべまるを活用した食育事業

食育キャラクターたべまるを活用し、市内全園の年長児及びその保護者に好ましい食習慣や食の大切さを伝えるために、食育啓発媒体を作成し、配布をした。

(9) 行事食の普及

食文化への意識を高めるため、子どもと大人が一緒になって行事食に触れる機会として、次の教室を開催しているが、令和5年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。

親子行事食教室…一回

(10) 高校生への出前食育講座

市内高校生を対象に、朝食の大切さやバランスの良い食事を理解し、自分の食生活を振り返る機会として、出前講座を実施した。

実施校数 1	全校または指定学年への講話	一
	指定学年への講話・調理実習	一
	文化祭への参加（健康づくりコーナー）	1校

(11) 若者向け食育啓発事業

将来親になる若者が食の大切さを学び、望ましい食習慣を身に付けることや、調理を通して食に対する親しみを持つことを目的に講座を開催した。

市内高校オンライン食育授業…1回

総合学習授業…1校

◆ 原子爆弾被爆者援護事務

市内の原子爆弾被爆者の便宜を図るため、愛知県知事への申請の経由事務等を行った。

項目	件数
被爆者健康手帳交付申請、再交付申請	2
被爆者死亡届、葬祭料支給申請書	5
被爆者一般疾病医療機関指定申請、変更、辞退	13
被爆者医療特別手当健康状況届	—
各種手当認定申請	—
被爆者一般疾病医療費支給申請	—
被爆者一般疾病医療費一部負担金相当額支給申請	2
被爆者居住地変更届	—
被爆者介護手当支給	—
訪問介護利用被爆者助成受給資格認定申請	—
振込先口座変更届	1
交通手当金支給申請	2

11 感染症予防

◆ 感染症予防

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に基づき、感染症に対して患者の人権を尊重しつつ迅速かつ適切に対応し、感染症に関する正しい知識の普及、情報の収集、整理、分析及び提供を行った。

(1) 感染症対策

感染症法に基づいて、感染症の発生の予防及びそのまん延防止のため健康診断、消毒指導などを行った。感染症発生動向調査等により感染症に関する情報を収集し、医療機関等へ情報提供を行うことで、正しい知識の普及に努めた。

ア. 感染症発生状況

感染症法で定める全数把握感染症の届出状況は、表1から表3のとおりである。

なお、一類感染症及び二類感染症(結核を除く。)の届出はなかった。

表1 三類感染症の届出状況 (件数)

感染症名	令和4年	令和5年
腸管出血性大腸菌感染症	10(−)	14(−)

注: ()は、推定される感染地域が海外の場合の再掲

表2 四類感染症の届出状況 (件数)

感染症名	令和4年	令和5年
重症熱性血小板減少症	—	1
つつが虫病	1	2
デング熱	1(1)	—
日本紅斑熱	2	—
レジオネラ症	10	15
計	14(1)	18(−)

注: ()は、推定される感染地域が海外の場合の再掲

表3 五類感染症(全数報告)の届出状況 (件数)

感染症名	令和4年	令和5年
アメーバ赤痢	3	2
ウイルス性肝炎	1	1
カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	7	3
急性脳炎	—	3
クロイツフェルト・ヤコブ病	2	—
後天性免疫不全症候群	1	1
ジアルジア症	1	—
侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	2
侵襲性肺炎球菌感染症	4	9
水痘	2	4
梅毒	34	44
破傷風	1	—
百日咳	—	2

感染症名	令和4年	令和5年
麻しん	—	1
計	57	72

注：()は、推定される感染地域が海外の場合の再掲

イ. 集団発生状況

インフルエンザ様症状による学級閉鎖等の防疫措置（令和5年度中2023/2024シーズン）は、令和5年9月4日から実施された。令和5年度末日までの、市内での学級閉鎖等の発生は表4のとおりである。なお、令和4年度以前のシーズンの状況は、表5のとおりである。

表4 インフルエンザ様症状による防疫措置状況（延べ数） (2023/2024シーズン)

施設区分	施設数				患者数	欠席者 (再掲)
	計	休校	学年閉鎖	学級閉鎖		
保育所	—	—	—	—	—	—
幼稚園	6	—	1	5	83	79
小学校	204	—	36	168	3,073	2,651
中学校	50	—	1	49	944	904
高等学校	25	2	—	23	551	513
その他	2	—	1	1	46	42
計	287	2	39	246	4,697	4,189

注：シーズンの年度末までの状況

表5 過去のインフルエンザ様症状による防疫措置状況（延べ数）

シーズン	2018/2019	2019/2020	2020/2021	2021/2022	2022/2023
施設数	110	103	—	—	7
患者数	1,468	1,244	—	—	73
欠席者(再掲)	1,315	1,109	—	—	69

注：各シーズンの年度末までの状況

ウ. 感染症の発生動向調査及び情報提供

感染症に関する情報を医療機関(指定届出機関・指定提出機関)から収集し、基幹地方感染症情報センターで分析した結果を医療機関、教育委員会、市民等に提供した。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類定点に移行したため、第19週(5月8日～5月14日)の報告分からインフルエンザ定点の指定届出機関に、新型コロナウイルス感染症についての報告を依頼した。また、新型コロナウイルス感染症による入院患者についての報告を、第38週(9月25日～10月1日)の報告分から基幹定点の指定届出機関に依頼した。

【指定届出機関 12 医療機関】

区分	定点数
小児科定点	9
インフルエンザ／新型コロナウイルス感染症定点	9
眼科定点	2
S T D(性感染症)定点	4

区分	定点数
基幹定点	1
疑似症定点	2

【指定提出機関 1 医療機関】

区分	定点数
病原体定点	3

二. 一般市民への啓発

感染症に関する正しい知識を普及するため、出前講座を実施した。

表 6 出前講座実施状況

内容	受講者	対象者
感染症予防	3回 31人	社会福祉施設等

(2) 特定感染症予防対策

エイズを含めた性感染症の予防対策として、検査及び知識の普及啓発を実施した。

ア. エイズ等検査及び相談

新型コロナウイルスの影響で令和2年度から縮小していた検査は、令和5年7月から平常どおりに再開した。検査項目はHIVと梅毒であり、HIV検査での判定保留者は5名、うち確認検査で陽性者となったものは1名であった。

表 1 検査及び相談件数等 (令和5年度)

検査回数	検査人数及び結果（延べ）				HIV相談件数（延べ）	
	HIV		梅毒			
昼間	夜間	陰性	陽性	陰性	陽性	来所・電話
15	9	315	1	300	16	7

イ. 普及啓発事業

11月27日～12月25日の「豊田市エイズ予防啓発月間」を中心に、HIV／エイズを含めた性感染症予防のため、以下の啓発事業を実施した。

内容	協力機関	実績
レッドリボンツリー設置	国際ソロブチミスト豊田	市役所及び市内ホテル計3か所にレッドリボンをアレンジしたツリーの設置(11月27日～12月25日)
豊田スタジアムライトアップ		12月1日の世界エイズデーにあわせて赤色のライトアップを実施
啓発ステッカー・カードの作成・配布	豊田加茂薬剤師会、市内大学等	・オリジナルの啓発ステッカー・カードを作成 ・市役所内トイレ223か所にステッカーを貼付 ・協力機関にステッカーの貼付及びカードの設置を依頼
郵送検査キット送付		郵送でHIV・梅毒検査が実施できる検査キットを市内の希望者19名に送付
啓発ポスター・チラシ等の掲示	基幹バス会社、市内高校・大学等	・基幹バス57車両へのポスターを掲示 ・市内高校・大学へ啓発ポスター送付 ・二十歳のつどい対象者へ電子チラシによる啓発を実施 ・市役所及び街中のデジタルサイネージ等による啓発を実施

内容	協力機関	実績
HIV/エイズ等に関する教育	市内企業	市内企業へ性感染症を含む感染症予防の講話を実施(1回)

ウ. 肝炎ウイルス対策事業

感染症法に基づき、陽性者を早期発見し、早期治療に結びつけるため、市内在住で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがなく、肝炎に対する感染不安のある方に対し、市内の協力医療機関において、B型・C型肝炎ウイルス検査を実施している。

表2 肝炎ウイルス検査実施状況

年度	元	2	3	4	5
受検者数	268	260	218	169	168
B型陽性者数 1)	2	3	2	2	1
C型陽性者数 2)	3	4	2	3	2
協力医療機関数	104	102	101	102	105

注 1) B型肝炎ウイルス検査において「陽性」と判定された人

2) C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された人

エ. 肝炎ウイルスフォローアップ事業

B型肝炎ウイルス検査において「陽性」と判定された人及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された人について、重症化の抑制を図るために、肝疾患専門医療機関への受診勧奨をし、適切な検査や治療等に繋げることを目的に、豊田市肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業を実施している。

表3 フォローアップ事業対象者数

同意年度	元	2	3	4	5
B型	18	14	19	22	14
C型	12	8	15	8	9
B型+C型	—	—	—	—	—
計	30	22	34	30	23

(3) 新型コロナウイルス感染症

令和5年5月7日から感染症法上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症（2類相当）から5類に移行し、保健所による患者の全数把握、外出自粛要請、医療費の公費負担、医療機関における行政検査等は終了した。5類移行後は移行措置として相談センターでの相談対応等を継続したが、令和6年3月31日で終了となった。

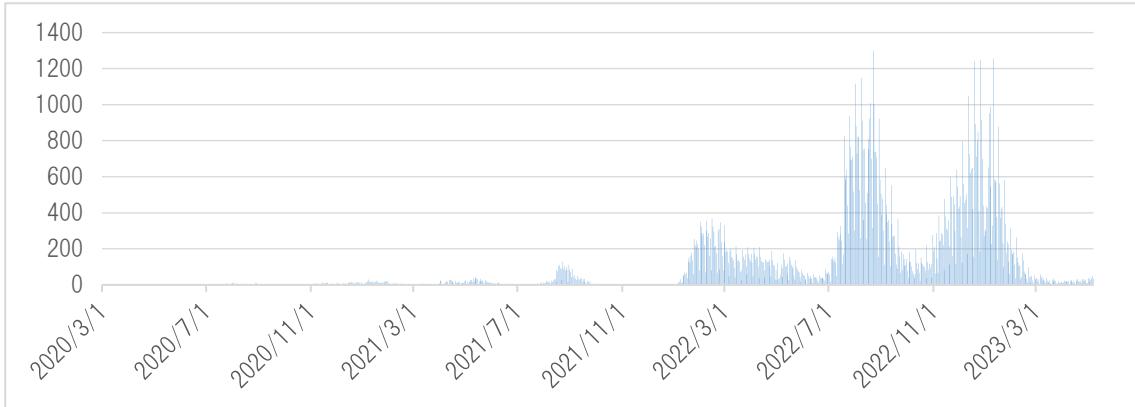
ア.発生状況

表1 新型コロナウイルス感染症感染者数※

年度	5
感染者数	808
死者数	1

※5類移行前（令和5年4月1日～5月7日）の発生数を計上

(人)



イ. 検査実施件数(行政検査)

当初は、行政検査を帰国者・接触者外来で実施していたが、令和2年10月26日からは診療・検査医療機関等で実施した。5類移行後は、医療機関における行政検査は終了した。

表2 行政検査件数

年度	5
件数(延)	39,010

※令和5年度請求分(事務手数料除く)

ウ. 相談件数(ワクチンコールセンター除く)

令和4年9月26日以降はコールセンター(一般相談)、受診・相談センター、自宅療養者専用窓口を「新型コロナ相談センター」に一元化した。5類移行後も「新型コロナ相談センター」での相談対応は継続していたが、令和6年3月31日で運用を終了した。

表3 相談件数

年度	5
件数(実)	3,754

エ. 集団発生(クラスター)対応件数

施設内で10人以上の感染者が発生した集団発生(クラスター)施設に対し、感染対策の助言・指導を行った。また、愛知県に「医療体制緊急確保チーム(DMAT)」派遣を依頼し、施設の感染対策の強化に努めた。令和4年9月26日以降は、集団発生の対象施設を医療機関と高齢者施設に限定した。

表4 集団発生¹⁾(クラスター)件数(令和元年3月12日～令和5年5月7日)

年度	元	2	3	4	5
件数(延)	—	5	41	109	3
DMAT派遣数	—	3	2	19	0

注 1)医療機関、高齢者施設、福祉施設、保育施設・教育機関、飲食店、事業所、民間施設にて発生した集団発生を計上

才. 療養者への支援事業

新型コロナウイルス感染症による療養者等に対して、配食サービスの提供、パルスオキシメーター（以下「POM」という。）の貸出、補助金の交付による医療提供の推進、療養証明書の発行などの事業を実施した。

表5 療養者への支援事業の件数

年度	2	3	4	5
配食サービス（食数）	1,283	49,488	118,019	357
POMの貸出（件数）	38	5,554	9,743	81
医療提供（件数）	—	12,608	87,944	763
療養証明書（発行数）	313	6,013	18,086	326

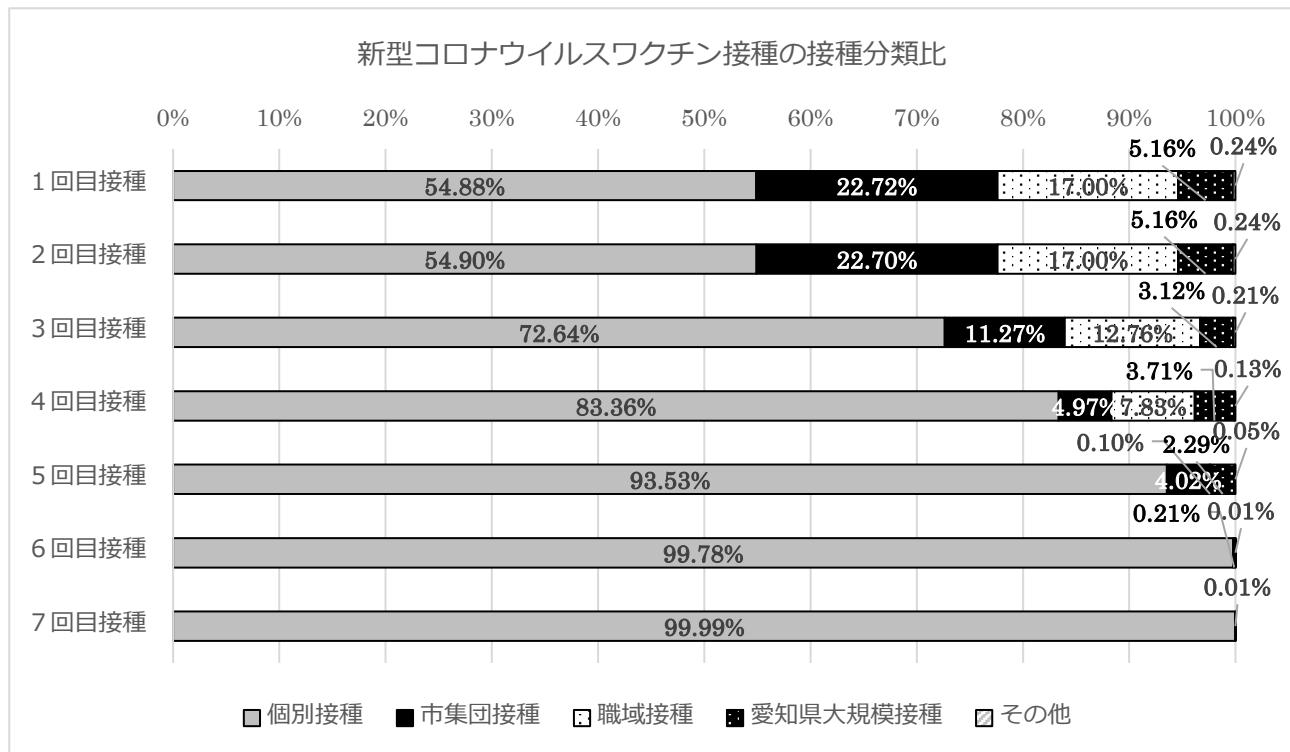
才. 新型コロナウイルスワクチン接種事業

新型コロナウイルス感染症の発症及び重症化を予防するため、令和3年4月から新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種を開始し、8割以上の市民が1・2回目の接種を完了した。さらに、令和3年12月から追加接種が開始され、令和6年3月に当該ワクチンの特例臨時接種を終了した。

表7 新型コロナウイルスワクチン接種の接種回数及び接種率（令和6年4月1日時点）

接種の種類	接種回数（接種率）					
	0歳～4歳	5歳～11歳	12～64歳	65歳以上	年齢不明	全体
1回目接種	252回 (1.7%)	2,872回 (10.9%)	230,579回 (84.0%)	97,239回 (95.3%)	9,316回 (…)	340,258回 (81.5%)
2回目接種	242回 (1.7%)	2,760回 (10.4%)	229,732回 (83.7%)	97,091回 (95.1%)	9,102回 (…)	338,927回 (81.2%)
3回目接種	172回 (1.2%)	1,205回 (4.6%)	175,665回 (64.0%)	93,955回 (92.0%)	6,310回 (…)	277,307回 (66.4%)
4回目接種	29回 (0.2%)	449回 (1.7%)	82,964回 (30.2%)	84,945回 (83.2%)	4,067回 (…)	172,454回 (41.3%)
5回目接種	・	160回 (0.6%)	29,032回 (10.6%)	71,061回 (69.6%)	2,280回 (…)	102,533回 (24.6%)
6回目接種	・	0 (0%)	7,419回 (2.7%)	54,916回 (53.8%)	961回 (…)	63,296回 (15.2%)
7回目接種	・	0 (0%)	1,929回 (0.7%)	37,509回 (36.7%)	306回 (…)	39,744回 (9.5%)

表8 新型コロナワクチンの接種分類比（令和6年4月1日時点）



◆ 肝炎患者等医療給付事業

B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに起因する肝炎患者又は肝がん・重度肝硬変患者の治療にかかる医療費助成として、愛知県への進達事務等を行っている。

(1) B型・C型肝炎患者医療給付事業

インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療等にかかる医療費助成として、申請受付や愛知県への進達事務、受給者証の発送等を行った。

(各年度末現在)

年度	申請数				
	元	2	3	4	5
B型肝炎(新規)	25	8	21	26	18
B型肝炎(更新)	156	70	147	154	167
C型肝炎(新規)	61	28	28	35	30

注：新型コロナウイルス感染症の特例措置により、令和2年3月1日～令和3年2月28日に有効期間が満了する者は有効期間が1年間延長したため、一時的に申請件数が減少

(2) 肝がん・重度肝硬変患者医療給付事業

肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療にかかる医療費助成として、申請受付や愛知県への進達事務、参加者証の発送等を行った。

(各年度末現在)

年度	申請数	
	4	5
肝がん(新規)	1	1
肝がん(更新)	—	1

◆ 結核予防

感染症法に基づき、定期及び接触者の健康診断を実施し、結核患者の早期発見に努めている。また、発見した患者の服薬支援を行うとともに接触者の健康診断の徹底を図ることで二次感染予防に努めている。

(1) 健康診断実施状況

ア. 定期健康診断

感染症法第53条の2の規定に基づき、学校、事業所、市町村長等が定期の健康診断を行った(表1)。また、定期健康診断の確実な実施を図るため、学校長及び施設の長が行う定期の健康診断に要する費用(胸部エックス線撮影の経費)について同法第60条により補助を行った。令和5年度の補助対象数は13法人(28施設)、うち、学校が4法人(5施設)である。

表1 定期健康診断実施状況

(令和5年度)

	対象人数	受診者(A)	受診率	間接撮影者数	直接撮影者数	発見者数			
						結核患者 4)		予防内服 5)	
						数(B)	率(%)	数(C)	率(%)
総数	123,350	53,921	43.7	619	53,302	—	—	—	—
事業所従事者 1)	13,057	12,453	95.4	282	12,171	—	—	—	—
学生・生徒 2)	7,394	7,330	99.1	301	7,029	—	—	—	—
施設入所者	1,827	1,744	95.5	36	1,708	—	—	—	—
その他 3)	101,072	32,394	32.1	—	32,394	—	—	—	—

注 1)事業所従事者は、医療機関・学校・介護老人保健施設・社会福祉施設の従業員

2)学生・生徒は高校・大学等の入学時のもの

3)その他は65歳以上の者(肺がん検診・胸部エックス線検査受診者数)

4)「結核患者」欄の率は、(B)/(A)

5)「予防内服」欄の率は、(C)/(A)

イ. 接触者健康診断

患者家族等に対しては、同法第17条の規定に基づいて接触者の健康診断を行った(表2)。

表2 接触者健康診断受診状況

(令和5年度)

	対象人数(人)	受診者(人)(A)3)	受診率(%)	発見者数			
				結核患者 1)		潜在性結核感染症 2)	
				数(人)(B)	率(%)	数(人)(C)	率(%)
総数	104	101	97.0	2	2.1	4	4.2
患者家族	66	64	96.8	—	—	3	5.0
接触者	38	37	97.3	2	5.6	1	2.8

注 1)「結核患者」欄の率は、(B)/(A)

2)「潜在性結核感染症」欄の率は、(C)/(A)

3)2回以上受診が必要だが、その2回以上の受診を完結しなかった場合は、受診者として
計上しない。

表3 接触者健康診断検査項目別実施状況

(令和5年度)

	検査項目				
	ツベルクリン 反応検査	IGRA 検査	胸部エックス 線検査	CT	喀痰検査等
総数(件)	5	97	43	3	—
患者家族(件)	5	61	27	—	—
接触者(件)	—	36	16	3	—

(2) 結核患者管理

ア. 結核患者発生状況

結核患者の発生状況は、表4及び図1のとおりである。なお、潜在性結核感染症は9名である。

結核患者及び潜在性結核感染症の医療費には公費負担が適応され、入院患者(同法37条)、通院患者(同法37条の2)の別に、表5のとおり支出している。

表4 結核発生状況

年	豊田市								愛知県		全国	
	人口	新登録 患者数	うち 外国人	罹患率	塗抹陽性 罹患率	死亡数	死亡率	全登録者	罹患率	塗抹陽性 罹患率	罹患率	塗抹陽性 罹患率
元	426,142	34	10	8.0	1.4	1	0.2	100	11.5	3.4	11.5	4.1
2	423,084	40	15	9.5	4.5	1	0.2	86	10.5	3.2	10.1	3.7
3	420,022	28	8	6.7	1.7	2	0.5	67	10.5	3.2	9.2	3.3
4	418,009	36	7	8.6	1.9	1	0.2	64	8.5	2.7	8.2	3.0
5	416,880	28	7	6.7	1.4	2	0.5	71	—	—	—	—

注 1) 人口は毎年10月1日現在の推計人口である

2) 新登録患者数は潜在性結核感染症を除く数である

3) 「罹患率」及び「死亡率」は、各実数を人口10万対で除して算出した

4) 「死亡数」は、死因が結核死であった者を計上した

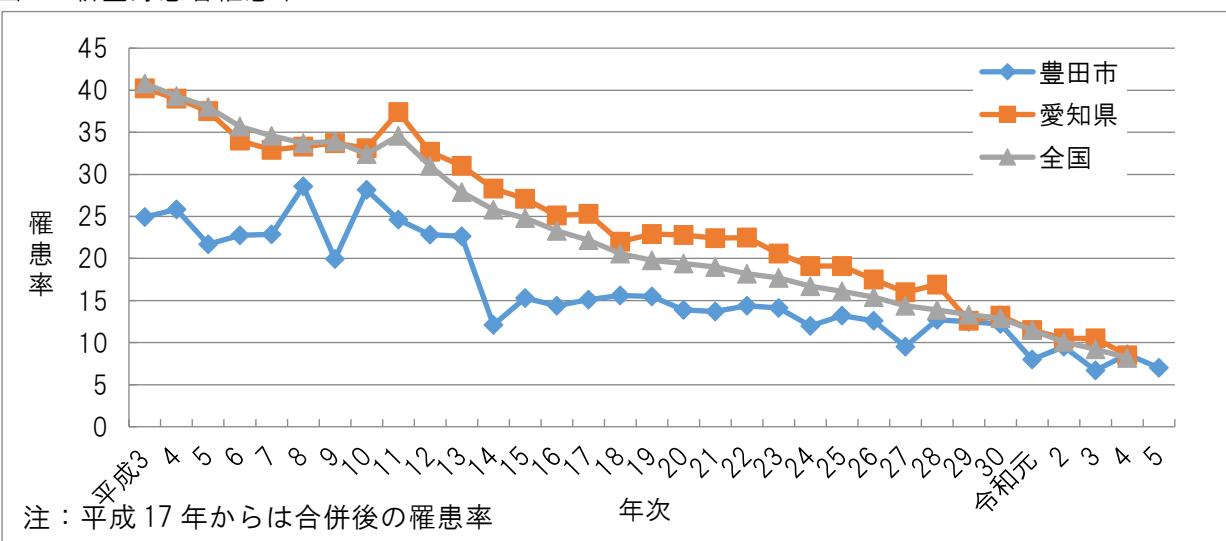
5) 愛知県は名古屋市を除く

表5 結核医療費(公費分)の内容

(令和5年度)

	支払基金		国保		後期高齢		合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
入院患者	4	2,335,004	—	—	28	2,133,264	32	4,468,268
通院患者	110	310,471	45	108,616	123	184,849	278	603,936

図1 新登録患者罹患率



イ. 登録者の病状把握と精密検査

感染症法第53条の13の規定に基づき、結核治療終了後の経過観察者及び治療中断者等の登録者に対して、その再発防止を目的に胸部エックス線直接撮影等の精密検査を実施している。

表6 精密検査実施状況

(令和5年)

実施方法	精密検査		定期病状調査 3)	定期健康診断 4)	合計
	保健所健診 1)	医療機関 2)			
件数	9	70	17	6	102

注 1)保健所健診：豊田地域医療センターで実施

2)医療機関：通院先の医療機関で実施

3)定期病状調査：医療機関等に対して患者の病状の照会を行い、精密検査の結果を確認

4)定期健康診断：職場健診や特定健康診断等の健診結果を確認

ウ. 訪問指導等

患者が結核の治療に対して積極的に向かうことができるよう、保健師による家庭訪問や面接で相談、助言等の支援を行った。また、家族等に対しては感染・発病から守るために疫学調査を行うと同時に、正しい情報を提供し、不安の軽減を図った。

表7 保健指導の内容・方法別実施状況

(令和5年)

	家庭訪問	所内面接	電話相談	地域DOTS		
				薬局	施設	訪問等
患者実人数	55	20	—	3	5	—
延べ数	249	44	243	7	13	—

注 患者の確実な服薬を支援するために、薬局や施設等の地域支援者の協力のもと、治療完遂に向けて服薬支援を実施。地域支援者の報告書から、服薬・受診状況を把握し、患者・家族への助言を行った。

DOTSとは、Directly Observed Treatment Short Course(直接服薬確認療法)のこと で、支援者が服薬を見守り治療を支援する方法

(3) コッホ現象

コッホ現象とは結核の感染を受けている人にBCG接種を行った場合に、接種部位を中心に起こる反応である。コッホ現象は結核の感染を疑い、医療機関からの届出に基づき、コッホ現象対応マニュアルに沿って精密検査を実施するが、令和5年度実績は2件であった。

◆ 定期の予防接種

予防接種法に基づき、集団予防を目的としたA類疾病(ジフテリア、百日咳、急性灰白髄炎、麻疹、風疹、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症)と、主に個人予防を目的としたB類疾病(高齢者のインフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症)の予防接種を実施した。

また、令和7年3月31日までの6年間に限り、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性を風疹の定期接種(風疹第5期)の対象者とし、抗体検査・予防接種を実施することとなった。

(1) A類疾病

ア. 予防接種率の推移

表1 予防接種率の推移（定期予防接種のみ） (単位: %)

年度	3	4	5
急性灰白髄炎(不活化ワクチン)
3種混合(第1期初回)
3種混合(第1期追加)
4種混合(第1期初回)	97.4	104.7	115.7
4種混合(第1期追加)	106.2	95.3	115.1
2種混合(第2期)	82.6	79.8	83.8

注：ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオのワクチンを合わせて「4種混合」、ジフテリア・百日せき・破傷風のワクチンを合わせて「3種混合」、ジフテリア・破傷風のワクチンを合わせて「2種混合」とする

：急性灰白髄炎及び3種混合については、4種混合への移行により対象者数の把握が困難なため計上しない

年度	3	4	5
麻しん風しん混合	第1期	96.9	99.6
	第2期	94.0	93.7

注：麻しん・風しんのワクチンを合わせて「麻しん風しん混合」とする

年度	3	4	5
日本脳炎(第1期初回)	83.9	104.8	101.1
日本脳炎(第1期追加)	42.4	137.9	101.2
日本脳炎(第2期)	20.4	133.3	103.4
BCG	95.2	104.7	99.5
子宮頸がん予防	28.0	8.8	8.5
水痘	99.9	94.2	97.9
B型肝炎	95.8	106.3	98.6

注：日本脳炎予防接種、子宮頸がん予防ワクチンの被接種者数に特例は含まない

：ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、算定方法が異なるため計上しない

：ロタウイルスワクチンについては、2種類のワクチンがありそれぞれの接種回数が異なることから、分母となる接種対象者数を算出できないため計上しない

：接種率の算定において、分母となる接種対象人数を「当該年度の対象者数」としているため、統計上、被接種者数がこれを上回り100%を超過する場合がありうる

$$\text{接種率} = \frac{\text{当該年度の被接種者数}}{\text{当該年度の対象者数}} \times 100$$

○日本脳炎：厚生労働省の勧告により平成17年5月30日から日本脳炎予防接種の積極的勧奨の差し控えが行われたが、平成22年4月から3歳児に対して積極的勧奨を再開した。また、平成22年12月から、9歳から13歳未満の者において第1期(3回)が完了していない場合は、救済措置として未接種回数分を接種可能とした。(1期特例)。平成23年5月から1期特例の対象を生後7歳6か月以降20歳未満に変更するとともに、第2期が完了していない者で、13歳以上20歳未満の者に対しても救済措置として

接種可能とした(2期特例)(いずれも平成7年6月生まれ以降の者に限る)。なお、平成25年4月からは、1期特例、2期特例ともに対象が、平成7年4月2日生まれ以降の20歳未満の者に変更になった。

平成25年度に限り、行政措置として平成5年度、6年度生まれの者に対しても接種機会の確保に努めた(2期特例のみ)。

令和3年度については、全国的なワクチンの供給不足により、国において優先接種対象者(令和3年度中に3歳になる第1期初回接種対象者等)が設定された。

○子宮頸がん予防ワクチン：厚生労働省の勧告により平成25年6月から子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨の差し控えが行われたが、令和3年11月26日から積極的勧奨を再開した。また、公平な接種機会を確保する観点から、勧奨の差し控えにより接種機会を逃した平成9年度～平成17年度生まれの女性に対して令和4年4月1日～令和7年3月31日までの間、接種可能とする救済措置(キャッチアップ接種)が設定された。

イ. 令和5年度予防接種実施状況

表2 急性灰白髄炎(ポリオ)

		対象者数	被接種者数	接種率(%)
初回	1回目	...	—	...
	2回目	...	—	...
	3回目	...	—	...
	追加	...	5	...
計		...	5	...

表3 3種混合(ジフテリア、破傷風、百日咳)

			対象者数	被接種者数	接種率(%)
第1期	初回	1回目	...	—	...
		2回目	...	—	...
		3回目	...	—	...
	追加		...	—	...
計			...	—	...

表4 4種混合(ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ)

			対象者数	被接種者数	接種率(%)
第1期	初回	1回目	2,449	2,812	114.8
		2回目	2,453	2,844	115.9
		3回目	2,450	2,873	117.3
	追加		2,439	2,807	115.1
計			9,791	11,336	115.8

表5 2種混合(ジフテリア、破傷風)

		対象者数	被接種者数	接種率(%)
第1期		...	—	...
第2期		3,840	3,217	83.8

注：(別掲)予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児) 第2期1人

表6 麻しん風しん混合

	対象者数	被接種者数	接種率(%)
第1期	2,843	2,686	94.5
第2期	3,527	3,252	92.2
計	6,370	5,938	93.2

注：(別掲)予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児) 第1期1人

表7 日本脳炎

		対象者数	被接種者数	接種率(%)
第1期	初回	1回目	2,885	2,936
		2回目	2,889	2,903
		追加接種	2,883	3,143
第2期		3,771	3,898	103.4
1期特例	初回	1回目	...	23
		2回目	...	23
		追加接種	...	0
2期特例		...	161	...
計		...	13,087	...

注：(別掲)予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児) 第2期1人

表8 BCG

対象者数	被接種者数	接種率(%)
2,637	2,623	99.5

注：(別掲)予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児) 1人

表9 子宮頸がん予防ワクチン

	対象者数	被接種者数	接種率(%)
1回目	8,132	950	11.7
2回目	8,132	391	4.8
3回目	8,132	741	9.1
特例	1回目	...	1,085
	2回目	...	978
	3回目	...	950
計	...	5,095	...

表10 ヒブワクチン

	対象者数	被接種者数
1回目	3,770	3,305
2回目	3,696	3,365
3回目	4,039	3,336
4回目	3,905	2,718
計	15,410	12,724

表11 小児用肺炎球菌ワクチン

	対象者数	被接種者数
1回目	3,083	2,597
2回目	3,028	2,609
3回目	3,287	2,582
4回目	6,037	2,671
計	15,435	10,459

表12 水痘

	対象者数	被接種者数	接種率 (%)
1回目	2,787	2,706	97.1
2回目	2,763	2,727	98.7
計	5,550	5,433	97.9

注：(別掲) 予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児) 2回目1人

表13 B型肝炎

	対象者数	被接種者数	接種率 (%)
1回目	2,625	2,588	98.6
2回目	2,631	2,597	98.7
3回目	2,630	2,590	98.5
計	7,886	7,775	98.6

注：(別掲) 予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児) 3回目2人

表14 口タウイルスワクチン

		対象者数	被接種者数
ロタリックス	1回目	...	1,610
	2回目	...	1,617
ロタテック	1回目	...	944
	2回目	...	940
	3回目	...	945
計		...	6,056

表15 風しん第5期

対象者数	抗体検査件数	予防接種件数
39,944	857	220

注：接種期間 令和5年2月1日～令和6年1月31日

(2) B類疾病

65歳以上の者、60歳以上65歳未満の者で心臓、腎臓又は呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいを有するものに対して、インフルエンザ予防接種を実施した。また、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる者、60歳以上65歳未満の者で心臓、腎臓又は呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいを有する者に対して、高齢者用肺炎球菌ワクチン接種を実施した。

表16 インフルエンザ

対象者数		被接種者数	接種率(%)
65歳以上	102,917	66,967	65.1
65歳未満	171	103	60.2
計	103,088	67,070	65.1

注：接種期間 令和5年10月1日～令和6年1月31日

表17 高齢者用肺炎球菌

対象者数		被接種者数	接種率(%)
65歳以上	13,388	3,554	26.5
65歳未満	95	14	14.7
計	13,483	3,568	26.5

◆ 任意の予防接種

感染症の予防及びまん延を防止するために、ワクチンで防げる疾患に対し、任意予防接種の費用の一部助成を実施している。また、平成31年4月から医療行為により免疫を失った子の再接種費用の助成を実施している。令和4年4月から子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨の差し控えにより定期接種を逃した方で、すでに自費で接種を受けた方に対して接種費用の償還払いを実施している。

令和5年4月からおたふくかぜの助成回数を2回に拡大し、帯状疱疹ワクチンの助成を新たに実施した。さらに中学3年生、高校3年生等に対してインフルエンザ予防接種費用の助成を実施した。

(1) 豊田市風しん対策事業

表1

抗体検査	
対象者	以下の1から3のいずれかに該当する者 ^{注1)}
	1 妊娠を希望する女性
	2 妊娠を希望する女性の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）などの同居者（生活空間を同一にする頻度が高い者）、又は、風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者
	3 30歳以上50歳未満の男性
助成金額	6,750円（自己負担なし）
助成回数	1回
検査人数	849人

注 1) いずれも、過去に風しん抗体検査を受けたことがある者、明らかに風しんの予防接種歴がある者、検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある者若しくは定期予防接種対象者（昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性）は除く

ワクチン接種		
対象者	上記抗体検査を受け、抗体価が低いと確認できた者	
ワクチンの種類	A 麻しん風しん混合ワクチン	B 風しんワクチン
助成金額	A 5,000円	B 3,000円
助成回数	1回	
被接種者数	麻しん風しん混合 452人	風しん 37人

(2) 豊田市麻しん対策事業

表 2

抗体検査	
対象者	以下の 1 及び 2 に該当する者 1 1 歳以上の者 2 予防接種法に基づく定期予防接種対象者、麻しん既往歴がある者及び既に麻しんの予防接種（定期任意問わず）を 2 回接種したものを除く
助成金額	2,650 円（診療報酬に準ずる検査実施料・判断料を含む）
助成回数	1 回
検査人数	879 人

ワクチン接種	
対象者	原則、上記抗体検査を受け、医師により予防接種が必要と判断された者
ワクチンの種類	A 麻しん風しん混合ワクチン B 麻しんワクチン
助成金額	A 5,000 円 B 3,000 円
助成回数	1 回
被接種者数	麻しん風しん混合 159 人 麻しん 4 人

(3) 豊田市任意予防接種費用助成事業

表 3

	対象者	助成金額	助成回数	被接種者数
おたふくかぜ	1 歳以上小学校就学前 (平成 29 年 4 月 2 日生以降の子)	2,000 円	2 回	4,625
帯状疱疹	50 歳以上の者	水痘ワクチン 4,000 円/回 (1 回まで)		1,193
		帯状疱疹ワクチン 10,000 円/回 (2 回まで)		9,571

(4) 豊田市特別の理由による任意予防接種費用助成事業

表 4

助成人数	6
------	---

(5) 子宮頸がん予防ワクチン自費接種者への償還払い

表 5

助成人数	19
------	----

(6) インフルエンザ予防接種費補助金

表 6

助成人数	1,410
------	-------

◆ 環境衛生

衛生の確保が必要な施設について、営業の許可、変更、廃止等の届出を受理するとともに、立入検査を行い、構造設備に関して必要な措置を命ずるなど各施設の衛生保持等について監視指導を行っている。

また、健康被害を未然に防止するため、家庭用品の化学物質の検査を実施している。

(1) 環境衛生関係営業施設の衛生

環境衛生関係営業施設については、旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法に基づき、各施設の衛生保持や自主管理状況等について監視指導を行った。

表1 営業施設及び監視状況

(令和5年度末現在)

	総数	旅館	公衆浴場	興行場	理容所	美容所	クリーニング所 (取次所含む)
施設数	1243	90	54	9	301	618	171
監視延べ件数	246	27	19	2	70	121	7

(2) 特定建築物の衛生

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、店舗、事務所等で多数の者が利用し、その維持管理について衛生の確保が特に必要な施設について、監視指導を行った。

表2 特定建築物施設及び監視状況

(令和5年度末現在)

	総数	興行場	店舗	事務所	学校	旅館	その他の特定建築
施設数	159	2	36	89	4	12	16
監視延べ件数	31	—	6	14	—	5	6

(3) 墓地・火葬場・納骨堂

墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、火葬場及び納骨堂の経営許可等にあたって、公衆衛生、その他公共の福祉の見地から管理運営が支障なく行われるよう指導を行った。

表3 墓地、火葬場及び納骨堂の状況

(令和5年度末現在)

	墓地	火葬場	納骨堂
施設数	3633	1	19

(4) 古瀬間聖苑利用実績

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、死体、体の一部等の火葬を行った。

表4 古瀬間聖苑火葬件数 1)

年度	元	2	3	4	5
合計	3,694	3,790	4,026	4,434	4,504
豊田市	大人	3,043	3,157	3,333	3,702
	子ども	6	6	10	3
	その他 3)	89	87	78	81
みよし市	大人	349	364	402	398
	子ども	—	—	—	1
	その他 3)	12	3	9	4
圏域外 2)	大人	168	150	188	237
	子ども	1	—	2	3
	その他 3)	26	6	4	5

資料：福祉部 総務監査課

- 注 1)火葬件数は、大人及び子どもの場合は死亡者、その他の場合は利用者の住所に基づき集計
2)圏域外とは、豊田市及びみよし市以外の市町村をいう
3)その他とは、身体の一部、死産児、胞衣、産汚物等をいう

(5) 水道施設

水道法に基づく専用水道及び簡易専用水道に対し、衛生的で安全な飲用水が供給されるよう、適正な維持管理について指導した。

表5 水道施設の現状及び監視指導状況 (令和5年度末現在)

	総数	専用水道	簡易専用水道
施設数	642	19	623
監視延べ件数	15	—	15

(6) プールの衛生

愛知県プール条例に基づいて、プールにおける公衆衛生を保持するため、その設置及び維持管理の適正を図るよう、監視指導を行った。

表6 プール設置状況及び監視状況 (令和5年度末現在)

	総数	学校	営業用	その他
施設数	129(19)	108(1)	19(16)	2(1)
監視延べ件数	59	47	10	2

注：()内は、通年プール施設数の再掲

(7) 温泉

温泉利用の適正を図るため、温泉法に基づき温泉を利用している施設(公衆浴場、旅館業等)の指導を行った。

表7 温泉の状況 (令和5年度末現在)

温泉利用施設数	22
監視延べ件数	8

(8) 家庭用品

上着、下着等の繊維製品、洗浄剤などの家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防止し、安全性の確保を図るため、家庭用品の試買試験検査を実施した。

表8 検査の状況 (令和5年度)

検査数	20
基準違反件数	—

◆ 住環境衛生

住宅構造の気密化や生活様式の変化に伴う、刺咬被害・アレルギーの原因であるダニ等の発生やホルムアルデヒド等各種化学物質による室内環境汚染についての相談を受けている。

衛生害虫の駆除については、発生源への対策や殺虫剤の使用方法等について住民への啓発を行っている。

住環境衛生に対する相談：314件

12 地域医療

◆ 医務

「医療法」に基づく病院、診療所などの開設等の許可申請や届出の受理を行う医療関係施設開設許可等の業務、及び「医師法」「歯科医師法」等に基づく市内在住の有資格者の各種免許申請を受け付ける免許申請受付業務を行っている。また、「医療法」に基づき医療監視員が病院、診療所などへの立入検査を実施し、関連法令を遵守しているか、かつ適正な管理を行っているかの検査を行っている。

(1) 施設数

ア. 病院及び病床数

(令和5年10月1日現在)

	病院数 (人口万対比)	病床数 (人口万対比)	病床種別内訳(人口万対比)				
			精神	感染症	結核	療養	一般
豊田市	18 (0.4)	3,221 (77.4)	729 (17.5)	6 (0.1)	— (—)	411 (9.9)	2,075 (49.9)
西三河北部医療圏	20 (0.4)	3,516 (73.5)	729 (15.2)	6 (0.1)	— (—)	585 (12.2)	2,196 (45.9)
愛知県	316 (0.4)	65,364 (87.4)	12,224 (16.3)	66 (0.1)	111 (0.1)	13,085 (17.5)	39,878 (53.3)
全国	8,125 (0.7)	1,484,849 (119.4)	319,673 (25.7)	1,913 (0.2)	3,808 (0.3)	275,036 (22.1)	884,419 (71.1)

注：愛知県の医療計画上、豊田市は西三河北部医療圏に属し、他にみよし市が同医療圏に属している

：「全国」は医療施設調査の数値 (資料：病院名簿)

イ. 一般診療所、歯科診療所及び助産所数

(令和5年10月1日現在)

総数	一般診療所(人口万対比)					歯科 診療所 (人口万対比)	助産 所		
	有床診療所				無床 診療所				
	施設数	病床数	療養病床(再掲)						
豊田市	243 (5.8)	9 (0.2)	97 (2.3)	— (—)	— (—)	234 (5.6)	143 (3.4) (0.4)		
西三河北部医療圏	289 (6.0)	12 (0.3)	143 (3.0)	— (—)	— (—)	277 (5.8)	170 (3.6) (0.4)		
愛知県	5,753 (7.7)	265 (0.4)	3,346 (4.5)	16 (0.1)	163 (0.2)	5,488 (7.3)	3,722 (5.0) (0.3)		
全国	105,408 (8.5)	5,694 (0.5)	76,574 (6.2)	516 (0.1)	5,021 (0.5)	99,714 (7.9)	67,182 (5.4)		

注：「全国」は医療施設調査の数値である (資料：病院名簿)

ウ. 施術所及び歯科技工所数

(令和5年12月31日現在)

総数 (出張)	施術所					歯科技工所数	
	あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう(出張)				柔道整復		
	あん摩のみ	はり、きゅうのみ	あん摩、はり、きゅう	その他			
豊田市	209 (57)	15 (7)	39 (25)	56 (25)	3 (—)	96 57	
愛知県	6,160	500	1,123	2,147	47	2,331 1,239	

注：()内は別掲

(2) 立入検査

医療監視員による立入検査等実施状況

区分	対象施設数	立入検査	職種別医療監視員数					実施時期
			医師	薬剤師	保健師	その他専門職	事務職	
病院	18	18	1	3	24	3	2	10月～1月
一般診療所	242	52	—	2	—	1	2	6月～3月
歯科診療所	143	31	—	2	—	1	2	6月～7月
助産所	8	3	—	—	—	1	2	6月～3月

注：対象施設数は3月31日現在

その他の施設の立入検査実施状況

区分	対象施設数	立入検査	実施時期
施術所	266	27	5月～3月
歯科技工所	60	5	6月～7月

注：対象施設数は立入検査実施決定時の数値

立入検査は、病院、診療所、施術所及び歯科技工所に立ち入り、医療法等に定められた人員、構造設備等を有し、適正な管理がなされているか否かについて検査を行うものである。

病院の立入検査においては、国の定める検査表に加え、愛知県と共同で作成したチェックリストを基に、専門的見地から医療事故及び院内感染等に関する項目を確認する検査を行った。不適正事項については、口頭または文書により指導を行い、医療機関等の適正な運営が確保されるよう努めた。

(3) 許可、届出の状況

区分	開設許可	変更許可	使用許可	開設届	変更届	廃止届	休止届・再開届	計
病院	—	44	21	—	6	—	—	71
一般診療所	3	11	—	10	53	7	—	84
歯科診療所	4	2	—	5	24	8	1	44
助産所	—	—	—	2	5	2	—	9
施術所	・	・	・	14	26	14	—	54
歯科技工所	・	・	・	—	2	3	—	5
計	7	57	21	31	116	34	1	267

(4) 医療従事者

ア. 医療従事者数

(各年度12月31日現在)

	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科技工士	歯科衛生士
26	667	248	619	180	115	2,966	800	94	242
28	697	253	655	216	117	3,067	823	93	303
30	749	263	692	223	124	3,229	745	81	328
2	587	255	681	220	114	2,829	719	76	364
4	807	261	730	228	131	3,707	620	78	375

注：集計は従業地

：医師、歯科医師及び薬剤師数は有資格者数、その他は業務従事者数（いずれも届出数計）

資料：愛知県衛生年報

イ. 医療関係者免許申請等経由件数

市内の医療関係者の便宜を図るために、免許申請等の県への経由事務を行っている。

免許種別		免許 (新規登録)	書換 (籍訂正)	再交付	抹消	返納	計
厚生労働大臣免許	医師	15	6	1	—	—	22
	歯科医師	6	—	1	—	—	7
	薬剤師	22	22	—	—	—	44
	保健師	16	22	1	—	—	39
	助産師	10	6	—	1	—	17
	看護師	156	101	9	1	—	267
	診療放射線技師	11	3	1	—	—	15
	臨床検査技師	8	8	2	—	—	18
	衛生検査技師	·	—	—	—	—	—
	理学療法士	35	9	2	—	—	46
	作業療法士	8	6	—	—	—	14
	視能訓練士	3	2	—	—	—	5
	管理栄養士	16	18	3	—	—	37
小計		306	203	20	2	—	531

免許種別		免許 (新規登録)	書換 (籍訂正)	再交付	抹消	返納	計
県知事免許	准看護師	—	7	7	—	—	14
	診療エックス線技師	·	—	—	—	—	—
	栄養士	3	10	3	—	—	16
	受胎調節実地指導員	—	—	—	—	—	—
	小計	3	17	10	—	—	30
合計		309	220	30	2	—	561

◆ 献血状況

豊田市内で行われた献血で、献血にご協力いただいた方の数や、愛知県内で行われた献血で、献血に協力していただいた市民の数を表す。また、目標数は「令和5年度愛知県献血推進計画」による。

(1) 献血目標及び実績

	単位数	達成率	200ml 献血者	400ml 献血者	献血者数計
目標	7, 285	—	109	3, 588	3, 697
実績	9, 486	130.2	140	4, 673	4, 813

注：目標、実績ともに、豊田市内で行われた献血に関する数値

：豊田献血ルームにおける献血者数は含まない

(2) 豊田市居住者献血実績

年度	実績単位	200ml	400ml	血漿成分献血者数	血小板成分献血者数	献血者数計	申込者数	献血率 1)
元	87, 787	522	9, 455	5, 873	3, 899	19, 749	21, 715	6. 8
2	73, 910	333	8, 031	5, 419	3, 042	16, 825	18, 345	5. 9
3	72, 406	376	8, 555	4, 934	3, 025	16, 890	18, 534	6. 0
4	69, 849	511	9, 524	4, 492	2, 783	17, 310	19, 075	6. 2
5	66, 145	464	9, 673	4, 029	2, 619	16, 785	18, 571	5. 9

注：実績単位は 200ml 献血 1 回を 1 単位、400ml 献血を 2 単位、血漿成分献血を 5 単位、血小

板成分献血を 10 単位として換算

注 1)献血率＝献血者数／各年度 10 月 1 日現在の住民基本台帳の人口(16 歳～69 歳)×100

◆ 骨髓バンク登録状況

骨髓バンク登録事業とは、日本赤十字社と協力して行われる公的事業である。

豊田市が主催した登録会による登録者数

年度	元	2	3	4	5
登録者数	19	2	1	11	15

◆ 救急医療

(1) 救急告示病院及び診療所数

「救急病院等を定める省令」に基づき、救急業務に協力する旨の申し出のあった医療機関について一定の要件を満たす場合に愛知県知事が認定・告示を行っており、保健所ではこの申出書の県への経由事務を行っている。

市内医療機関の救急告示認定状況 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

病院数	診療所数
9	1

(2) 休日救急内科診療所

豊田加茂医師会立休日救急内科診療所及び豊田市立南部休日救急内科診療所が内科系の傷病の初期及び急性期症状の医療を担当している。

豊田加茂医師会立休日救急内科診療所

診療日時	休日・祝日・お盆・年末年始(12 月 30 日から 1 月 3 日)…午前 9 時～午後 5 時				
診療科目	内科・小児科				
年度	元	2	3	4	5
診療日数	77	71	71	72	72
年間患者数	3,860	454	783	2,027	4,087
1 日平均患者数	50.1	6.3	11.0	28.1	56.7

豊田市立南部休日救急内科診療所

診療日時	休日・祝日・お盆・年末年始(12 月 30 日から 1 月 3 日)…午前 9 時～午後 5 時				
診療科目	内科・小児科				
年度	元	2	3	4	5
診療日数	…	54	71	72	73
年間患者数	…	478	723	1,589	3,428
1 日平均患者数	…	8.8	10.1	22.0	46.9

注： 豊田市立南部休日救急内科診療所は令和 2 年 7 月 1 日に開院

注 1) 令和 2 年 7 月から令和 3 年 3 月までの実績

(3) 在宅当番医制

外科系医療機関が、当番制により外科系の傷病の初期及び急性期症状の医療を担当している。

診療日時	休日・祝日・年末年始(12月30日から1月3日)…午前9時～午後5時				
年度	元	2	3	4	5
診療日数	76	71	71	71	72
参加医療機関数	26	25	27	25	26
(病院再掲)	7	7	7	7	7
(診療所再掲)	19	18	20	18	19
年間患者数	2,142	1,410	1,469	1,518	1,424

(4) 病院群輪番制

医療圏内の5病院が、輪番方式で入院又は緊急手術を要する救急患者の医療を担当している。

診療日時	休日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)…午前8時～午後6時 夜間(毎日)…午後6時～翌朝午前8時					
参加医療機関	豊田厚生病院、トヨタ記念病院、豊田地域医療センター、足助病院、みよし市民病院					
事業開始	昭和55年度					
年度	元	2	3	4	5	
診療単位(当番回)数	492	487	488	487	489	
延べ患者数	内科 入院	1,907	2,466	2,332	1,623	2,558
	内科 外来	10,948	8,567	13,980	6,592	12,058
	小児科 入院	555	229	300	168	421
	小児科 外来	4,589	1,641	2,591	1,353	4,080
	外科 入院	388	417	461	618	906
	外科 外来	2,690	1,823	2,181	2,234	4,256
	その他 入院	509	763	3,115	162	320
	その他 外来	5,584	4,953	9,997	1,615	1,686
	計 入院	3,359	3,875	6,208	3,777	4,205
	計 外来	23,811	16,984	28,749	23,299	22,080

(5) 小児救急医療支援事業

医療圏内の2病院が、輪番方式で小児科の入院治療を必要とする重症患者の医療確保を図る。

診療日時	休日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)…午前8時～午後6時 夜間(毎日)…午後6時～翌朝午前8時				
参加医療機関	豊田厚生病院、トヨタ記念病院				
事業開始	平成12年度				
年度	元	2	3	4	5
診療単位(当番回)数	492	487	488	487	489
延べ患者数	入院 694	335	407	474	640
	外来 5,892	2,573	3,604	3,909	3,887

(6) 救命救急センター

医療圏内の2病院が、24時間体制で特に高度な治療を必要とする救急の重篤患者の救命医療を担当している。

参加医療機関	豊田厚生病院、トヨタ記念病院					
事業開始	平成20年1月1日（トヨタ記念病院は平成23年6月1日より事業開始）					
年度	元	2	3	4	5	
延べ患者数	入院 外来	11,078 53,662	10,476 39,008	9,726 44,631	7,456 42,994	7,993 36,690

注：延べ患者数には病院群輪番制及び小児救急医療支援事業との重複あり

(7) 医療安全支援センター

患者・家族等からの医療に関する相談に対応し、医療提供施設に対する助言や情報提供、並びに地域における医療安全に関する意識啓発を図る。

事業開始	平成22年4月1日				
年度	元	2	3	4	5
電話相談	407	406	435	403	462
面接相談	53	25	29	42	46
その他	11	5	9	3	1
合計	471(107)	436(76)	473(66)	445(100)	509(126)

注：（ ）は繰り返し相談件数

13 保健・福祉に関する総括

◆ 豊田市社会福祉審議会

豊田市では、中核市に移行した平成 10 年度から、社会福祉法第 7 条第 1 項に規定する「地方社会福祉審議会」として、豊田市社会福祉審議会を設置している。

この審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議し、市長の諮問に答え、又は市長に意見を具申することにより、市民の福祉向上に寄与することを目的として設置したものである。

審議会委員は、3 年任期で令和 7 年 6 月までとなっており、学識経験者、社会福祉事業従事者、市民公募など委員 51 名を委嘱している。

各委員は専門分科会・審査部会(5 専門分科会、1 審査部会)に属し、個別の案件については各専門分科会・審査部会で審議し、市の福祉行政に係る重要事項等については全体会においても審議又は報告を行うことを基本としている。

各分科会・審査部会の名称とその審議事項は以下のとおり。

- | | |
|----------------|-----------------------------------|
| ・民生委員審査専門分科会 | ・民生委員の適否の審査に関する事項 |
| ・障がい者専門分科会 | ・障がい者の保健福祉に関する事項 |
| ・障がい者専門分科会審査部会 | ・身体障がい者の障がい程度に関する事項 |
| ・高齢者専門分科会 | ・高齢者の保健福祉に関する事項 |
| ・法人・施設専門分科会 | ・社会福祉施設の設置及び社会福祉法人・施設・事業の監督に関する事項 |
| ・地域福祉専門分科会 | ・地域福祉に関する事項 |

「医療扶助専門分科会」は、審議事項である生活保護法による医療扶助等にあたっての医学的判断に関する諮問等が、主治医等、医療機関で対応できると判断し、平成 28 年 7 月で廃止とした。

令和 5 年度開催状況

名称	開催回数	主な内容
民生委員審査専門分科会	一	・民生委員児童委員候補者に関する意見について ・民生委員児童委員の解嘱に関する審議について
障がい者専門分科会	2 回	・第 5 次豊田市障がい者ライフサポートプランの進捗について ・第 7 期豊田市障がい福祉計画・第 3 期豊田市障がい児福祉計画について
障がい者専門分科会 審査部会	6 回 (全て書面表決)	・身体障がい者福祉法第 15 条第 1 項の規定による医師の指定について ・障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 54 条第 2 項の規定による自立支援医療機関の指定について
高齢者専門分科会	3 回	・豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について ・地域包括支援センター（運営協議会）について
法人・施設専門分科会	1 回	・特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホーム整備事業者の事業採択の審査結果について ・特別養護老人ホーム整備事業者の公募整備に係る社会福祉法人の設立認可について
地域福祉専門分科会	1 回	・第 2 次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画について

◆ 豊田市地域保健審議会

この審議会は、平成 25 年度から地域保健及び保健所の運営に関する事項の審議並びに健康増進その他保健に関する事項の調査及び審議を行うために設置したものである。

審議会委員は、3 年任期で令和 7 年 6 月までとなっており、学識経験者、医療関係団体の代表者、市民公募など委員 12 名を委嘱している。

令和 5 年度開催状況

名称	開催回数	主な内容
地域保健審議会	3 回	・健康づくり豊田 21 計画（第四次）について ・令和 5 年度の重点取組について ・新型コロナウイルス感染症への対応状況について

◆ 社会福祉に係る指導・監督

(1) 社会福祉法人・施設・事業等の指導監督

社会福祉事業等が公明かつ適正に行われることを確保し、社会福祉事業等の増進を図るため、社会福祉法及び福祉各法に基づき当市が所管する社会福祉法人、社会福祉施設、社会福祉事業者等を指導・監督した。

社会福祉法人に対する指導監査では、平成 29 年度の社会福祉法の改正による社会福祉法人の制度改革に関連した指摘が見られた。

社会福祉施設に対する指導監査では、令和 3 年度と同様に、経理規程や就業規則等の内部規程に基づいた施設運営を適切に行う旨の指摘が見られた。

社会福祉法人監査対象数及び実施数

区分	対象数	実施数	実施率(%)	指摘件数
豊田市所管社会福祉法人	18	5	27.8	17

社会福祉施設・事業等監査・実地指導等対象数及び実施数

区分	対象数	実施数	実施率(%)	指摘件数
児童福祉関係	35	35	100	48
老人福祉関係	施設監査	28	14	50
	運営指導	853	203	23.8
障がい福祉関係	施設監査	4	2	50
	実地指導	388	65	16.8

注：児童福祉関係の実施数について、こども園の分園を含む。

監査実施数及び処分件数

区分	実施数	処分件数
監査	5 (R4 繼続)	—
	8	—

有料老人ホーム等立入調査対象数及び実施数

区分	対象数	実施数	実施率(%)	指摘件数
有料老人ホーム等	40	6	15	32

(2) 社会福祉法人・施設・事業等 認可申請・指定・届出

ア. 社会福祉法人

	申請認可	届出受理
法人設立認可	—	—
定款変更	3	1
基本財産処分承認	—	—
基本財産担保提供承認	—	—

イ. 児童福祉関係

施設・事業(第1種・第2種社会福祉事業)

	申請認可	届出受理
児童福祉法	—	—
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	2	—

ウ. 老人福祉関係

施設・事業(第1種・第2種社会福祉事業)

	申請認可	届出受理
老人福祉法	—	430
社会福祉法	—	4

介護保険サービス

新規指定1)	指定更新1)	指定取消1)	届出		
			変更	廃止	その他
73	123	—	753	43	17

注 1)事業所数

エ. 障がい福祉関係

障がい福祉サービス等(第1種・第2種社会福祉事業) R5.4.1～R6.3.31 市内事業所のみ計上

	届出		
	開始	休止	廃止
障がい福祉サービス事業	27	5	13
相談支援事業(一般・特定)	6	—	—
移動支援	3	—	2
地域活動支援センター	—	—	—
日中短期入所	1	—	—
福祉ホーム	—	—	—
障がい児通所支援事業	13	—	8
相談支援事業(障がい児)	3	—	—

◆ 厚生労働統計調査(保健関係)

厚生労働省等からの委託を受けて、以下の統計調査を実施した。

名称	種別	周期	概要	対象	担当所属
人口動態調査	基幹統計	月	戸籍法に基づく届出等から基礎的な5つの人口動態事象(出生・死亡・死産・婚姻・離婚)を把握する。	市区町村に届出されたもの及び外国在住の日本人に関するもの	(保)総務課
医療施設動態調査	基幹統計	月	医療施設の開設、廃止、変更等の動向を把握する。	医療法上の届出や処分のあった医療施設	(保)総務課
衛生行政報告例	一般統計	年度	市が実施する食品・環境衛生、医務・薬務などの衛生行政について業務実績の状況を把握する。	市(中核市)	(保)総務課 <取りまとめ>
地域保健・健康増進事業報告	一般統計	年度	市が実施する保健事業活動について業務実績を把握する。	市(保健所及び市町村)	(保)総務課 <取りまとめ>
病院報告	一般統計	月・年	全病院及び療養病床を有する診療所を対象に、利用者を把握する。	医療法上に定める病院及び療養病床を有する診療所	(保)総務課
医師・歯科医師・薬剤師統計	一般統計	2年に1回	医師、歯科医師及び薬剤師の分布と就業の記録を把握する。	全ての医師、歯科医師及び薬剤師	(保)総務課

◆ 厚生労働統計調査(社会福祉関係)

厚生労働省からの委託を受けて、以下の統計調査及び統計調査に係る事務を実施した。

名称	種類	周期	概要	対象	担当所属
福祉行政報告例	一般統計	月・年	生活保護世帯数、保育所入所者数等、福祉行政の実態を数量的に把握する。	市(中核市)	福祉部及び子ども部の関係課、市民活躍支援課
社会福祉施設等調査	一般統計	年	全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握する。(介護保険施設を除く)	社会福祉施設全て	(保)総務課 <取りまとめ>

◆ 厚生労働統計調査(保健関係、社会福祉関係にまたがるもの)

名称	種別	周期	概要	対象	担当所属
国民生活基礎調査(世帯票、所得票)	基幹統計	年	保健、医療、年金、福祉等国民生活の基礎的事項を総合的に調査する。	国勢調査地区から無作為抽出した地区の世帯及び世帯員	(保)総務課
国民生活基礎調査(健康票、介護票、貯蓄票)	基幹統計	3年に1回	健康状況、介護が必要な人の状況及び貯蓄・借入の状況を把握する。	国勢調査から無作為抽出した地区の世帯及び世帯員	(保)総務課

◆ 統計調査(その他)

名称	種別	周期	概要	対象	担当所属
生活と支え合いに関する調査(社会保障・人口問題基本調査)	一般統計	5年に1回	社会保障サービスの利用やその背景にある国民における自助・共助の動向、地域や家族以外の他者との関わり方を調査する。	国勢調査地区から無作為抽出した地区の世帯の世帯主及び18歳以上の世帯員	(保)総務課
社会保障に関する意識調査～社会保障における公的・私的サービス～	一般統計	3年に2回	社会保障における公的・私的服务の機能、役割分担など、自助・共助・公助のバランスのあり方に関する意識を調査する。	国勢調査地区から無作為抽出した地区の20歳以上の世帯員	(保)総務課
家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	一般統計	5年に1回	一般世帯及び生活保護受給世帯の生活実態及び生活意識を把握する。	国勢調査地区から無作為抽出した地区の世帯	(保)総務課

◆ 地域保健関係職員等研修

管内関係者の取組事業の報告や情報交換会を実施し、地域の健康づくりの関係職員の研鑽・連携を図る場となった。今後も、市民の健康度の向上を目指し関係機関と連携を図っていく。

目的	市民の健康課題やニーズに対応した保健・医療・福祉の総合的なサービスを提供するために、地域保健対策の理念を踏まえた幅広い分野の研修を実施する。		
対象	地域保健福祉関係者等		
結果	開催…3回、参加者数…96名		
日程		内容	参加者数
R4	未実施	新型コロナウイルスの影響により未実施	0
R5	6月29日	地域、民間事業者、行政等の連携による幅広い健康づくりの推進～健康づくりに取り組む事業所の好事例紹介～	61
	8月25日	産業メンタル情報交換会	10
	9月19日	健康経営セミナーと座談会	25

◆ 看護学生実習指導等

保健所では、日本赤十字豊田看護大学・名古屋市立大学等の学生実習を受け入れている。その他、市内の看護学校は講義のみ実施している。

方針	地域における公衆衛生活動の実際を理解し、中核市の保健福祉行政における保健師の活動を学習させることにより、広い視野を持ち、暮らしを見据えた看護を実践し、創造意欲のある看護従事者を育成する。					
実習校		実習期間	日数(日間)	学生数(人)	合計(人日)	内容
講義のみ	トヨタ看護専門学校	4月24日	1	36	36	総合オリエンテーション
		4月24日	1	2	2	総合オリエンテーション
名古屋女子大学		8月21日～31日 9月19日～10月6日	19	2	38	地域特性の把握、保健所及び市町村保健事業の実習(健康相談、健康教育、家庭訪問等)
名古屋市立大学		4月24日	1	3	3	総合オリエンテーション
		5月9日～31日	11	3	33	地域特性の把握、保健所及び市町村保健事業の実習(健康相談、健康教育、家庭訪問等)
名古屋大学		11月20日～12月1日	8	4	32	地域特性の把握、保健所及び市町村保健事業の実習(健康相談、家庭訪問等)

実習校	実習期間	日数 (日間)	学生数 (人)	合計 (人日)	内容
日本赤十字豊田 看護大学	4月24日	1	4	4	総合オリエンテーション
	7月11日～8月3日	15	4	60	地域特性の把握、保健所及び市町村保健事業の実習(健康相談、健康教育、家庭訪問等)
愛知保健看護大学 校専門学校	4月24日	1	3	3	総合オリエンテーション
	9月4日～9月12日	6	3	18	地域特性の把握、保健所及び市町村保健事業の実習(健康相談、健康教育、家庭訪問等)

◆ 医師臨床研修

平成16年度から医師臨床研修が開始され、研修の必須科目として「地域保健・医療」が指定された。以後、平成22年度から「地域保健」は選択科目となった。

《保健所》

目的	研修医が保健所の業務を体験することにより、地域保健への理解を深め、将来的に地域保健に貢献する医師の育成を図ることを目的とする。		
研修病院	令和5年4月～令和6年3月	研修人員	内容
豊田厚生病院		13	・保健所、公衆衛生について オリエンテーション1)
トヨタ記念病院		6	・希望事業参加

注 1)オリエンテーションは、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、資料提供（事業紹介動画データ）の実施

◆ 医学部地域枠学生実習受入

目的	「地域特性と地域医療」をテーマに、定期の医学部の講義、実習とは別に地域での実習を通じて地域医療を学習させて、地域医療に対する意識付けを図る。		
大学名	研修期間	研修人員	内容
藤田医科大学	令和5年8月22日～8月24日	5	事業参加

◆ 社会福祉士資格取得のための実習指導

令和5年度は実績なし。

目的	地域における社会福祉行政業務の全般的な理解を図るとともに、社会福祉の理論と専門的援助方法の展開の実際を学ぶ。
主な内容	・オリエンテーション ・豊田市社会福祉事務所(福祉総合相談課、生活福祉課、障がい福祉課、こども家庭課)での現場実習

◆ 管理栄養士学生実習指導

管理栄養士課程を専攻している学生の保健所実習指導。

計 20 名：東海学園大学…10 名、名古屋学芸大学…10 名

日程	対象者数	内容
5月8日	20	オリエンテーション
6月13日～6月16日	4	保健所業務説明
7月18日～7月21日	4	課題検討
8月15日～8月18日	4	乳幼児健診見学
9月12日～9月15日	4	食品衛生監視
2月13日～2月16日	4	

◆ 発表の状況

令和5年度中の本市の保健福祉関係職員による学会等での発表実績。

所属	年月日	学会名等	演題	発表者	会場
保健衛生課	令和6年2月2日	令和5年度食品衛生監視員協議会西三プロック研修会	あいち電子申請・届出システムを応用した食中毒調査方法の検討について	川崎桂輔	愛知県西尾保健所
	令和6年2月2日	令和5年度食品衛生監視員協議会西三プロック研修会	弁当等により発生したノロウイルスによる大規模食中毒事例について	中山加代	愛知県西尾保健所
	令和6年3月1日	令和5年度西三河地区保健所試験検査技術研修会	DHL 培地からの腸管出血性大腸菌の検出について	板倉知広	愛知県衣浦東部保健所
	令和6年3月1日	令和5年度西三河地区保健所試験検査技術研修会	イミノ二酢酸キレート固相を用いた米中のカドミウム検査法の検討	能見友貴	愛知県衣浦東部保健所

保健福祉レポート 2024
〈令和5年度事業報告〉

令和6年9月発行

【編集・発行】

豊田市保健部健康政策課

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

電話 (0565) 34-6723

FAX (0565) 31-6320

